

ト爲シタルトキハ
荷受人ハ船長ノ指
圖ニ從ヒ船中
運送品ヲ陸揚スル
コトヲ要ス

ざる慣習あるからである。
個積の運送品を以て運送契約の目的と爲したるときは荷受人は船長の指圖に従ひ早速荷物を陸揚さなければならぬ。備船の場合には契約又は慣習に依る一定の期間があるからして船長から準備整頓の通知を受けた日の翌日から起算して其期間内に陸揚を爲すべきであるけれども個々の貨物を運送する場合には其陸揚の爲めに一定の期間がなきものであるから何時にても船長より通知あり次第其指圖通りに陸揚を爲さなければならぬ。勿論個積運送に於ても契約又は慣習に依り陸揚期間を一定することがあるから此場合には其期間内に陸揚を爲すべきである。

第六百六條

船舶が陸揚港に到着したるときは、船長は運送品を荷受人に引渡す

べく荷受人に其引渡を請求する権利があるのは勿論であるけれども其引渡に付ては一定の條件、手續を履まなければならぬ、即ち其の條件及び手續を次に説明する。

第六百六條 荷受人
カ運送品ヲ受取
リタルトキハ運送
契約又ハ船荷證券
ノ趣旨ニ從ヒ運送
費、附隨ノ費用、
立替金、陸揚料及
運送品ノ價格ニ應
ジ共同海損又ハ救
助ノ爲メ負擔スヘ
キ金額ヲ支拂フ義

(一)、運賃其他の支拂を爲すべきこと、荷受人は運送品を受取るに際し運送契約又は船荷證券の趣旨に従ひ次に掲げる金額を支拂ふ義務がある。
イ、運送賃。
ロ、附隨の費用、例へば荷造りの修繕、毀損貨物の手入れ等に要する費用の類を云ふ。
ハ、立替金、例へば船主が荷主の爲めに保険料を立替ふるの類を云ふ。

荷ヲ負フ
船長ハ前項ニ定メ
タル金額ノ支拂ト
引換ニ非サレハ運
送品ヲ引渡スコト
ヲ要セス

ニ、共同海損の爲め負擔すべき費用、之は運送品の價格に應じて支拂ふものであつて其の詳細なることは第六百四十二條以下を見るべし。
ホ、救済又は救助の爲めに負擔すべき金額、第六百五十二條以下参照すべし。
荷受人は右述べたる金額を支拂はざれば運送品を受取ることは出来ぬ、之れを他方より云へば船長は是等の金額と引換てなければ運送品を引渡す義務がないのである。
法律が斯の如く運送品の引渡と金額の支拂と互に相條件を爲さしむるは船主をして民法其他の規定に依り運送品の上に有する留置権、先取特権を保全せしむるが爲めに必要であるからである。
(民法の留置権、先取特権につきての規定を参照す。

一、他人の物の占有者が其物に關して生じたる債権を有するときは其債権の排濟を受けるまで其物を留置することを得但し其債権が辨別期に在らざるときは此限に在らず。
前項の規定は占有が不法行為に因りて始まる場合には之を適用せず(民法第二九五條)
二、旅客又は荷物の運輸によりて生じたる債権を有する者は債権者の特定財産の上に先取特権を有す(民法第三二二條第三項)

一、運輸の先取特権は旅客又は荷物の運送賃及び附隨の費用に付き運送人の手に存する荷物の上に存す。(民法第三一八條)
二、船荷證券の交付、荷受人は運送品の引渡を受ける際には船荷證券に其引渡を受けた旨を記載し且つ之に署名又は記名捺印して之を船長に交付さなければならぬ之れ運送品の受取に付ての必要な手續であつて之れを爲さなければ荷受人は運送品を受取ることが出来ぬ又船長の方面から云へば船荷證券と引換てなければ運送品の引渡を爲さぬのである。

船荷證券 通常航海業者の實際に於いて船長が荷主より貨荷を受取りたるときは荷主に其受取證を交付し荷主は之れを荷受人に發送し之を以て荷物受取の用に供せしむる習慣である、斯の場合に其證書を船荷證券と云ふ。船荷證券は陸上運送に於ける貨物引換證券に對當するものにして其作用は極めて複雑

である。現時に於ては此証券は單に荷物の受取又は引附請求の證據として用ふる證據たるに止まらずして荷役之を以て運送品賣買の用に供し且つ船主と荷物を受取るべき者との法律關係を決定する作用を有するに至れり。其の流用の性質に於ては積や手形に類するものにして此の點に付ては貨物引換證よりも流通力が廣ひのである。

船荷證券は運送契約の成立には關係はない否を寧ろ運送契約成立の結果として船積を爲したるが爲めに作成するものである故に前に説明せし船積契約書其他の運送契約書と兩立することを得べきである若し此兩者の條項互に相衝突するときは荷出人と船主との關係に付ては運送契約書の記載を標準とし荷出人と船主との關係に付ては船荷證券の記載を標準として總べての權義を決定すべきものである。然れども若し船荷證券の記載が運送契約の條項を變更する主旨なること明瞭である場合に於ては荷出人と船主との關係に於ても亦船荷證券に依りて之を定むるものとするのである。(船荷證券の作成に關する規則に付ては第六百二十條以下に於て説明する)

以上述べたる如く船荷證券は運送品を代表する物權的の證券であるから運送品引渡の際は之を船長の手に收め置かなければならぬ。若し其證券が善意の第三者の手に渡り再び運送品の引渡を請求せらるゝが如きことあらば船長は民法上の規定によつて引渡を拒むことは出來ぬ(民法四七二條、四七三條參照)

第六百七條 船船が陸揚港に到着したるとき荷受人が運送品を受取らざる場合に於ては次に述べる供託及び競賣の手續を船長は爲すのである。

荷物の供託 荷受人が運送品を受取らんとするに付ての條件手續に付ては前條に述べたが、若し其の反荷受人が運送品を受取ることを見放したるときは船長は如何に之を始末すべきや。蓋し船船の碇泊期間には限りあるが故に空しく其受取を待つことは出來ぬ現に他の荷物の積込にも差支を生ずべきであるから一旦も早く運送品の處置を終了するの必要があるそれ故法律は船長をして運送品を供託することを得せしめ以て船船の航海に支障ならしめるのである。只此場合には荷受人に對して運送品の成り行を知らしむるが爲めに之に對し其通知を發する義務があるのである。

若し又荷受人を確知することの能はぬときは又は荷受人が運送品を受取ることを見放したるときは船長は必ず運送品を供託せざるべからず此場合には船長は其旨を荷受人に通知することが出來ぬ又假令通知を爲しても其益がなき場合であるから船積者又は荷出人に對して早速其供託に爲したる旨の通知を發するのである。

第六百八條 運送品は物品運送の報酬として支拂ふものにして運送契約の效力として船主に屬すべき權利の最も重なるものである。運送契約が有償契約たるは此の效力あるが爲めである。而して運送品の額を定むるは運送契約當事者の隨意であつて、其の效力としては荷物の重量、容積を標準とし。或は荷物全體に付き幾日間の航海の運賃を若干なりと定むるともあるのである。是等の詳細は固より當事者の自由に定むる所に依るべきは勿論であるが、重量又は航海日數等單に運賃計算の標準のみを定むるも、若し其の標準自體を測定すべき方法を定めるときは、結局支拂ふべき運賃の額に關し紛争を生ずることがある。それ故本條及び次の條に於て之等のことを規定してある。即ち本條に於ては、運送品の重量又は容積を以て運賃を定むる場合のである。

荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキ又ハ荷受人力運送品ヲ受取ルコトナシ拒ミタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ船積者又ハ荷出人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第六百七條 荷受人力運送品ヲ受取ルコトナシ拒ミタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ船積者又ハ荷出人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

この時は其額は運送品引渡の當時に於ける重量又は容積に依りて之を定むるのである、即ち初め荷物を積積する當時の重量又は容積に依らずして其の荷物を運送の後之を引渡すべき當時の重量又は容積に依るのである、故に初め八千貫目の鐵材を積込み一貫目に付き十錢とせるときは途中海賊に遇ひ其半分を奪ひ去られたりとせば支拂ふべき運賃は引渡當時に於ける四千貫目に對する四百圓を支拂へば足るのである。蓋し運送契約は一種の請負契約であるから船積の時に依らないで仕掛の結果ありたる引渡の時を標準とするを正當とするのである、勿論常事者は反對の契約を爲すことも別に妨げない。殊に海運社會の實際に於ては多くは船主に都合好き様運賃を前拂とし甚だしきは不可抗力に依り荷物が滅失するも、一旦受取りたる運賃は之を返還せずと云ふが如き約定を爲すのが常である。

第六百九條 期間
 フ以テ運送貨ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積者手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日マテノ期間ニ依リテ之ヲ定

第六百九條 前條に於て運送品の重量又は容積を以て運賃を定めたる時の規定を述べたのであるが本條は期間を以て運賃を定めたるべきの規定を爲してある。即ち期間を以て運賃を定めたるときは其額は運送品の船積着手日より其荷物を陸揚して終了するまでの期間に依つて之を定めるのである言ひ換ふれば期間運賃の場合には

ム但船積カ不可抗力ニ因リ發航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ爲スヘキトキ又ハ航海ノ途中ニ於テ船積ヲ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入セズ第五百九十四條第二項又ハ第六百五條第二項ノ場合ニ於テ船積期間又ハ陸揚期間經過ノ後運送品ノ船積又ハ陸揚ヲ爲シタル日數亦同シ

第六百十條 船積
 所有者ハ第六百六條第一項ニ定メタル金額ノ支拂ヲ受クル爲メ裁判所ノ

船舶の發航より到着までの期間に依らずして船積に着手の日から陸揚終了の日までの期間を以て計算するのである。蓋し其間の期間は船主に於て其船舶を利用することとが出来ぬから之に對して運賃を與ふるの至當の事である。之は期間運賃計算に於ての本則であるけれども之に對しては次に掲げる三つの例外がある。

- 一、船舶が不可抗力即ち天災地變等の爲めに發航港、若くは航海の途中に於て碇泊を爲すべきときは其の碇泊期間の費用は船積積共同の負擔となるのであるから船主は特に其期間に對しては運賃の請求を爲すことは出来ぬ。
- 二、航海の途中に於て船舶を修繕すべきときは其修繕の必要の起りし原因が何れにせよ其間の期間に對して運賃を支拂はしむるは荷主に對して過酷であるからこれ又請求は出来ぬ。
- 三、船積期間又は陸揚期間經過の後荷物の船積又は陸揚を爲したる日數は此場合に於ては船主は超過碇泊期間に對して前述の如く別に増拂を請求し得るのであるから同一の期間に對し更に又運賃の請求を爲さしむるは故なくして二重の利益を與ふるものなるが故に其日數に對しては運賃の請求は出来ぬ。

此の他船主が過失に因りて不當に船舶を碇泊せしめたるときは其期間に對する運賃を請求することの出来ぬのは勿論である。

第六百十條 荷受人が運賃其他運送契約又は船荷證券の趣旨に従ひて附隨の費用、立替金等第六百六條一項に定めたる金額を支拂はざるときは船長は運送品を引渡すを要せざることは前に説明せるが如しと雖も單に運送品を抑留したりとて船主

許可を得ず運送品ヲ積置スルコトヲ得
船長カ荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ト雖モ船船所有者ハ其運送品ノ上ニ權利ヲ行使スルコトヲ得但引渡ノ日ヨリ二週間ヲ經過シタルトキ又ハ第三者カ其占有ヲ取得シタルトキハ此限ニ在ラス

に於て何等現實の利益あるに非ざるが故に勢ひ其支拂を備船者又は荷送人に對して請求せざるを得ず、然るに實際に於ては備船者又は荷送人は遠隔の地に在るの常なるを以て迅速に運賃其他の金額の支拂を受くること容易ならず之を以て商法は船主を保護するが爲め之に裁判所の許可を得て運送品を競賣するの權利を與へたのである。故に船主は其競落代金を以て他の債權者に優先して運賃其他の金額の支拂に充當するの利益を有するのである、是れ先取特權から生ずる當然の效力である。而して船主が右權利を行使するは船長が尙ほ運送品を留置し又は之を供託せる場合に於てすることが通常であるけれども其運送品を積込める船舶が港内に碇泊するに期間は限りがあるから之を船内に留め置くも他の運送品の妨げとなるのみならず時として危険に遭遇する恐れもあるべく又之を倉庫に供託するにも倉敷料其他の費用多き時の如きは船長は之を厭ひ免も角も一應運送品を荷受人に引渡すことは實際に於て往々見る所にして海運業者の境遇上止むを得ざる事である斯る場合に於て船長は最早運送品の占有を有せざるが故に一般の法理に依り船主は其運送品の上に行使する權利なしとするは頗る不當の結果を生ずるのである之を以て商法は一つの例

第六百一十一條 船所有者カ前條ニ定メタル權利ヲ行ハサルトキハ備船者又ハ荷送人ニ對スル請求權ヲ失フ但備船者又ハ荷送人ハ其受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ヲ爲スコトヲ要ス

外を設け船長が荷受人に運送品を引渡したる後であつても船主は其運送品の上の權利を行使することが出来るのである。然れども之れは一つの變則なる規定に過ぎないから長く其狀態を繼續せしめ又は之が爲めに第三者の利益を害することは許さぬ、即ち次の場合
一、引渡の日から二週間を経過したる時は其運送品の上に權利を行使することが出来ぬのである。
二、第三者が其運送品の占有を所得したるときも亦同様に船主は其運送品の上に權利を行使することが出来ぬのである。
第六百一十一條 前條の規定は船主が荷受人より運賃其他の金額の支拂を得ざる場合に於て運送品の上ニ其權利を行ふ場合であるが若し此の權利を行ふとも尙ほ其支拂を得られざる時には之を備船者又は荷送人に對して請求することが出来る之れ恰も手形の場合に於て引受人が其支拂を爲さざるときは手形の所持人が前者に對して償還を請求することの出来るのと稍其類が同一である、斯る場合に船主が備船者又は荷送人に對りて請求することを請求權と云ふて居るのである。

而して船主が右述べたる競買権を行はざるときは之れ自己の権利を保護すべき法定の手續を怠りたるのであるから法律は備船者又は荷送人に對する請求権をも失ふものとなすのである然れども之が爲めに不當の利得を片方に許すことは甚だ不公平である、法律の精神に反するものであるから備船者又は荷送人はそれが爲めに受けたる利益の限度に於て償還を爲すの義務あるものと規定したのである。例へば備船者又は荷送人が荷受人より運賃として金銭を受取り居る場合の如きときは、其の受取り居る金銭を船主に償還するのである。是れ手形の場合に於ける利得の償還に類するのである。

第六百十二條 船ノ全部ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ備船者カ更ニ第三者ト運送契約ヲ爲シタルトキハ其契約ノ履行カ船長ノ職務ニ屬スル範圍内ニ於テハ船船所有者ノミ

第六百十二條 船船の全部を以て運送契約の目的と爲した場合でも亦一部を以て運送契約の目的となした場合、即ち全部備船者又は一部備船の時であつて、其の備船者が自己の荷物以外の第三者の荷物を船積する契約即ち運送契約を爲したるときは其契約は備船者と第三者との間の契約であるけれども備船契約は貸貨契約と異なり船船全部の占有を備船者に移すのでない従つて其契約の履行が船長の職務上に屬する場合がある此時には其職務の範圍内に於て第三者に對する履行の責任は船主が負

其第三者ニ對シテ履行ノ責任ニ但第五百四十四條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ妨ケス

第六百十三條 船ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタル場合ニ於テハ其契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス一、第五百八十七條第一項ニ掲ケタル事由

擔するのである。尤も第五百四十四條の規定即ち船船の所有者は船長が其法定の權限内に於て爲したる行爲又は船長其他の船員が其職務を行ふに當たり他人に加へたる損害に付ては航海の終りに於て船船、運送賃、及び船船所有者が其船船に付き有する損害賠償又は報酬の請求權を債權者に委付して其責任を免かるゝことが出来る但し船船所有者に過失ありたるときは此限にあらす。前項の規定は雇傭契約に因りて生じたる船員の權利に付ては之を適用せず。右は船主の權利であるが、此の場合も亦船長の職務に屬する範圍内に於て負ふべき責任の履行を船主が引受けるのであるから其權利即ち船主の有する債權を委付して其の履行の責任を免かるゝことが出来るのである。

第六百十三條 船船の全部を以て運送契約の目的と爲したる場合に於て其運送契約の終了する原因に付き特に法律が規定して居るのは次に掲げる事柄の起つた場合であるが此の他當事者が運送契約書の中に其終了する原因となるべき事項を特に明定したるときには其事由に因つても終了すべきことは勿論である。今法律で規定たる終了原因の場合を次に掲ぐ。

二、運送品が不可抗力に因りて滅失シタルコト
 第五百八十七條第一項ニ掲ケタル事由が航海中ニ生シタルトキハ備船者ハ運送ノ割合ニ應ジ運送品ノ價格ヲ超ニサル限度ニ於テ運送貨ヲ支拂フコトヲ要ス

第六百十四條 航海又ハ運送方法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力に因リテ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ各當事者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得
 前項ニ掲ケタル事由

一、船舶の沈没、修繕不能、又は捕獲されしとき。此の事由あるときは最早運送契約を履行することの出来ざるに至りたるのであるから發航の前後如何を問はず契約は終了するものと規定してある。それ故に船主は運送品を目的地に運送する義務も無ければ船賃を請求する権利もなくするのである。只右の事柄が航海中に生じたるときは既に船主に於て多少の運送行爲を爲したる後であるから其勢力の割合に相當する報酬を得せしむることが公平である。然れども斯る場合に有り餘なることは運送品の毀損其他の爲め價格が減少したときにあつては其價格以上の報酬を拂はしむるは酷である、それ故法律は前述べし如き事由が航海中に生じたるときは備船者又は荷送人は運送の割合に應じ運送品の價格を超えざる限りに於て運貨の支拂を爲すべき義務を負はせてある。

二、運送品全部が不可抗力に因りて滅失したる場合、此の場合に目的物が消滅するものであるから契約の終了することは勿論である、假令船舶の發航前たるに於て然りとすべしと問ふ必要はない。

此場合には船主は割合運貨をも請求することの出来ぬのは當然である。蓋し不可抗力に因る損失例へば暴風雨、離破船等の爲めに蒙る損失は各自荷送人の分擔に歸すべきものである。

第六百十四條 以上は運送契約終了の原因であるが、尙此外に各運送契約に共通なる解除の場合がある即ち次の場合に於ては備船者又は荷送人のみならず船主に於ても契約の解除を爲すことが出来る。

- 一、航海又は運送が法令に反するに至りたるとき。
- 之は新に法律命令等が發布された結果として航海又は運送を爲すことを得ざるに至りたる場合であつて此場合には各當事者に解除權を與ふるよりは寧ろ契約終了の當然たる原因と爲すのである。
- 二、其他不可抗力に因りて契約を爲したる目的を達すること能はざるに至りたるとき。
- 之は戦争、凍港其他之に類似したる原因の爲めに運送の目的を達することの出来ざるに至りたる場合

由カ發航後ニ生シタル場合ニ於テ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ備船者ハ運送ノ割合ニ應ジテ運送貨ヲ支拂フコトヲ要ス

第六百十五條 第六百十三條第一項第二號及ヒ前條第一項ニ掲ケタル事由が航海中ニ生シタルトキハ備船者ハ船積ノ重カランメサル範圍内ニ於テ他ノ運送品ヲ船積スルコトヲ得
 備船者カ前項ニ定メタル權利ヲ行ハント欲スルトキハ運送ナク運送品ノ陸揚又ハ船積ヲ爲スコトヲ要ス若シ其陸揚又ハ船積ヲ怠リタルトキハ運

等々云ふのである。

右の二つの事柄は假令發航の後に生じたる場合に於て契約の解除を爲したるときは備船者又は荷送人は運送の割合に應じて運送貨を支拂ふ義務を負ふのである。

第六百十五條 第六百十三條第一項第二號及ヒ前條第一項に掲げたる事由が運送品の一部に付き生じたる場合に於て其運送契約が全部備船契約なると一部備船及び個積契約なるとに依り其効果を異にするのである。即ち

- 第一、運送品の一部が不可抗力例令へば暴風雨、凍港等の如き天災地變の爲めに滅失したるとき。
 - 第二、運送品の一部の運送が法令に反するに至りたるとき。
 - 第三、不可抗力に因り運送品の一部に付き契約を爲したる目的を達すること能はざるに至りたるとき。
- 右の三事由の二が發生したる場合に於いて、若し其の運送契約が全部備船なるときは、備船者は船主の負擔を重からしめざる範圍内に於て、他の運送品を船積することが出来る。此場合には備船者は早速運送品の陸揚、又は船積を爲す義務を負ふの

送貨ノ全額ヲ支拂
フコトヲ要ス

第六百十六條 第
六百十三條及第
六百十四條ノ規定
ハ船舶ノ一部又ハ
箇箇ノ運送品ヲ以
テ運送契約ノ目的
ト爲シタル場合ニ
テ準用ス
第六百十三條第一
項第二號及第六
百十四條第一項ニ
掲ケタル事由力運
送品ノ一部ニ付テ
生シタルトキト雖
モ船舶者又ハ荷送
人ハ契約ノ解除ヲ
爲スコトヲ得但運
送貨ノ全額ヲ支拂
フコトヲ要ス

である。若し之れを忘るときは運送品の全部を運送せざるに拘らず、運賃全額を支拂はなければならぬ。

第六百十六條 第六百十三條、及び第六百十四條の規定は、船舶の一部又は箇箇の運送品を以て運送契約の目的と爲したる場合にも、亦之れを當はめて用ふることになつてゐる。

即ち航海又は運送が法令に反するに至りたる時其他不可抗力に因りて契約を爲したる目的を達する能はざるに至りたる時運送品の全部が不可抗力に因り滅失したるとき、即ち船舶の沈没、修繕不能又は捕獲されたる時等の場合には一部船舶たる箇箇たるを問はず總べて運送契約終了の原因となる時は恰も全部船舶契約の場合と同一に取扱ふべきである尙又次に掲げたる事由が一部船舶及び箇箇契約なる場合に生じたる時は其効果は船舶者又は荷送人は契約の解除を爲すことが出来る。

- 一、運送品の一部が不可抗力に因りて滅失したるとき。
- 二、運送品の一部の運送が法令に反するに至りたる時。
- 三、不可抗力に因り運送品の一部に付き契約を爲したる目的を達する能はざるに

至りたる時。

右の三事由の一角發生したる場合にては一部船舶又は箇箇契約の場合には同一船内に他の荷主の積荷も在るから只單に自己の都合上から運送品の陸揚又は船積を爲すに於ては航海の遅延等の爲めに他の荷主に損害を及ぼすからして之等に對して陸揚又は船積を許すことは出来ぬから只解除權を與へて運送契約の解除を爲さしむることになしつてゐる。尤も此の場合にも運賃は全額を支拂ふ義務があるのである。

第六百十七條

本條は先づ運賃支拂を説明して後に説く。

運賃支拂

慣習上運賃には元拂と向拂との二種あり。元拂とは荷物船積の時荷出人が仕拂ふものにして或は之を前拂とも云ふ之に反して向拂とは荷物陸揚の際荷受人が支拂ふものにして或は之を先拂とも稱す。元來運送契約は附負契約なるが故に民法の原則上報酬は仕事目的物の引渡と同時に之を與ふべきものなり。換言すれば運賃は荷物を陸揚する時之を支拂ふべきなり故に法律上は向拂即ち先拂が運賃支拂時期に付ての原則なりとすべし(何人が運賃支拂の義務者なるかは後に説明すべし)

又如何なる場合に運賃を支拂ふ義務ありやは運送契約其物の性質より直ちに之を知るを得べし抑も運賃支拂の義務は運送契約の效力として其締結と同時に發生するものなれども其義務の履行は仕事の完成なる事實に繋るものなり、即ち運送の目的物たる荷物の引渡を受くることを條件として運賃を支拂ふべきなり故に荷物の引渡なきに於ては運賃を支拂ふことを要せざるのである然れども法は特別の理由に基き此の原則に對して左の例外を設けてある、即ち目的物の引渡なきに運賃全額を支拂はしむる場合あり次の如し。

第六百十七條 船
舶所有者ハ左ノ場
合ニ於テハ運送貨
ノ全額ヲ請求スル
コトヲ得
一、船長カ第五
百六十八條第一
項ノ規定ニ從ヒ
テ積荷ヲ賣却又
ハ賣入シタルト
キ
二、船長カ第五
百七十二條ノ規
定ニ從ヒテ積荷
ヲ航海ノ用ニ供

シタルトキ
三、船長が第六百四十一條ノ規定ニ從ヒテ積荷ヲ處分シタルトキ

一、船長が其特別権限として積荷の全部又は一部を賣却又は質入したるとき。

二、船長が航海繼續の爲め積荷を航海の用に供したるとき。

三、船長が船舶及び積荷をして共同の危険を免かれしむる爲め積荷を處分したるとき。

以上の場合には船主が運送貨の全額を請求することが出来る。今其の説明を次になす。

第一、之は船舶積荷の共同利益の爲めに船長が已むを得ざる處分として爲すものであつて其場合には積荷は其積荷の到達すべかりし時に於ける陸揚港の價格に依り損害を賠償せらるゝのである、而して陸揚港の價格は運賃額を包含すべきものであるから積荷主は運賃額に對する部分に對しても賠償を得るものである、即ち積荷が無事に陸揚港に到着したると同一の地位に復せらるゝのである、然るに積荷主が積荷の安着せざることを理由として運賃を支拂はざるに於ては其額だけは損害なきに賠償を得ることとなり結局積荷主は不着の爲めに不當の利益を得ることとなるから積荷の全部又は一部の賣却又は質入の場合には例外として積荷の不着に拘らず運送貨全額を支拂はしむるのである。

第二、船長は航海を繼續する爲めに必要であるときは其積荷を航海の用に供することが出来る、此の場合には前と同様に陸揚港の價格に依り損害賠償の額を定め、其の價格に對する部分の損害賠償を得るものなるを以て、全部又は一部を航海の用に供したる積荷に對しても運送貨は全額を支拂はしむるのである。

第三、船長が船舶及び積荷をして共同の危険を免かれしむる爲め船舶又は積荷に付き爲したる處分に因つて生じたる損失の積荷に對する運送貨に付ても之れ又前に述べたる、第一第二の場合とは其目的こそ異なれ均しく已むを得ざるに用いたる處分であるから之に因つて生ずる損害は共同海損として積荷主の共同負擔に歸すべきであるから積荷を犠牲とせられたる積荷主は自己の負擔に屬する部分を除き陸揚港に於ける價格に従ひ賠償を受けるのであるから積荷が無事に目的港に着したるときと同一の利益を受くるのである、それ故此の場合にも積荷の不着に拘らず例外として運賃全額を支拂はしむるのである。

第六百十八條 船舶所有者、船舶積荷運送人又ハ積受人ニ對スル債權ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第六百十九條 第三百二十八條第三百三十六條乃至第三百四十一條及ヒ第三百四十八條ノ規定ハ船舶所有者ニ之ヲ準用ス

第六百十八條 船舶の所有者、積荷運送人、又は積受人に對して有する債權、例へば運送貨、荷作り、修繕費、毀損貨物の手入等に屬せし費用、立替金、又は共同海損の爲めに負擔すべき費用、救援、救助の爲めに負擔すべき金額等の如きものに付き有する債權は、船主が一年間請求をなさずして其儘に經過すれば時効に因りて消滅するのである。

全體債權に付ての消滅時効は普通民事上の規定によれば十年之を行はざるに因て消滅すべきである。然るに商事取引は迅速敏捷を旨とする趣意よりして特別の規定を設け以て船主の前述の者に對する債權の如きは一年の短期時効を認めためたのである。

第六百十九條 船主の責任は積受人が留保をなさずして運送品を受取り且つ運送貨其他の費用を支拂ひたるときは消滅するのである尙又運送品に直ちに發見することとの出來ない毀損又は一部の滅失があつた場合でそれを後日に發見する時は積受人が引渡の日から二週間内に運送人に對して其通知を發したる時に限り船主の責任は消滅するのであるこれ等の規定は船主に惡意のなき場合に限りて適用すべき本則であるから若し船主に惡意がある場合に於ては、時効に依るの外其責任は消滅せぬの

である。全體、船主の責任は荷受人が運送品を取受りたる日より一年を経過したるときに限り特別時効に依りて消滅するのである、而して此の期間は運送品の全部滅失の場合に於ては其引渡しある筈の日から之を起算するのである。

右の如く斯る短期の消滅時効を認めたるは全く取引の敏捷迅速を尙ふ點からである。それ故船主に悪意なき場合に限るのであるが若し悪意ある船主に對しては斯く短期の恩惠の時効を以て律する要はないのみならず却て弊害を醸す恐あるを以て、普通の時効に因つて律すべきである。即ち第三百二十八條、第三百三十六條乃至第三百四十一條及び第三百四十八條の規定を此の場合にも當はめて用ふるのであるから同條を参照せよ。

第二款 船荷證券

通常海運業の實際に於て船長が荷主より積荷を受取りたるときは荷主に其受取證を交付し荷主は之を荷受人に發送し之を以て荷物受取の用に供せしむる習慣がある。斯る場合に其證書を船荷證券と云ふ。船荷證券は陸上運送に於ける貨物引換證に對當するものにして其作用は極めて複雑である。

現時に於ては此證券は單に荷物の受取又は引渡請求の證書たるに止まらず尙ほ之を以て運送品買入の用に供し且つ船主と荷物を受取るべき者との法律關係を決定する作用を便するに至れり其流通の性質に於ては稍や手形に類するものにして此點に付ては貨物引換證よりも流通力廣し。

船荷證券は運送契約の成立には關係がないのである否寧ろ運送契約成立の結果として船積を爲したるが爲めに作成するものである故に前に説明せし備船契約書其他の運送契約書とは別々になるものである若し此の備船契約書、運送契約書と此の船荷證券との條項に於て相衝突することがあるときは荷出人と船主との關係に付ては運送契約書に記載ある事柄を標準とするのであつて、荷受人が書主との關係に付ては船荷證券の記載條項を標準として其係を決定するものであるに關船も若し船荷證券の記載條項が運送契約の條項を變更す旨であることと明瞭である場合には荷出人と船主との關係に於ても亦船荷證券に依つ然るべき船と之を定むるのである。

荷證券の特質、船荷證券を法律の上から觀察するときは種々の特質を有して居る今之れを次に分説

第一、船荷證券は流通證券である。其書又は交付のみに依つて自由に譲渡をなすことが出来る。即ち指圖式の船荷證券は裏書に依りて之を譲渡することが出来、又無記名式即ち持参人渡の船荷證券は交付のみに依りて之を譲渡することが出来る。

斯の如く船荷證券は裏書禁止の記載なき限りは如何なる場合に於ても又其形式の如何に依り裏書又は交付に依りて自由に轉讓流通せしむることが出来るのである。

第二、船荷證券は物權的證券である。商業上貨物の賣買取引を自由活潑にするが爲め船荷證券を以て運送中の貨物を譲渡又は買入を爲す具に供することが出来る最も便利且つ有益なる證券である即ち裏書又は只單に交付のみに依り船荷證券を譲渡せば運送品を譲渡したると同一の效力があるのである、それ故に船荷證券の譲渡は運送品の所有權を取得するの效力が生ずるのである本来此證券は船積貨物の引渡を請求することの出来る一つの債權的性質を有するものであるにも拘らず證券の譲渡しが同時に物權の移轉を爲さしむるが故に物權的の性質を有するのである。

第三、船荷證券は一種の形式證券である。船荷證券を作りたる時は運送に關する事項は船主と所持人との間に於ては船荷證券の定る所に依るとある即ち證券記載の文書が絶対に船主と所持人との權利義務に於ての決定力を有つて居る決して證券面以外の事項は假令如何なる口頭上の約束又は書面に於ての契約があつてもそれが爲めに船荷證券の效力を増減變更するとは出来ぬ之れ全く證券其物の形式に重きを置きたるからである蓋し所持人は只船荷證券の記載事項をのみ信用して之を譲受けたるものと見るのが至當であるからであるそれ故に證券以外の他の證據を以て證券の記載事項を覆すことを許すとしたならば所持人に不意の損害を蒙らしむるのであるから其形式をのみ權義關係を判斷する標準と見て規定を設けたのである。

併し右は船主と證券の所持人との關係であるが之に反して船主と荷出人との關係に於ては運送契約書によることは勿論であるそれ故時に運送契約と船荷證券と互に衝突する文句のある場合もある此の時

第六百二十條 船長ハ船積者又ハ荷送人ノ請求ニ因リ運送品ノ船積後運滞ナク一通又ハ數通ノ船荷證券ヲ交付スルコトヲ要ス

第六百二十條 船長は船積者又は荷送人の請求に因り運送品の船積後運滞なく一通又は數通の船荷證券を交付することを要すとの規定を、次の如く四つに區別して分説する。

一、發行者 船荷證券は船長が之を作成交付する権能と義務とを有するものであつて其他の者は之を作成交付することは出来ぬ、假令事實上之を作成するもそれは船荷證券として效力を生ぜざるのである、蓋し船荷證券は一面に於て荷物の受取證なるを以て船舶の指揮者として船積を監督すべき船長が之を作成交付すべきは當然であるけれども實際に於ては船長の差支ある場合に於て船主は船長以下の者に船長に代りて船荷證券を交付することを委任することが出来る此の場合には船長が作成したる船荷證券と同一の效力が有るものである。

二、發行の時期 船荷證券は運送品の船積後に之を荷出人に交付すべきものである即ち船積完了前には之を交付することを許さない、之れ船荷證券が船積せる貨物の受取證たる性質に反するのみならず、若し之を許すときは證券面の積荷の數量と實際積込の數量と相違することが時に生ずる從て後日陸揚港に於て積荷引渡の際不都合を起すことがあるからである。

現今實際に於て何積運送の場合に運送會社の支店又は回漕問屋等が運送品の船積前に荷物受取證をなすものを發行することがある之は船荷證券ではない從て法律が船荷證券に付きて定めたる效力を生ぜざること勿論であるけれども一種の契約證書としては有効である。

三、發行の條件 船荷證券は荷出人の請求に因り之を交付するものである、即ち運送品の船積あればと

第六百二十一條
船舶所有者ハ船長以外ハ者ニ船長ニ代ハリテ船荷證券ヲ交付スルコトヲ委任スルコトヲ得

て船長が當然之を交付するものではない而して荷出人が其交付を請求するときは船長は船積後早速之を交付すべきである。
四、證券の枚數 船荷證券は一通又は數通之を交付するものとする、即ち船荷證券には手形の如く複本なるものあり得るなり其一通なるや數通なるやは荷出人の請求次第に依るのである他國の商法には四通作成すべきものと規定せる國さへあるも吾商法には斯る規定なきを以て荷出人の請求する丈けの枚數を之に交付せなければならぬ之れを船荷證券の複本と云ふて居る。
船荷證券の複本を作成せしむる理由は一通の紛失又は盜難等に因る危険を防ぐが爲めである即ち手形に付き複本の制度を認むる理由の半面と同一である故に其數通を亦併又は交付に依り讓渡す場合には之を同一人の人に爲すべきものとす、而して其複本の一通に對して運送品の引渡あれば他の各通は無効に歸するものである。

第六百二十一條 船荷證券は船長が之を作成交付する權能と義務とを有するものなることは前條に於て述べて置いたが、併し實際上に於ては時に船長に於て差支あることも無きも限らぬから此の場合に於ては船主が船長以外の者に委任して船長に代りて船荷證券を作成交付することの委任をなすことが出来るのである。それ故に事務長の類が船主の委任を受けて作成し交付することがある。斯くして作成したる船荷證券は船長が作成したるものと同一の效力を有するものである。之れ前條に對しての例外となるべき規定である。

第六百二十二條
船荷證券ニハ左ノ事項ヲ記載シ船長又ハ之ニ代ハル者署名スルコトヲ要ス
一、船舶ノ名稱及ビ國籍
二、船長カ船荷證券ヲ作ラサルトキハ船長ノ氏名
三、運送品ノ種類、重量若クハ容積及ビ其荷造ノ種類、個數並ニ記號
四、備船者又ハ荷送人ノ氏名又ハ商號
五、荷受人ノ氏名若クハ商號
六、船積港
七、陸揚港但發航後備船者又ハ荷送人カ陸揚港ヲ指定スヘキト

第六百二十二條 船荷證券には次に掲げる事項を記載して船長又は之に代はりて作成したる者が署名又は記名捺印するのである。
一、船舶の名稱及び國籍。
二、船長の氏名 船長が船荷證券を作るときは之を記する義務がある之れ此場合には別に存する署名に依り其氏名を知るを得なければなり。
三、運送品の種類、重量、若くは容積及び其荷造の種類、個數、並に記號。
四、備船者又は荷送人の氏名又は商號若くは名稱。
五、荷受人の表示 法文には氏名若くは商號とあれども民法上の法人が荷受人ならば其名稱を記して差支ない、是等の方法を以て荷受人を表示したるものは即ち記名式の船荷證券である此外船荷證券は手形の場合に於けるが如く指圖式又は無記名式にて作成することが出来る。無記名式船荷證券とは法文に所謂「所持人に引渡すべきこと」を記載したるものを云ふ其各方式に於ける船荷證券の流通性に付ては後に説明する。
六、船積港。

ハ其之ヲ指定ス
ヘキ港
八 運送貨
九 敷通ノ船荷
證券ヲ作リタル
トキハ其員數
十 船荷證券ノ
作成地及ヒ其作
成ノ年月日

七、陸揚港。但し發航後備船者又は荷送人が陸揚港を指定すべきときは其之を指定すべき港を記すべし。例へば荷主が門司にて石炭を積込み北清に向はしめたるも未だ何れの港に陸揚すべきやを決定せずして其儘に一と先づ上海に至らしめたる上其天津に行くか或は香港に行くかを上海に打電して指定せんとするが如き場合に於ては指定港として上海と記すべきである。

八、運送貨。前拂ならば前拂と附記すべし此の附記がなければ當然向拂となるのである、この説明は運貨支拂の處にて詳しく説明してある。

九、敷通の船荷證券を作りたるときは其員數。

十、船荷證券の作成地。

以上は船荷證券に記載すべき必要事項であるが、此外積荷の價格をも記載することは保險、海損、及び船主の責任等の問題を生ぜざる場合に於ては、實際上最も必要である。

船荷證券には三錢印紙を貼用すべきである（印紙税法四條、六條）但し其複本には之を貼用するに及ばぬ。即ち船荷證券の何れか一通に印紙を貼用すれば他の各通に

は之を貼用せぬのである。

第六百二十三條

外國の商法典には

船荷證券敷通を作り之に荷出人及び船長が署名し船主も船長も共に各一通宛を手に残し置くべきものと規定であるから後日運送契約に關しての争ある場合に於ては船主及び船長は其證券（荷出人の）を以て權利の主張又は義務の否認の證據と爲すことが出来るけれども吾商法典には前記の如く船荷證券の員數を一定したる規定がない且つ荷出人が署名する義務を規定してないから假令事實上船長に於て證券を敷通作成し其内の二三通を自己及び船主の爲めに留め置くと船主及び船長は之を以て積荷の利害關係者に對抗することは出来ぬのである。何となれば其證券は他の複本と内容を同ふすとの荷出人の證明がないからである。それ故吾商法は、即ち本條に規定し船主船長の爲めに船荷證券の複本なる制度を設けて規定してある即ち荷出人（船荷者又）は船長又は之に代る者からの請求があれば、船荷證券の複本に署名して之を交付することを要する義務がある。

第六百二十三條 外國の商法典には船荷證券敷通を作り之に荷出人及び船長が署名し船主も船長も共に各一通宛を手に残し置くべきものと規定であるから後日運送契約に關しての争ある場合に於ては船主及び船長は其證券（荷出人の）を以て權利の主張又は義務の否認の證據と爲すことが出来るけれども吾商法典には前記の如く船荷證券の員數を一定したる規定がない且つ荷出人が署名する義務を規定してないから假令事實上船長に於て證券を敷通作成し其内の二三通を自己及び船主の爲めに留め置くと船主及び船長は之を以て積荷の利害關係者に對抗することは出来ぬのである。何となれば其證券は他の複本と内容を同ふすとの荷出人の證明がないからである。それ故吾商法は、即ち本條に規定し船主船長の爲めに船荷證券の複本なる制度を設けて規定してある即ち荷出人（船荷者又）は船長又は之に代る者からの請求があれば、船荷證券の複本に署名して之を交付することを要する義務がある。

第六百二十三條
備船者又ハ荷送人
ノ船長又ハ之ニ代
ハル者ノ請求ニ因
リ船荷證券ノ際本
ニ署名シテ之ヲ交
付スルコトヲ要ス

第六百二十四條
陸揚港ニ於テハ船
長ハ敷通ノ船荷證
券中ノ一通ノ所持
人カ運送品ノ引渡
ヲ請求シタルトキ
ト雖モ其引渡ヲ拒
ムコトヲ得ス

船荷證券の謄本には複本と同じく印紙の貼用を爲さなければならぬ。

第六百二十四條 船荷證券は荷出人の請求に因り一通又は敷通を交付すべきものであるから此の點に付て種々の問題が生ずる。即ち只一通のみを交付したるときは其一通の所持人が即ち荷物を受取るべき権利者であるから、他に之と競合するものがあるべき筈はない、従つて別に法律上の問題も生ぜぬ。又假令敷通の船荷證券を交付したるときも若し其證券が裏書を禁じてある記名式のものなれば、其證券は別に他人の手に譲渡されざるのであるから、其證券面記載の荷受人のみが荷物受取の権利者であることも亦明かであるから、此場合にも別に荷物の受取に關して問題は生ぜぬのである。

之に反して船荷證券が指圖式又は裏書を禁ぜざる記名式のものであるとき或は無記名式(持参)であるときは裏書又は交付のみに依つて轉讓他人の手に譲渡されるのであるから其複本の所持人が之を同一人の手に譲渡することなく不常に各別の人に譲渡することがあるからして斯る場合に於て其證券の所持人中何人が荷物を受取る権利あるや否やに付き法律上の問題が生ずるのである。今之を陸揚港陸揚港外とに區別し

第六百二十五條
陸揚港外ニ於テハ
船長ハ船荷證券ノ
各通ノ返還ヲ受タ
ルニ非レハ運送品
ヲ引渡スコトヲ得
ス

本條及び以下各條に分ちて規定してある。

陸揚港 に於いては船長は敷通の船荷證券中の一通の所持人が運送品の引渡を請求したるときであつても其引渡を爲さなければならぬので決して他の敷通の交付がなされず引渡をなさぬなどと之を拒むことは出来ぬ。蓋し陸揚港は荷物の引渡に付ての定まり居る場所であるから其場所に於て引渡を請求する所持人は大多数の場合には正當なる権利者であると推測すべきことは實際上の理山あるばかりでなく船主に於ては早く荷物の引渡の關係を離れて發航の準備を爲すべき必要があるべきであるから法律は一通の船荷證券を得れば荷物を引渡しても可なるものと規定せるのである。

第六百二十五條 敷通の船荷證券を交付したる場合であつても陸揚港に於ては其の中の一通的所持人が運送品の引渡を請求したるときでも船長は其引渡を拒むことが出来ぬのであることは前條に規定してあるが本條は其反對に陸揚港以外の場所に於ての場合を規定してある、即ち次の如し。

陸揚港外 に於いては船長は船荷證券の各通の返還を受けなければ運送品を引渡すことは出来ぬ、且び換ふれば敷通交付したるものを悉皆返還しなければ引渡を拒むことが出来ぬのである、蓋し陸揚港外に本來は荷物の受渡を爲すべき所定の地でないからして之を引渡さしむる理山はないのであるが荷物受取の正當の権利者の都合上陸揚港外に於て受取することを欲する場合であれば之を強て禁ずるも亦理山なき事であるから特に之を許したのである然れども之れは一つの變則であるから其引渡請求者が正當の権利者であることが明瞭でなければならぬ、故に船長は船荷證券の複本全部を持參せる者に限り正當の権利者として荷物の引渡を爲すのである。

以て陸揚港外の地に於ては引渡を爲さぬのである此の場合には陸揚港に到らしめ前條に規定してある規則によつて荷物の處分をなすのである。

第六百二十六條 二人以上の船荷證券所持人が運送品ノ引渡ヲ請求シタルキハ船長ハ運送品ヲ供託シ且請求ヲ爲シタル各所持人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス船長カ第六百二十四條ノ規定ニ依リテ運送品ノ一部ヲ引渡シタル後他ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタル場合ニ於テ其殘部ニ付キ亦同シ

第六百二十六條 二人以上の證券の所持人が運送品の引渡を同時に請求したるとき即ち引渡請求が相競合するときは船長は如何なる處置を採るべきや、抑も船舶の碇泊期間には限あるを以て船長は何人が権利者であるかを調査する時間を有たぬ又所持人間に訴訟を爲し権利を争ふ場合に於ても船長は其裁判確定を俟つべき餘裕を有たぬ殊に其確定まで運送品を保管するが如きは他の運送品の積込の妨害とも爲り甚だ不都合を生ずるからして早く荷物の始末を付くる必要に迫まらるゝのであるそれ故一の便法を法律は設けて此場合に船長の責任を免からしむるのである。即ち此場合には船長は運送品を供託法の規定に依りて供託し且つ請求を爲したる各證券所持人に對して其の供託を爲したる通知を爲すのである斯くせば最早船長は荷物と關係を離れることが出来るのである又船長が第六百二十四條の規定即ち陸揚港に於て所持人に對し既に運送品の一部を引渡し了り其殘部に付きて數人より請求せられた場合であつても亦同一の方法を採るのである其所持人に通知を爲さしむる譯は所持人

第六百二十七條 二人以上ノ船荷證券所持人アル場合ニ於テ其一人カ他ノ所持人ニ先チテ船長ヨリ運送品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ他ノ所持人ノ船荷證券ハ其效力ヲ失フ

第六百二十八條 二人以上ノ船荷證券所持人アル場合ニ於テ船長カ未ダ運送品ノ引渡ヲ爲ササルトキハ原所持人カ最も先ニ發送シ又ハ引渡シタル證券ヲ所持スル者他ノ所持人ニ先チテ其權利ヲ行フ

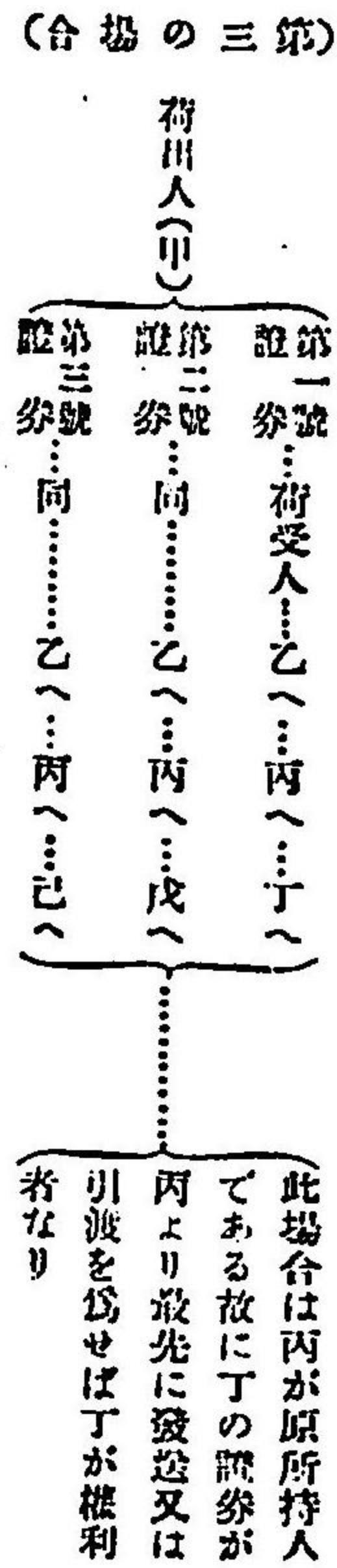
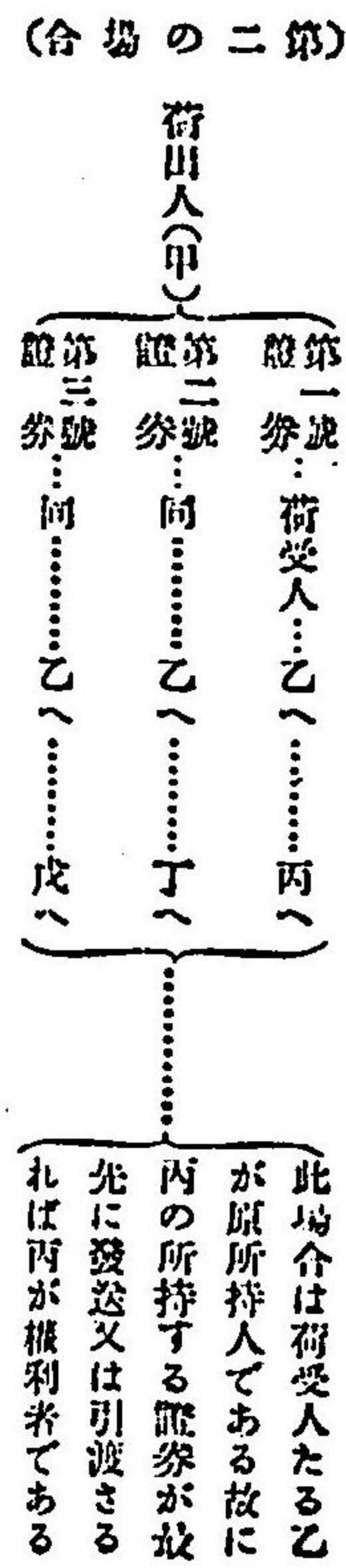
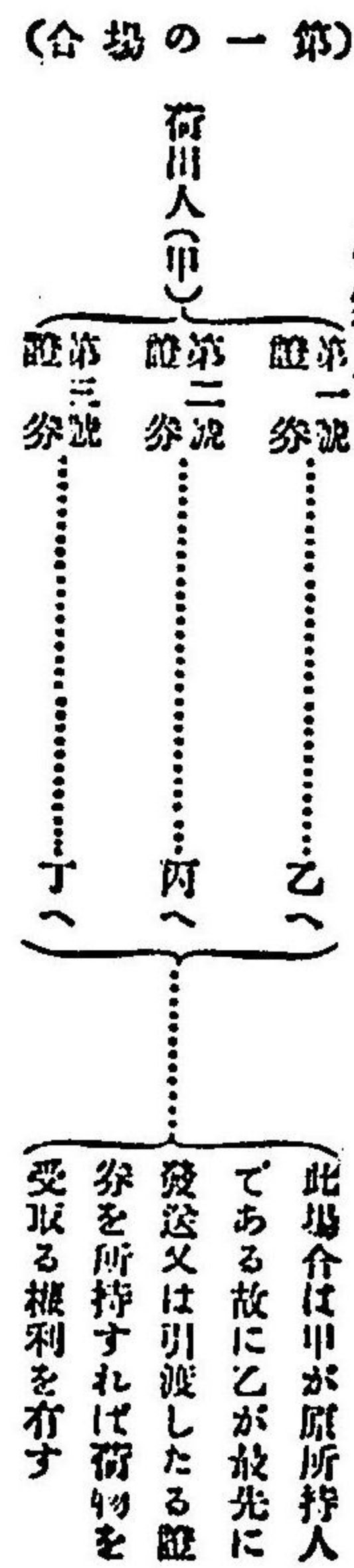
をして他にも請求者あること及び供託せし事實を知らしめ以て裁判上又は裁判以外に其權利を主張することを得ざしめんが爲めである。

第六百二十七條 以上二條の規定によるときは二人以上の證券所持人がある場合に於て其一人が右述べたる規定によりて他の所持人より先きに船長より運送品の引渡を受けたる時には他の所持人の有する船荷證券は其效力を失ふのである。それ故假令正當の所持人であつても後れて請求したる者は荷物の引渡を受けることは出来ないのである。此の場合に最早船長に對する請求権はなくなるから只其引渡を受けたる他の所持人に對してのみ權利を争ふ外はないのである。

第六百二十八條 前二條は船荷證券に複本ある場合、即ち二人以上の船荷證券所持人に對して運送品の引渡に關し船長と證券所持人との關係を述べたのである、次に起る問題、即ち本條の規定する處は各所持人相互の關係如何を規定してある、即ち各所持人間の權利の優劣に就き次の様に定めてある。
二人以上の船荷證券所持人がある場合であつて船長が未だ運送品の引渡を爲さざるときは原所持人が最も先に發送し又は引渡ししたる證券を所持する者が他の所持人よ

り先きに其證券の権利を行ふのである。

原所持人



以上の如く證券讓渡の契約の時又は裏書の年月日の前後如何は之を問はずして只原所持人が發送又は引渡を爲したる時の前後に依り所持人の権利の優劣を定むるも

のである。而して何れの證券の發送又は引渡が最も先であるか否かは事實の問題であるから時としては善悪無過失の所持人であつても荷物受取の権利なきことがあるのであるこれは止むなき次第で複本制度に伴ふ一つの弊害である其所持人は初め各別の人に證券を讓渡したる不法の行を爲した原所持人に對して損害賠償を請求する外別に之を救済する方法はないのである。それ故船荷證券は物權的證券である、即ち證券上の權利は船積荷物の引渡を請求する權利なれども貨物の賣買取引を自由濫用ならしむる爲め裏書に依り船荷證券の讓渡に依りて運送品の讓渡しと同一の效力を有せしめてあるから其結果證券の讓受人は運送品の所有權を取得したる効力が生ずるのであるから正に物權的の效力を認めるのである。

併し法理は複本中の各一通に付ては此の物權的の效力を得せしめないである蓋し複本は其全體を合して單一なる權利關係の證券と看做さるゝことは恰も手形の場合と同一であるからである、之を以て或る一通の裏書讓渡は必ずしも運送品の讓渡と同一の効力は生ぜぬのであるからとて船荷證券がそれが爲めに物權的證券である性質の上に差支はない。

原所持人とは當初船長から敷通の證券の交付を得て之を各別の人に與へたる荷出人又は複本の各通を有せし最後の所持人を指すのである、即ち複本の各通が同一人の手に在る間は未だ原所持人と稱せぬ只其各通を各別の人に譲渡したる者があつたとき其時から其者が原所持人と爲るのである。

前に述べた三つの場合に於て原所持人は複本の各通を不法に各別の人に交付したるものである、それ故其者が荷物の引渡を受くる能はざりし所持人に對しては損害賠償の責任があるのである。

船荷證券の複本 船荷證券の複本の制度は、一は證券喪失の危険に備へ、呈示の時期を短らざるの便に供し、以て荷主人の權利をして安固ならしめ、一は船荷證券の流通を助長し、以て利用の途を敏活ならしめる爲めである。船荷證券上に存する權利は須臾も船荷証券と離るべからざる關係を有つておる、それ故船荷證券を喪失したるときには其證券上の權利を利用することが出来ないうようになるのであるけれども、敷通を發行するときは假令其一通を滅失するとも他に尙あるからそれに依り其券を偽して引受、支拂を求むる等總べて船荷證券上の權利を保全し之を行使する便利を缺くる様でない、殊に船荷證券を海外に送付するときは相次ぎて船舶を異にし若くは航路を異にして各別に敷通を郵送するのが一般の慣例となつて居る。

第六百二十九條 第三百三十四條乃至第三百三十五條及び第三百四十四條の規定は船荷證券にもこの規定を當はめて用ふるのであるから同條に就て參照せよ。

第六百二十九條 第三百三十四條乃至第三百三十五條及び第三百四十四條の規定は船荷證券にもこの規定を當はめて用ふるのであるから同條に就て參照せよ。

及び第三百四十四條ノ規定ハ船荷證券ニ之リ準用ス

第二節 旅客運送

旅客運送契約も物品運送契約と同じく調負契約の一種である只其の物品運送と異なる點は運送の目的が物に在ると人に在るとの差異あるのみである、又旅客運送に於ても物品運送と同じく船舶の全部又は一部の備船契約を爲すことの出来るのは同じこととして例へば私住民又は出稼人等が一時に多數人を運送する爲めに船舶の全部又は一部を借切ることがある。其他軍艦の回航員を渡航せしむる爲めに國家が此契約を爲すこともある等總べて斯る場合に於ては其運送の目的物こそ異なるけれども船主と備船者との法律關係に付ては物品運送に於ける備船契約の場合と同一である、であるから旅客運送契約に關しての諸規則は總べて物品運送に就ての規則を當はめて用ゆることになつて居る。只本節に於て規定しある處は物品運送と異なる特別の場合のみを掲げて規定しあるのである、今次に之れ等を分説する。

第六百三十條 船名ノ乗船切符ハ之ヲ他人ニ譲渡スコ

第六百三十條 旅客運送に於ては船主は通例運賃の前拂を受けて乗船切符を旅客に交付するのが通常の慣習となつて居る、殊に遠距離の航海に於て斯の如きことに

トナ得ス

なつて居る。此切符の交付は言ふ迄もなく、運賃契約成立の條件ではないので、其旅客の乗船権利を證明するに過ぎないのである。而して其切符の形式には記名式のものとの無記名式のものとのある。無記名切符は交付するに依つて之を他人に譲渡することが出来るのである又記名切符でも法理の上から云へば之を他人に譲渡することの出来ぬ理由はないのであるが、旅客の人物如何は船主に於て大なる利害關係の生ずるものである殊に船内に於ては乗客乗組員等一時家族的生活を爲すものであつて乗客の品性の高下に依つて他の者に無形上の影響を及ぼすことが尠くない、又時としては船主は或る乗客に限り船賃の割引を爲す等の事情もあつて概して乗客の變更は船主の本来的な素志に反する事情が多いので法律は實際の事情を斟酌して特に記名乗船切符に限り之を他人に譲り渡すことを禁じたのである、陸上運送即ち鐵道旅客運送等の場合に於ては實際上記名式の切符を發することはないが海上の旅客運送に就ては之と反對に無記名式の乗船切符を發することは只内地沿岸を航海する場合を除いては、單記名式の乗船切符を發するのが通常となつて居る之れ陸上運送と海上旅客運送の場合と其趣を異にせる處であるから殊に規定を置いた以所である。

第六百三十一條
旅客ノ航海中ノ食料ハ船主所有者ノ負擔トス

第六百三十一條 旅客の航海中の食料は船主の負擔とするのである。之れ通常の慣習に従ひて設けたる規定で陸上運送の場合とは大に其趣を異にして居る處である。蓋し航海中の船内にある旅客は途中食料品を買求める便利を有せぬ左りとして又乗船の際に多量の食用品を用意し置くことも長き航海に於ては實際上殆んど不能の事である、それ故に法律は當事者即ち船主と乗客との間に別段の約束がなきときには旅客の食料費は當然運送賃の中に包含するものと推定して船主が之れを供給する義務あるものと規定してある、尤も食料が船主の負擔であると云ふのは如何なる食料でも然りと云ふにあらずして通常の飲食物其物を供給するだけの謂ひでそれ外に付ては別に代價を支拂ふことはないとの規定で其以外の飲食物は之れ以外に屬するのである。

第六百三十二條
旅客カ契約ニ依リ船中ニ攜帶スルコトヲ得ル手荷物ニ付テハ船主所有者ハ特別アルニ非サレバ別ニ運送貨ナ

第六百三十二條 旅客は船舶に乗り込むとき手荷物を攜帶することが出来るのである、而して之に付ては別段に運送會社の規則又は運送契約で、或る制限の範圍内までは手荷物として荷物の攜帶を許すことに定めるのが通例である。殊に乗船切符を發するときは其の裏面等に之のことを詳細するのを常とする其が如何なる方法

客ハ運送貨ノ全額
ヲ支拂フニ非サレ
ハ契約ノ解除ヲ爲
スコトヲ得ス

第六百三十五條

旅客カ船中ニ死
亡、疾病ハ他一身
ニ關スル不可抗力
ニ因リテ航海ノ爲
スコト能ハサルニ
至リタルトキハ船
船所有者ハ運送貨
ノ四分ノ一ヲ請求
スルコトヲ得
前項ニ掲ゲタル事
由カシテ航海ニ生
タルトキハ船船所
有者ハ其選擇ニ從
ヒ運送貨ノ四分ノ

したる以上は之に伴ふ許多の費用を要するが故に若し随意に解除することを許す
ものとしたなれば船主は莫大なる損害を蒙るべき譯である。併し航海後旅客が乗船
契約を解除する場合は一身上に於て大なる利害關係の生ずる場合であるから之を絶
對に船中に拘束することは出来ぬ、それ故法律は之等の事情を斟酌し一方に於ては
船主に損害を加ふることのない程度に於て即ち運送貨の全額を支拂ひ、附隨の費用及
び立替金あるとき之を支拂ひたるときは解除を許すことに規定してある。

第六百三十五條

旅客が發航前に死亡、疾病其他一身に關する不可抗力例へば天
災地變の如き原因の爲めに航海を爲すこと能はざるに至つた時には船主は運送貨の
四分の一を請求することが出来る。それ故若し運送貨が支拂済となつて居らば其の四
分の三を返還するのである。それが死亡の場合であれば請求なり返還なりを爲すも
のには共に其の船主を相手とし其人に對して爲すことは勿論である。
若し右の事柄の原因が發航後に生じたる場合であれば船主は二つの方法がある、(一)
は運送貨の四分の一を請求するか、二運送の割合に應じて運送貨を請求するかの二つ
の内何れか其一を選択して運送貨の請求をすることが出来るのである。

第六百三十六條

一ヲ請求シ又ハ運
送ノ割合ニ應ジテ
運送貨ヲ請求スル
コトヲ得
航海ノ途中ニ於テ
船船ヲ修繕スヘキ
トキハ船船所有者
ハ其修繕中旅客ニ
相當ノ住居及シ食
料ヲ供スルコトヲ
要ス但旅客ノ權利
ヲ侵害セサル範圍
内ニ於テ他ノ船船
客ヲ運送ヘルコト
ヲ提供シタルトキ
ハ此限ニ非ラス
第六百三十七條
旅客運送契約ハ第
五百八十七條第一
項ニ掲ケタル事由
ニ因リテ終了ス若
シ其ノ事由カ航海
中ニ生シタルトキ
ハ旅客ハ運送ノ割
合ニ應ジテ運送貨

第六百三十六條

航海の途中に於て船船を修繕することがある時には一時旅客を
上陸せしめなければならぬ此場合には船主は其修繕中旅客に對し乗船切符の等級に
相當するだけの住居なり食料なりを供給する義務があるのである。
尤も旅客の權利を害せない範圍内であれば他の船船を以て上陸港まで旅客を運送す
るとのことも出来る。即ち船主は旅客の等級に應じて相當の旅舎食料を供給するか。又は其船船と同
等以上の階級及び準備ある他の船を備ひ之に依つて旅客を運送するか二つの方法中
何れかの一を擇んで其義務を完ふすることを許してある。

第六百三十七條

旅客運送契約は第五百八十七條第一項に掲げたる事柄に因つて
生じたる原因があれば契約が終了するのである、即ち海員雇入契約の終了原因と同
一に船舶の沈没したとき、其修繕が不可能であるとき、又は捕獲されし時は契約は
終了するのである、而して其結果は次の様である。
一、右の事由が發航前に發生したるときは、旅客は運送貨を支拂ふに及ばぬので
ある。

支拂フコトヲ要ス

第六百三十八條 旅客カ死ビシタルトキハ船長ハ最モ其相續人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其船中ニ在ル手荷物ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス

第六百三十九條 第三百五十條、第三百五十一條第一項、第三百五十二條、第三百五十二條、第五百九十二條、第六百十四條及第六百十八條ノ規定ハ海上ノ旅客運送ニ之ヲ準用ス

二、右の事由が航海中に発生したるときには旅客は運送の割合に應じて運送貨を支拂ふ義務があるのである。

第六百三十八條 旅客の死亡を爲したる場合の運貨の請求方法に就ては前六百三十五條の規定によるのであるが、斯る場合に船長の義務となるべきことは死亡者の手荷物の處分方法なり。即ち旅客が死亡したるときには船長は最も其相續人の利益になる様な方法に依りて、其船中に在る手荷物を處分する義務があるのである。相續人の利益に適する方法とは實際問題であるから其時と其場合とに於て種々の方法があるのであるから茲に之を説明する譯には參らぬ。

第六百三十九條 本條は次に掲げる規定をこの海上の旅客運送の場合にも當はめて用ゆるのであることを定めたのである同條に就き參照せよ。即ち第三百五十條、第三百五十一條第一項、第三百五十二條、第五百九十二條、第五百九十二條、第六百十四條及び第六百十八條。

尙又、第五百九十三條及び第六百十七條の規定は旅客の手荷物に之を當はめて用ゆるのであるから同條を參照せよ。

第六百四十條 旅客の運送を爲す爲めに船舶の全部備船又は一部備船を爲したるとき、即ち之等を以て運送契約の目的となしたる場合であれば船主と其備船者との相互の關係に付ては前節即ち物品運送の第一款總則中に規定してある總べての規則を當はめて用ゆることになつて居る。

即ち旅客運送契約も物品運送契約と同じく請負契約の一種であるから旅客を自己の船内に乗せ目的地に運搬するとの契約を請負のである従つて旅客の希望に依り船舶の全部又は一部の備船契約を爲すことも出来るのである例へば移住民又は出稼人等一時に多人數を運送する爲め船舶の全部又は一部を借切ることがある其他軍艦の回航員を渡航せしむる爲めに國家が此契約を爲すこともあるのである凡て斯る場合に於ては其運送の目的物を異なれ船主と備船者との法律關係に付ては物品運送に依つて備船契約を爲すも同一であるから凡て物品運送に關する規則を當はめて茲にも用ゆることになつて居る。

第六百十七條ノ規定ハ旅客ノ手荷物ニ之ヲ準用ス

第四章 海損

海損とは海上の事故から生ずる損害及費用を云ふので、通常之を單獨海損と共同海損とに分ける、即ち船舶の衝突によつて生ずる損害の如きものは、過失者の損失に歸するものであるから單獨海損であるけれども、投荷の爲めに生ずる損害の如きものは共同の負擔に歸するから共同負擔である海損に關しての規定中最も重きものは共同海損であつて、衝突の如き單獨海損は殆んど附録として規定されたに過ぎないので、又規定の必要も少ないのである。

船舶の航海中に暴風雨や其他の海難に際して、船舶及び積荷に對する荷役や、其他の危険を免れる爲めに、應急の處分として船長が積荷の一部又は全部を海中に投棄して船體を軽くし、又は船の帆樞を切り捨て、其他傾斜を防いで、船舶と積荷の共同安全を保つ等のあることがあつて、即ち俗に謂ふ「小の蟲を殺して大の蟲を生かす」目的で以て非常處分を爲ることがあるので、斯る場合に於て自己の物を犠牲にされた荷主又は船主から見れば他人の利益の爲めに損害又は費用

を生じたもので、又危険から救はれた船主と荷主から見れば、全く他人の損害の結果自分の物の安全を得たものである、其損害や費用は船主と荷主の全體が分擔すべきは道理上當然のことであるから、商法は斯る損害や費用は之を共同海損として、利害關係人が分擔せなければならぬものと規定したのである。

第六百四十一條 共同海損と謂ふのは、船長が船舶と積荷の共同の危険を免れしめる爲め、船舶や積荷に付て爲た處分に因つて、生じた損害と費用とを指すので、之を分析すれば次に掲げてある要素が無ければならない。

一、船舶と積荷に對して危険のあること。

其危険の種類は天災であるとは又人は爲であるとは問ふ處ではない、例へば暴風雨、海嘯、沈没、海賊の掠奪、敵船の捕獲等は皆共同海損を惹き起すべき危険である、けれども其危険は現に發生するか、又は目前に迫つたものでなければならぬので、只將來に對する警戒の爲めに爲た處分の結果として生じた損害や費用は共同海損とはならない。

又次に危険の原因も、自然界の現象に因るも人の過失に因るも同一である、例へば或船員の過失の爲めに船火事を起して、之を防ぐ爲めに船長が荷物を海中に投棄し、又は海水を注いで他の積荷や船體を損じたときも、其損害と費用とは同じく共同海損である。

二、船舶と積荷に對して共同の危険であること。

又共同海損は、船舶と積荷とを併せて喪失又は滅失させる危険がなければならぬので、單に船舶の

第六百四十一條
船長が船舶及び積荷ナシテ共同の危険ヲ免レンシムル爲メ船舶又ハ積荷ニ付キ爲シタル處分ニ因リテ生シタル損害及ヒ費用ハ之ヲ共同海損トス
前項ノ規定ハ危険カ過失ニ因リテ生シタル場合ニ於テ利害關係人ノ過失者ニ對スル求償ノ効クス

みを失ひ又は積荷のみを失ふ様な場合には、共同海損は成立せぬ、故に貨物の船積前及び其陸揚後に於ては共同海損を生ずることはない、即ち此場合には危険は貨物に付て存せぬ、只船舶に付てのみ存するから單獨海損であつて共同海損ではない、けれども船舶が貨物を搭載せる以上は、貨物に於ては船舶に對する危険は多くは同時に積荷に對する危険であるから、従つて共同海損を生ずることがある。

三、船長が處分を爲たこと、又其處分の結果船舶若しくは積荷の幾部か、救はれたこと。

船舶又は積荷の危険を免かれしめる爲めの處分は當然船長の行爲に因らなければならぬ、故に偶然の出事事や又は人の過失の結果、損害や費用を生じて、夫れは共同海損ではない、併し法の規定に依つて船長に代るべきもの爲た處分や、若しくは船長の命令に因つて爲た處分は勿論船長の處分と同一である。

又船長の處分の結果、船舶か又は積荷の一部が保存されなければならぬ、若し船舶と積荷の全部が全く滅失してしまつたとすれば、最早其損害及び費用を分擔する船舶も積荷も無くなるから、共同海損の問題は生ぜぬことになる。

四、其處分の爲めに損害又は費用を生じたこと。

共同海損と謂ふのは、共同海損の處分によつて生じた損害か又は費用を指すので、兩方併存せなければ共同海損を生ぜぬ理由がない、即ち投荷をすれば通常其價格は損害であつて、荷物を陸揚すれば其賭掛りは費用である。

又共同海損の損害及び費用は、其原因の如何に拘はらず、各利害關係人にて以て分擔せなければならぬ、併し若し其共同海損を生じた原因が、或者の過失に因つて生

じたとき、例へば或者の不注意で失火して海損を生じた様な場合には、各利害關係人は失火者に對して、自分が分擔した金額の賠償を求めることが出来る。

共同海損の類例 共同海損は、實際上如何なる場合に於て生ずるものであるかを示す爲めに、通常共同海損と看做される重なる實例を擧げる、併し此他にも説明した要件を備へてゐる場合には、皆共同海損となるのである。

一、投棄 例へば船舶が大洋に於て、海賊に遭つた場合に、其掠奪を免れる爲めに、全速力を出さうとしても、船内に重量品が積んであつて、船の進行が遅かたない場合に、其積荷中の重量品を海中に投棄して、船足を早めて海賊の掠奪を免れる様なことを云ふので、斯る場合には其船舶及び積荷は一部の積荷の投棄の結果として其安全を得たものであるから投棄した積物の損害を共同海損として分擔する此外船體を軽くする爲めに荷物を陸揚げした場合も其費用は共同海損となるのである。

二、坐礁又は膠沙 坐礁とは岩礁に乗揚ること、膠沙とは洲又は沙濱の様な淺灘に乗揚ることを謂ふので、例へば船舶が沈没を免れる爲めに、故意と坐礁をし、又は敵船の捕獲を避ける爲めに膠沙を爲た様なときには、其船舶又は貨物に加へた損害は共同海損であつて、又其船舶積荷の引卸に要した費用も共同海損の費用である。

三、帆樫の切断其他 暴風の際に船舶の顛覆を防ぐ爲めに、帆樫を切り倒した様な場合に、其損害及び費用も亦共同海損である。

四、避難港への入港 船舶、積荷を捕獲、掠奪される場合、又は颶風等の危険を避ける爲めに寄航港外の港に入港した場合には、其入港費用や碇泊費用、船員の給料や食料等は共同海損となるのである。

五、火災の消防 船火事消防の爲めに甲板又は船側の一部を破壊したり、又は消火の爲めに船内に注水して積荷を濡らすことがあるが、此場合には其注水及び破壊の結果である船舶や積荷の損害は勿論

第六百四十二條
共同海損ハ之ニ因
リテ保存スルコト
ヲ得タル船舶又ハ
積荷ノ價格ト運送
貨ノ半額ト共同海
損タル損害ノ額ト
ノ割合ニ應シテ各
利害關係人之ヲ分
擔ス

之が爲めに費やした費用も亦同じく共同海損である。

第六百四十二條 共同海損は、之に因つて保存することの出来た船舶又は積荷が分擔するのは當然のことであるけれども、之を分擔するのは獨り保存せられた船舶や積荷許りてなく、尙ほ犠牲と爲つて損害を受けた船舶又は積荷も、之を分擔せなければならぬ、若し共同海損の犠牲と爲つた船舶又は積荷が一方に於て其損害全部の賠償を得ながら、全く其損害の一部をも分擔せないとすれば、却つて共同海損に因つて保存するを得た物よりも利益を得ると云ふ不都合を生ずるから、共同海損の場合には、利害關係のあるものは皆其損害を分擔せなければならぬ、それであるから共同海損の犠牲と爲つたものは同時に權利者であつて、又義務者である。又共同海損分擔の方法は、之に因つて保存することができた船舶又は積荷の價格と、運送貨の半額と共同海損の損害額との割合に應じて、各利害關係人が分擔するもので、例へば船舶の價が五百萬圓、積荷全體の價が百萬圓で、其運賃總額が十萬圓である場合に、時化に遭つて四十萬圓丈の荷物を海中に投棄して、船舶や其他の積荷の危険を免かれたとすれば、共同海損の損害額として、利害關係人が負擔すべき

第六百四十三條
共同海損ノ分擔額
ニ付テハ船舶ノ價
格ハ到達ノ地及ヒ
時ニ於テ爾價格ト
シ積荷ノ價格ハ陸
揚ノ地及ヒ時ニ於
ケル價格トス但積
荷ニ付テハ其價格
中ヨリ滅失ノ場合
ニ於テ支拂フコト

額は其四十萬圓であつて、其四十萬圓は船舶の價額五百萬圓、積荷の價額百萬圓、運送貨半額十萬圓、即ち合計六百五萬圓が其割合に應じて分擔することになるから、船舶は三十萬圓餘、積荷が六萬圓餘、運賃半額の負擔額(船主の負擔)が三千餘圓になる、而して以上積荷の負擔額中には投棄せられた四十萬圓の荷物が負擔する金額即ち犠牲となつた荷物が負擔する金額二萬四千餘圓をも含むのである、従つて投棄せられた荷物の所有者が、損害賠償として實際受取る額は、共同海損の總額四十萬圓から、自分の負擔額二萬四千餘圓を差引いた額三十七萬六千餘圓を得ることとなるのである。

第六百四十三條 前條に於ての共同海損分擔額の割合を算出する本である處の船舶又は積荷の價格を決定するには、次の方法に依らなければならぬ。

一、船舶の價格評價法。

船舶の價格は到達の地及び時に於ての價額に依つて之を定めるので、即ち船舶の價格は航海を爲るに従つて多少の減少を爲るのが常であるから、發航の時及び地に於ての價格を標準とするよりは、到達の地及び時に於ての價格を標準とするのは、實際の價格を評價するに適してゐるからである。

二、積荷の價格評價法。

ヲ要セサル運送貨
其他ノ費用ヲ控除
スルコトヲ要ス

積荷の價格評價の方法は、陸揚の地及び時に於ての價格を標準として決めるので、之れは共同海損の積荷が保存されて無事に陸揚された場合には、荷主は其陸揚の地に於ての價格丈は損害を免れたものであるから、之を本として分擔の割合を定めるのである。併し若し積荷が共同海損に因つて一度保存されて後に、他の原因に因つて其積荷が滅失した場合には、荷主は其保存された當時に於ては積荷の價格丈は損害を免れたものであるから、其價格を基礎として海損分擔の割合を定めるべきであるけれども、其海損當時の價格を知ることが實際上困難のことであるから、法は陸揚の地に於ての價格中から滅失の結果支拂を要せぬ様になつた運送貨關稅陸揚費用や其他の諸雜費を差引いたものを海損當時の價格と見、之を本として分擔の割合を定めるのである。

運送貨の半額 共同海損負擔の計算に付き、運送貨丈は其半額を海損負擔としたのは通常船主は運送貨を得ても其全部を利得することはできないので、即ち運貨を得る爲めに船の燃料、食料乗組員の給料等を支出するから、此等の諸入費を差引いた殘額丈が利益となるのである。而して實際此等の費用が何程掛つたかは、海損の場合に於て一々之を計算することはできないから、商法は便宜の爲め、凡て此等の費用は運貨の半額に該當するものと見做し、其餘の半額が荷主の利益であつて、此利益は共同海損に因つて保存されたものとして、之を海損分擔中に加へるのである。

第六百四十四條
前二條ノ規定ニ依
リ共同海損ヲ分擔
スヘキ者ハ船舶ノ
到達又ハ積荷ノ引
渡ノ時ニ於テ現存
スル價格ノ限度ニ
於テノミ其責ニ任
ス

第六百四十四條 前二條の規定に因つて、共同海損を分擔すべき者は、各々其分擔額を支拂はなければならぬのは勿論であるけれども、其船舶の到達又は積荷の引渡の時に於て現存する價格の限度丈其責を負へばよいのであるから、若し右の到達又は引渡の時に於て存する船舶若しくは積荷の價格が分擔額より少いときでも、其現存する價格丈支拂の義務を負ふのである、それであるから、例へば共同海損を

生じた後到達港に至る途中で更に暴風に遭つて、船舶又は積荷の全部又は一部が沈没して、船舶の到達又は積荷の引渡の時に於て、現存する價格が海損の分擔額よりも、少くなつた様な場合には、其當時現存する價格丈の支拂を爲て其海損分擔の責を免れることが出来る。

第六百四十五條
船舶ニ附テタル
武器、船員ノ給料、
船員及ヒ旅客ノ食
料並ニ衣類ハ共同
海損ノ分擔ニ付キ
其價額ヲ算入セス
但此等ノ物ニ加ヘ
タル損害ハ他ノ利
害關係人之ヲ分擔
ス

第六百四十五條 共同海損を分擔するに付ては、通俗に積荷と稱するもの計りてなく、荷も共同海損に依つて危害を免れたものは、其種類の如何と容量の大小輕重とを問はず均しく其價格を算入して分擔を定むべきであるが、併し船舶に備へ付てある武器、船員の給料、船員や旅客の食料並に衣服等は、船中の必要品であつて缺くべからざるものであるから、共同海損を分擔する物の價額中には算入せないのである。それであるから例へば船舶の海損分擔額を定める價格を算定する場合に、武器の價額を引き去つて船舶の價格を定めて、其船舶の負擔する海損額を定めなければならぬ。従つて之等の物に損害が生じたときには、他の利害關係人中で其損害を分擔せなければならぬ。

第六百四十六條

第六百四十六條 共同海損の場合に於て、船長の爲め處分に因つて損失を受けた

船荷證券は積荷ノ價格ヲ評定スルニ足ルヘキ書類ナクシテ船積シタル荷物又ハ器具目錄ニ記載セサル器具ニ加ヘタル損害ハ利害關係人ニ於テ之ヲ分擔スルコトヲ要セス
 甲板ニ積込ミタル荷物ニ加ヘタル損害亦同シ但沿岸ノ小航海ニ在リテハ此限ニ在ラス
 前二項ニ掲ケタル積荷ノ利害關係人ト雖モ其同海損ヲ分擔スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

者は、他の利害關係人に其損失を分擔させることができ、即ち言葉を換へて云へば損害又は費用の形で共同海損の犠牲となつた者は犠牲とならなかつた者に對して、自分の受けた犠牲に對しての損害分擔を求めることができ、之を海損債權者と謂ふのである。けれども次に掲げてある様な特別の理由に基く一定の物は、船長の處分に因つて損害を生ずることがあつても、利害關係人に之を分擔させることはできない。

一、積荷證券か其他積荷の價格を評定するに足る書類がなくして船積した荷物。

船荷證券又は積荷の價格を定めることのできない積荷に付ては、荷主は之を利害關係人に分擔させることができ、即ち斯る積荷は犠牲と爲つても、荷主は海損債權を主張することはできないので、其理由は此等の積荷は、普通の手續に依らないて、多くは荷主の過失又は詐偽の目的で爲たものであるから、之を保護する必要がない而已ならず、又實際に於ても品質を明にして價格を定めることが困難であつて、計算上面倒だからである。

二、器具目錄に記載してない、屬具に加へた損害。

器具目錄に記入してない屬具は、荷主の所有に屬するや否やも明でなく、又實際如何なる物品が犠牲と爲つたか、其價格は何程であるか等をも知るに容易でない、即ち證明や計算に面倒を生ずるから之を除いたのである、それであるから荷主は是等の屬具に受けた損害に付ては海損債權を有せない。

三、甲板に積込んだ荷物に加へた損害。

此損害に付ても亦荷主は、他の利害關係人に分擔させることはできないので、荷主自身で其損害を甘んぜなければならぬ。

通常の航路では荷物は必ず甲板の下の船艙内に積込むべきもので、之を上甲板の上に積載するのは、船體の傾斜を生じて時としては其覆没を招く恐があるから、海上事變の際に之に損害を生ずるのは、初めから船主が豫想したものと看做すからである。尤も沿岸の小航海に於ては上甲板積の荷物に加へた損害は共同海損として、之を利害關係人に分擔させる。

又前の一と三の場合は、荷主は海損債權を主張することができないけれども、若し其荷物が保存された場合には、共同海損を分擔する義務を負はなければならぬ。

〔沿岸小航海〕 沿岸小航海は内海の航海であつて風浪の危険が少ないから、上甲板に荷物を積むことが變例でなく寧ろ通例だからである。

我現行法上 沿岸小航海の範圍は通稱 所謂瀬戸内海の左の線を以て限られてある。(明治三十二年五月遞信省令第二十號)

- 一、播摩國明石川口西岸から、淡路國江崎に至る線。
- 二、淡路國押登埼から阿波國大磯に至る線。
- 三、伊豫國佐田岬から高島を経て豊後國地蔵崎に至る線。
- 四、豊前國郡埼から長門國宇都村に至る線。

第六百四十七條
 共同海損タル損害ノ額ハ到達ノ地及ビ時ニ於ケル船舶ノ價格又ハ陸揚ノ地及ビ時ニ於ケル積荷ノ價格ニ依リテ之ヲ定ム但積荷ニ付テハ其滅失又ハ毀損ノ爲メ支拂フコトヲ要セザルシ一切ノ費用ヲ控除スルコトヲ要ス

第六百四十七條 共同海損の犠牲となつた船舶や又は積荷がある場合に其損害を算定するには次の方法に據らなければならぬ。

一、船舶。

船舶の價格は航海を爲るに従つて、多少減少するのが常であるから、發航の時や地に於ての價格を標準とするよりは、寧ろ到達の地及び時に於ての價格を標準とすることが實際の損害を測定するのに適當である、故に船舶に對する損害額は總て到達の地と時に於ての價格に依つて定める。

二、積荷。

又積荷に對する損害額は陸揚地及び時に於ての積荷の價格に依つて決する、即ち積荷が無事に陸揚港に陸揚されたと同じの情況に回復させるのを目的とする、而して積荷が滅失又は毀損の爲めに關稅陸揚費用其他諸雜費を支拂はなかつた場合には、之を控除せなければならぬ。

元來積荷の陸揚港に於ての價格は、通常は發航地の價格に船積費用、運賃、陸揚費用や其他の雜費と荷主の利益等を合計したものであるから、積荷が共同海損の犠牲と爲つた場合に於ては、荷主は其價格丈け損失することゝなるけれども關稅や陸揚費用等は支拂はなつて済むから、其額丈けは荷主が損失することが無いのである、故に之等の額を陸揚地の價格中から控除されるので、若し之を控除せなければ荷主は其額丈けは二重に利益を得ることになり、共同海損の犠牲と爲つた結果却つて不當の利益を得ることになる。尤も積荷が滅失せなかつた毀損した場合には、其毀損の割合に應じて價格の評定をし、支拂ふことを要せなかつた費用を差引かなければならぬ。又此場合には例へば積荷が共同海損の處分に因つて滅失しても、運送賃は支拂はなければならぬから、之を控除せぬ。

(商法第六百四十七條三號參照)

第六百四十八條
 船積證券其他積荷ノ價格ヲ評定スルニ足ルヘキ書類ニ積荷ノ實價ヨリ低キ價額ヲ記載シタルトキハ其積荷ニ加ヘタル損害ノ額ハ其記載シタル價額ニ依リテ之ヲ定ム積荷ノ實價ヨリ高

又貨幣有價證券や其他の高價品に加へた損害は、初め荷出人が運送を委託する當時に、其種類と價格を明示した場合には、通常の荷物と同じに其損害を利害關係人に分擔させることができるけれども、若し明示を爲なかつた場合に於ては分擔させることはできないので、其理由は初め高價の品であることを明示すれば、船長が共同海損の處分を爲る場合にも、之を斟酌して成るべく他の普通荷物を犠牲として、其高價品を處分することはないのである、然るに初め明示して置かないで、後になつてから、突然高價品の賠償を請求させるのは、高額の運賃を免れようと爲た不當な荷主を保護して、他の利害關係人に迷惑を蒙らせることになるから、其損害を不當な荷主自身に負擔させるのである。

第六百四十八條

此他荷主が運賃や關稅の額を減ずる爲めに、船積證券や其他積荷の價格を評定する處の書類に、積荷の種類、品質容積、重量等に付て偽の事柄を記載して、積荷の實價よりも低い價額を付した時には實價の如何に拘らず、其記載してある低い價格に依つて損害額を定める。

併し若し右の書類に積荷の實價よりも高い價格を記載してあつた場合には、其積荷

キ價額ヲ記載シタ
ルトキハ其積荷ノ
利害關係人ハ其配
分シタル價額ニ應
ジテ共同海損ヲ分
擔ス
前ノ二項ノ規定ハ積
荷ノ價額ニ影響ヲ
及ボスヘキ事項ニ
付キ虚偽ノ記載ヲ
爲シタル場合ニ之
ヲ準用ス
第六百四十九條
第六百四十二條ノ
規定ニ依リテ利害
關係人カ共同海損
ヲ分擔シタル後船
艙、其屬具若クハ
積荷ノ全部又ハ一
部カ其所有者ニ復
シタルトキハ其所
有者ハ價金中ヨリ
救助料及ヒ一部減
失又ハ毀損ニ因リ
テ生シタル損害ノ
額ヲ控除シタルモ
ノヲ返還スルコト
ヲ要ス

の利害關係人は、實價を以て海損を分擔すると主張することはできないので、矢張り書類に記載してある多い價額に従つて海損を分擔せなければならぬ。以上の外又積荷の價額に影響を及ぼす様な事柄に付て虚偽のことを記載した場合にも總て前の一二項の規定に従つて、其損害額や分擔額を定める。

第六百四十九條 船舶や其屬具若クは積荷の全部又一部を共同海損の用に供して精算をし、各利害關係人が海損を分擔した後になつて、船舶や其屬具若クは積荷が救助され、又は海岸に漂着して其所有者の手に返つた様な場合には、其所有者は既に海損に對しての賠償を得た上に、犠牲に爲つた物をも得ることとなつて、二重に利得した結果を生ずるから、所有者は其受取つた賠償金を各分擔者に返還せなければならぬ、けれども斯る場合に返つて來る物は實際原の儘であることが少なく、多くは投棄等に因つて毀損するか、浸水の爲めに腐敗することがあつて、其原價格を低減することが甚しい、殊に其物が救助された場合には潜水費、運搬費、其他の費用や又相當の謝金等をも支出せなければならぬものであるから、所有者は其得た全價金の中から、救助料、一部滅失又は毀損の爲めに生じた損害の額を控除して

第六百五十條 船舶カ雙方ノ船員ノ過失ニ因リテ衝突シタル場合ニ於テ雙方ノ過失ノ輕重ヲ判定スルコト能ハサルトキハ其衝突ニ因リテ生シタル損害ハ各船舶ノ所有者平分シテ之ヲ負擔ス

其殘金を返還すればよいのである。

第六百五十條 船舶が雙方の船員の過失に因つて衝突した場合に於ては、雙方の過失の輕重に従つて負擔額を算定すべきものである、即ち例へば雙方の船員の過失の結果一方又は雙方に生じた損害の總額が十萬圓である場合に、甲船の過失は重大であつて乙船の過失は輕少であるとし、其過失の比例を七と三とに定めたとすれば甲船は七萬圓乙船は三萬圓負擔せなければならぬ。けれども若し過失の輕重を斷定することのできない場合には、其衝突に因つて生じた損害は各船舶の所有者が平分して之を負擔せなければならぬ。

船舶の衝突

我商法に於て船舶の衝突と云ふのは、商行為を爲る目的で以て航海の用に供する船舶と船舶との衝突を謂ふのであつて、彼の商船と軍艦の衝突又は湖川港灣のみに使用する船舶が衝突した場合には、我商法六百五十條の適用を受けない、又我商法は船舶衝突に付ては僅に一箇條を設けたに過ぎないから、規定の無い點は、一般の法理に依つて其責任關係を決する外はない。

一、衝突の原因が不可抗力や其他偶然の事故であるとき。

例へば暴風雨又は濃霧の爲めに、二船が衝突した様な場合には、損害を受けた船舶は他船に對して賠償を請求することはできないので即ち各自の損害は各自で負擔せなければならぬ。

二、衝突の原因が第三船にあるとき。

之の場合には、衝突した兩船は第三船に對して損害の賠償を請求することができる。

第六百五十一條 共同海損又は船舶ノ衝突ニ因リテ生シタル債權ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス 前項ノ期間ハ共同海損ニ付テハ其計算終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

三、衝突の原因一方の船舶の過失にあるとき。
之の場合には其過失のある船舶が、一方の船舶の損害を賠償せなければならぬ。
四、衝突の原因が雙方の船舶の過失にあるとき。
千八百八十八年フランスセルに開かれた萬國商法會議に於て討議の結果、共同過失の場合に於ては、其生じた損害を一團とし過失の輕重に比例して、各船舶の責任を定めることとし、千八百九十五年同地て開かれた萬國公法會議に於ても亦同様の決議を爲したが、之の方法は頗る公平であるから、獨逸商法も之を採用し、我商法も亦其過失の輕重が明な場合には、之の趣旨に依ることとしたのである。けれども之の方法は理論に於ては固然する處はないが實際に適用する場合には不便であるから、英法は過失の輕重を問はずに、常に損害を一團として平分する平分主義を採つてゐる。
五、衝突の原因が不明なるとき。
第四の規則は雙方に過失のあることが明瞭である場合に限りて適用すべきものであるが、若し其衝突の原因が不可抗力に因つたか、又は船員の過失の爲めであるか、判斷のつかない場合には、法律上責任を生ずる根本の要素が缺けるのであるから、各自の損害は各自で負擔するより外はない。
第六百五十一條 共同海損又は船舶の衝突に因つて生じた債權は一年を経過したるときには、時効に因つて消滅するので最早請求することはできない、併し共同海損は其損害額や分擔額を精算するのに日數を要するから、右の一年の期間は、其計算を終了した時から起算するのである。
又船舶の衝突の時効に關しての規定は獨り前條の衝突の場合計りてなく、即ち衝突船舶の一方の船員の過失に依つて衝突した場合にも又適用されるのである。

第六百五十二條 本章ノ規定ハ船舶カ不可抗力ニ因リ發航港又ハ航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ爲ス爲メニ要スル費用ニ之ヲ準用ス

第六百五十二條 船舶が暴風、氷結、氷流、海嘯其他の不可抗力の爲めに、出帆することができないで、發航港に碇泊し、又は航海は途中で右の不可抗力に遭つて碇泊することがあるが、斯る場合に要した費用は理窟の上からは勿論共同海損と謂ふことはできないが、併し之れは又共同の危険を免れしめる爲めに爲たことであるに其碇泊中の入費を全部船主而已に負擔させるのは不當であるから、法律は斯る費用に付ては共同海損の例に準じて精算し各利害關係人にて以て之を分擔すべきものとしたのである。
(我商法の此規定は理論上は不可でないけれども手續が非常に煩雜であるから、實際に於ては行はれてゐない、即ち多くの場合に其費用は船主が負擔してゐる。)

第五章 海難救助

海難に遭つた船舶や積荷を救助することは、人道の上から見ても、徳義の上から見ても、又社會經濟の點から考へても大に奨勵せなければならぬのであるが、從來我商法には海難救助に關しては何等の規定も無かつたので、改正商法

第六百五十二條ノ二 船舶又は積荷ノ全部又は一部カ海難ニ遭シタル場合ニ於テ救済ノ爲メシテ之ヲ救助シタル者ハ其結果ニ對シテ相當ノ救助料ヲ請求スルコトヲ得

第六百五十二條ノ三 救助料ニ付キ特約ナキ場合ニ於テ其額ニ付キ争アルトキハ危險ノ程度、救助ノ結果、救助ノ爲メニ要シタル勞力及ヒ費用其他一切ノ事情ヲ斟酌シテ裁判所之ヲ定ム

第六百九十二條ノ四 海難ニ際シ契約ヲ以テ救助料ヲ定メタル場合ニ於テ其額カ著シク不

は、其缺點を補ふ爲めに新に本章を設けたので、重に救助料に關係した事柄を規定し、其他は總て水難救護法に依ることとしたのである。

第六百五十二條ノ二 船舶又は積荷の全部又は一部が海難に遭つた場合に、救助の義務が無い第三者又は船舶が、遭難船舶若しくは積荷の救助に従事して、多少にても効果を奏した場合には、其効果に應じて相當の救助料を請求することが出来る。

第六百五十二條ノ三 海難を救助する様なことは、咄嗟の際に爲ることであるから、救助に着手する前に救助料を特約する時間もなく、又豫め救助料の契約を爲るのは人情の忍びない事柄であるから、多くの場合には救助料を特約せないて、救助に従事するのが普通である、それであるから救助後當事者の間に救助料の金額に付て争の起つたときには、救助當時の危險の程度や救助の効果、救助の爲めに要した勞力と費用及び其他救助に關しての一切の事情を斟酌して、裁判所が之を定める。

第六百五十二條ノ四 海難に際して當事者が遂に救助料に付て契約をする場合には、遭難者は恐怖の念に驅られて不當な多額の救助料を承諾することもあり、又救助者は勞力や費用の結果に付て考へる暇が無い爲めか、若しくは容易く救助すること

相當ナルトキハ當事者ハ其増加又ハ減少ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六百五十二條ノ五 救助料ノ額ハ特約ナキトキハ救助セラルタル物ノ價額ニ超ユルコトヲ得先順位ノ先取特權アルトキハ救助料ノ額ハ先取特權者ノ債權額ヲ控除シタル殘額ニ超ユルコトヲ得ス

がでけると考へて不相當な少額の救助料で以て救助に従事することもある、又其他之に類した他の事情例へば危急の際であるから雙方とも熟慮する暇がないので、輕卒に救助の取り極めをし、後になつて其救助料が著しく不相當であることが知れた時には、其不相當な爲めに不利益を被る方から、其救助料の増加若しくは救助料の減少を請求することが出来るので、此場合には裁判所は、前條の規定に依つて救助當時の危險の程度や救助の効果、救助の爲めに要した費用や勞力、其他救助に付ての一切の事情を斟酌して、其救助料を定める。

第六百五十二條ノ五 海難者が救助者に救助料を支拂ふ目的は、救助の功に酬ゆる爲めであるから、假令當事者の間に特約がある場合でも、其救助料の額が救助された船舶又は積荷の價格より多くすることはできない、若し救助料が救助された船舶や積荷の價格を超える様なときには、遭難者は船舶若しくは積荷以外の財産で以て救助料を支拂ふことになつて、遭難者に對しては苛酷であるから、救助料は當事者間に特約のある場合でも救助された船舶又は積荷の價格以上に上ることを許さないものである。

第六百五十二條ノ六 數人が共同シテ救助ヲ爲シタル場合ニ於テ救助料ノ分配ノ割合ニ付テハ第六百五十二條ノ三ノ規定ヲ準用ス

人命ノ救助ニ從事シタル者モ前項ノ規定ニ從ヒテ救助料ノ分配ヲ受クルコトヲ得

又船舶や積荷に對して救助料の債權に先ちて辨濟を受ける先取特權があるときには救助料の額は救助せられた物の價格から其先取特權者の債權額を引き去つた残額に超えることができなないので、即ち救助された船舶又は積荷の所有者は救助された物の價格を超えて、それ以外の財産で以て救助料の支拂を爲る責任が無い。

第六百五十二條ノ六 數人が共同して同一の船舶又は積荷を救助した場合に於て救助料の分配に付て共同救助者間に協議が整ふたときには、其協議案に基いて救助料を分配するのは勿論であるけれども、若し救助料の分配に付協議が整はなかつたときは裁判所に於て、危険の程度、救助の効果、救助の爲めに費した勞力と費用並に救助に關しての一切の事情を斟酌して救助料分配の割合を定めるものである。

又海難救助は船舶や積荷を救助した場合に於て、救助の爲めに保存された物の價格に比例して救助料を支拂ふべきものであるから、固と救助の目的物は船舶や積荷であつて、旅客や乗組員等は本來海難救助の目的となるものではない、けれども若し此理論を貫くときには、人命救助に付ては救助料を受けることができなから、海難に際して救助者は、船舶又は積荷の救助にのみ盡力して人命救助を怠る様な場合

を生じないとも限らないから、人命の救助に従事した者も、船舶又は積荷の救助に従事した者と同じに、救助料の分配に與ることができざる旨を明示して、慈善博愛の心を捨て、利益に走る様な弊害を生ずることの無いことを圖つたのである。

第六百五十二條ノ七

船舶が救助に従事した場合に於ては其救助船が汽船である場合には救助料の三分の二を船舶所有者に與へ又帆船であるときには救助料の半額を船舶所有者に與へ、其残額即ち汽船の場合には救助料の三分の一、帆船の場合には救助料の半額を折半して船長と海員に與へなければならない。

又海員の受ける御前の分配は船長が定めるのであつて、即ち船長は各海員が救助に従事した場合に於ての危険の程度、救助の結果、救助の爲に要した勞力と費用、其他救助に關しての一切の事情を斟酌して、各海員に與へる救助料の割合を定める。

前二項に規定した救助料分配の標準は公益上の必要から規定したものであるから此等の規定に反して船舶所有者船長及び海員間の分配の割合を變更したり又は海員間の救助料の分配を船長以下の者に爲させ或は其分配の標準を限定する様な契約は總て無効となるのである。

第六百五十二條ノ七 救助ニ從事シタル船舶が汽船ナルトキハ救助料ノ三分ノ二、帆船ナルトキハ其二分ノ一ヲ船舶所有者ニ支拂ヒ其殘額ハ折半シテ之ヲ船長及ヒ海員ニ支拂フコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リテ海員ニ支拂フヘキ金額ノ分配ハ船長之ヲ行フ此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ反スル契約ハ無効トス

第六百五十二條ノ八 船長カ前條第二項ノ規定ニ依リ救助料ノ分配ヲ爲スニハ航海ヲ終ルマテニ分配案ヲ作り之ヲ海員ニ告示スルコトヲ要ス

第六百五十二條ノ九 海員カ前條ノ分配案ニ對シテ異議ノ申立ヲ爲サントスルトキハ其ノ告示アリタル後異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ル最初ノ港ノ管海官廳ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

理由アリタルトキハ分配案ヲ更正スルコトヲ得

船長ハ異議ノ落著前ニハ救助料ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

第六百五十二條ノ八 又船長が前條第二項の規定に依つて救助料の分配を爲すには分配の公平を保つ爲めと救助に従事した海員の散逸せぬ以前に速に分配を實行する爲めに救助を爲した航海を終るまでに分配案を作つて之を海員に公示せなければならぬ。

第六百五十二條ノ九 海員が救助料の分配に付て不服があるときは其分配案の告示があつた後其船舶が最初に到着した港の管海官廳に付て異議の申立を爲すことができる。併し異議の申立を爲る機会があるにも拘はず之を爲なかつたものは其異議申立を爲る權利を棄てたものと看做して其以後に於ては異議の申立を爲ることを許さない、又適當な時期に異議の申立があつたときは管海官廳は其異議に付て審査し異議の理由が無い場合には之を却下し若し理由があると認められた場合には船長の作つた救助料の分配案を更正することができる。

又救助料の分配案に對しての異議の結果は前に述べた様に管海官廳に以て之を更正することがあるので更正された場合には船長は其更正に基いて救助料の分配を爲るべきものであるから海員から異議の申立があつたときには其異議に付て何れ共落著

第六百五十二條ノ十 船長カ分配案ノ作成ヲ怠リタルトキハ管海官廳ハ海員ノ請求ニ因リ船長ニ對シテ分配案ノ作成ヲ命スルコトヲ得

船長カ前項ノ命令ニ從ハサルトキハ管海官廳ハ分配案ヲ作ルコトヲ得

する迄は救助料の支拂を爲ることができないのである。

第六百五十二條ノ十 又海員に與へる救助料の分配を爲るに付ては先づ分配案を作らなければならないことは第六百五十二條の八に規定する處であつて此規定に基いて作つた分配案の内容に不公平な所があるときは其救濟方法として異議の申立を爲ることができても若し船長が初めから分配案を作らなかつたときには、海員は前條の規定に依つて保護を受けることはできないから此場合には海員は先づ管海官廳に向つて「船長に對して分配案を作ること命ずる」ことを請求するところが出来る。

前項の請求に依つて管海官廳が船長に對して分配案を作るとを命じ船長が其命令に従つて分配案を作つた場合には其分配案に依つて救助料を分配するのであるが、若し管海官廳から命令があつても、船長が之に應ぜないて分配案を作らなかつたときは、海員は更に其由を管海官廳に申出て管海官廳は船長に代つて分配案を作ら海員は其分配案に基いて救助料を請求することができる。

第六百五十二條ノ十一

次に掲げてある場合には、實際に船舶又は積荷の救助に

十一、左ノ場合ニ於テハ救助者ハ救助料ヲ請求スルコトヲ得ス

一、故意又ハ過失ニ因リテ海難ヲ惹起シタルトキ

二、正當ノ事由ニ因リテ救助ヲ拒マレタルニ拘ラス強ヒテ之ニ従事シタルトキ

三、救助シタル物品ヲ隠匿シ又ハ濫ニ之ヲ處分シタルトキ

從事した者でも救助料を請求することはできない。

一、故意又は過失に因つて海難を惹起したとき。

故意又は過失に因つて海難を惹起せしめた者は其惹起した海難から生ずる損害を賠償する責任があるものであるから、危難発生後に船舶積荷の救助に従事しても、之に對して報酬を與へる理由がない計りてなく若し實際此等の者にも救助料を與へるものとすれば、海難を起して救助料を得ようとする不徳義な者の犯罪を獎勵し過失を保護する結果を生じて、船舶又は積荷の所有者に不測の損害を蒙らせることになり、公益を害するから、此場合には救助料を與へないのである、而して故意と云ふのは、例へば船舶を沈没させる爲めに衝突して被害船を沈没させた様な場合で過失とは例へば乗船中火を失して之が爲めに船火事を起し船舶や積荷を焼失せしめ様とした場合を指すのである。

二、正當の事由に因つて救助を拒まれたに拘まはらず強ひて之に従事したとき。

船長は航海中船舶所有者に代つて、船舶の指揮や積荷の監督を爲るものであつて、海難に際しても他人の救助を受けるか否等をも決定する職権がある故に船長が正當の事由例へば救助者は救助料を食ひ積荷を窃取する目的に出るものであると看做して救助を拒んだにも拘はず強て救助に従事した者は救助料を請求することはできない。

三、救助したる物品を隠匿し又は濫に之を處分したとき。

海難の場合に救助したる物品を隠したり又は濫りに之を破壊投棄する様な者は多くは名を救助に藉りて窃盜掠奪等を爲るものであるから此等の不正な行爲を爲る者の救助を豫防する爲めに救助料を與へないのである。

第六百五十二條ノ

第六百五十二條ノ十二

救助者は救助料を請求する権利を有して、此権利は船舶

十二 救助者ハ其積荷ニ付キ救助シタル積荷ノ上ニ先取特權ヲ有ス前項ノ先取特權ニハ船舶債權者ノ先取特權者ニ關スル規定ヲ準用ス

所有者又は積荷の所有者に對して之を行ふことができるのは勿論であるけれども、遭難者を保護する爲めに救助された船舶又は積荷の價格を越えて、それ以外の財産に對して救助料を請求することはできないから、救助料の請求権は其保護が充分でない處がある、故に救助した船舶又は積荷に對して其權利を充分に行はせる爲めに救助した船舶又は積荷に對しては先取特權を行はせ、他の債權より先に其物の價格より救助料を受取ることを認められたのである、而して船舶の救助料を請求する爲めに救助された船舶に對して先取特權の行ふことのできるのは、船舶債權の章第六百八十條第五號に明定してあるから、之と權衡を得させる爲め本條に於ては積荷に對しての先取特權を認められたのである。

又積荷の救助者が其救助した積荷の上に先取特權を行ふに付ては、船舶債權者の先取特權に關しての規定に依るのであるから、例へば二人以上の救助者がある場合には其救助料分配額の割合に應じて辨濟を受け又本條に規定してある積荷の上の先取特權と民法や其他の先取特權と競合した場合には積荷の上の先取特權者は優先の地位を占めて、一般の特權者に先ちて辨濟を受くことができる。併し積荷の先取特

権は普通の先取特権と異つて、其發生後一年を経過したときには消滅する。

救助料請求の先取特権 其債権に付て救助した船舶の上に先取特権を有すると云ふのは、救助料の請求権が先取特権に依つて保護せられ、其先取特権は救助した著物の上に行はれると云ふ意味である而して先取特権とは法律の規定に依つて債権の財産に付て他の債権者より先に自分の債権の辨済を受ける権利であつて、一般の先取特権と特別の先取特権の二種類がある、即ち債務者の總財産の上に行はれるものが一般の先取特権で債務者の特定財産の上に行はれるのが特別先取特権であつて、本條で謂ふ先取特権は救助行為に依つて保存されたる荷物の上に行ふものであるから、特別先取特権である。

第六百五十二條ノ十三 船長は航海中船舶所有者を代表して、航海に關しての一切の行為を爲す権限を有すると同時に、又積荷の所有者の爲めに其積荷を保管する職責を有する者である、殊に積荷に付ては其所有者の不明なる爲め、又は其所有者の移轉に伴つて屢々所有者に變更がある爲め、救助料の支拂に付て錯雜な關係を惹き起すから、船長に總ての積荷の所有者を代表させて適當な處理を爲さしめるのである。

以上述べた理由に因つて船長は、船舶が救助された場合には船舶所有者、積荷が救助された場合には其積荷の所有者等の債務者に代つて裁判上又は裁判外の一切の行為を爲す権限を有する者であるから、救助料の支拂に付て船舶所有者又は積荷の所有者が訴を受け、又は訴を起す場合にも船長は自ら原告若しくは被告と爲つて訴訟を爲ることができ、併し此場合には船長は船舶所有者又は積荷所有者の訴訟代理者として訴訟を爲るもので無いから、其訴訟に付て言渡された判決は、船舶所有者又は積荷所有者に對しても效力を生ずるので、即ち救助料の債務者は利益な判決を受けた場合には、其判決に因つて自分の責任を免れることができ、不利な判決を受けた場合には、其責任を果さなければならぬ。

第六百五十二條ノ十三 船長ハ救助料ノ債務者ニ代ハリテ其支拂ニ關スル一切ノ裁判上之ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有ス 救助料ニ關スル既ニ於テハ船長ハ自ラ原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得但此訴ニ付キ言渡シタル判決ハ救助料ノ債務者ニ對シテモ其效力ヲ有ス

第六百五十二條ノ十四 積荷ノ所有者ハ救助セラレタル物ヲ以テ救助料ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第六百五十二條ノ十四 海難當時の所有者及び其所有者から積荷を譲受けた總ての積荷所有者は、救助された物で以て救助料を支拂ふ義務がある。蓋し積荷の所有者は積荷所有權の移轉と共に數々變更するものであるけれども、其積荷の上には救助料付て先取特権が伴ふものであるから、何人が其積荷を取得しても、常に其積荷の價格で以て救助料を支拂ふべきものと爲たのであるけれども、又積荷の所有者に對して其積荷以外の財産で以て救助料を支拂ふべき無限の責任を負はせることは苛酷であるから、積荷の價格を限度として夫れ以上の義務を負担させないのである。

第六百五十二條ノ十五 救助料の債務者は獨り救助當時に於ての積荷の所有者計

第六百五十二條ノ十四 積荷ノ所有者ハ救助セラレタル物ヲ以テ救助料ヲ支拂フ義務ヲ負フ

十五 積荷ノ上ニ
存スル先取特權ハ
債務者カ其積荷ヲ
第三取得者ニ引渡
シタル後ハ其積荷
ニ付キ之ヲ行フコ
トヲ得ス

第六百五十二條ノ
十六 救助料ノ請
求權ハ救助ヲ爲シ
タル時ヨリ一年ヲ
経過シタルトキハ
時効ニ因リテ消滅
ス

りてなく其後積荷を譲受けて其所有者と爲つた者は勿論積荷を受つた荷受人に至る迄何れも皆救助料を支拂ふ義務を負ふものであるから、救助された積荷が此等の者の手に存する間は救助料の債務に付ては、其積荷の上に先取特權を行ふことが出来るけれども之を第三者に引渡した場合にも尙ほ其者に對して先取特權を行はせるのは取引の安全を害する恐れがあるから、一旦救助料の債務者が積荷を第三者に引渡した以上は其上に存してあつた先取特權を積荷に對して行ふことができない、併し此場合には救助料の債權者は民法第三百四條の第二項の規定に依つて、之に代るべき金錢又は其他の物に對して先取特權を行つて債務者から其支拂を受けることが出来る。

第六百五十二條ノ十六 救助料の請求權は救助を爲した時から一年を経過したときには何等の理由があつても時効に因つて消滅するもので、最早請求する權利がなくなら、而して時効を一年と爲たのは債權の特別時効の通則の例外として設けたのであつて運送人の責任に關しての時効と同一趣意である。

第三取得者 通常第三取得者と云ふのは第三者であつて所有權を取得する者を謂ふのであるけれども海

難に罹つた荷物の所有權を取得した第三者は前條の規定に依つて矢張り救助料を支拂ふ義務を負つて先取特權の行使を受けるから、本條で謂ふ處の第三者とは海難に罹つた積荷に對して質權や留置權等の所有者以外の物權を取得した第三者を指すのである。
又本條は船舶の救助料に付て先取特權を有する者が第六百八十八條の手續に因つて先取特權を失ふのと同趣旨であるけれども、船舶は不動産と同様な手續を要するから第三取得者が讓受登記を爲たことを先取特權消滅の條件と爲るけれども本條に規定してある積荷は純然たる動産であるから、第三取得者が引渡を受けたことを先取特權消滅の條件とした違があるのみである。

第六章 保險

吾國に於ける保險法の規定は之を二つに區別し一つは商行為編中に保險と題する一章を設け普通一般の保險に關する規定をなしてある、一つは海商編中に海上保險と題して海上保險に就ての特別なる規定をのみ設けてある、それ故保險に就ての一般規定は商行為中に規定されて居るものが本則で一般的の規定で海商法中に規定せられてある海上保險の規定は特殊で例外的の規定であるから、之が適用も海上保險の場合には特別規定を先に一般規定を後にすべきである。それ故海上保險に關しての事故は先づ本規定によるべきであつて本規定に

第六百五十三條
海上保險契約ハ航
海ニ關スル事故ニ
因リテ生スルコト
アルヘキ損害ノ填
補ヲ以テ其目的ト
ス
海上保險契約ニハ
本章ニ別段ノ定メ
アル場合ヲ除ク外
第三編第十章第一
節第一款ノ規定ヲ
適用ス

別に何等の定めなき時は保險に就ての一般規定に準據すべきである、即ち第三編商行為第十章保險第一節損害保險第一款總則の規定によるのである。

第六百五十三條 海上保險契約は航海に關する事故に因りて生ずることのあるべき損害の填補を約束するものであつて陸上にて爲す火災保險や運送保險などと均しく性質上は一般の損害保險の一種類に外ならぬのである。只其事故が航海に關するといふ點に於て他の損害保險と異なるのみである。それ故海上保險の契約には一般の損害保險の本則を適用することは勿論であるが茲に規定されて居るのは只海上保險にのみ必要な特別の規定のみを掲げて其餘は總べて皆商行為の編に規定されてある保險の規定を用ふるのである。被保險利益は海上保險契約に於て凡べて航海に關する危険に罹ることのあるもので而もそれが法律命令に禁止されて居らざる財産上の利益なれば皆之を被保險利益と爲すことが出来るのである。即ち船舶、積荷、荷物及び旅客の運送貨其他船舶又は積荷の到達した上にて得らるべき利益又は報酬等の類でも亦保險することが出来るのである又舊商法では船舶乗組員の給料及び報酬の保險は無効であると爲して居つたのであるが新商法は之を有效と規定した蓋し其

理由とする處は運賃は給料の母であるとの考があつて給料を與ふるのは運賃を得た爲めである決して運賃を得ずして給料の生ずべき處がないそれであるから船舶が遭難して運賃を得ることの能はぬ如き場合には船員は給料を得ることは出来ぬ、換言すれば航海が無事に終了する迄は船員の給料なるものは確實なる財産上の利益ではない従つて理論から言へば之を保險に付することは出来ぬ、若し之を保險に付することを許すに於ては船舶が危急の際でも船員の覺悟が不忠實に流るゝ恐れがある即ち之を救助せざるとも保險金を得る望みがあるから到底全力を盡して之を救ふことを爲さざる弊害があるとの理由からして船員の給料及び報酬の保險を無効となしたのである。然れども運賃は給料の母なりとは今日の法理には反するのである船員は如何なる場合でも給料を請求する権利があるそれ故給料は適法なる財産上の利益であるから之を保險に付することは出来るのである。船員が海難に際しての取締に關しては別に法令の規定があつて決して前に述べたる如き不忠實の憂を煩はさぬのであるとの點から舊法の無効とせし點を削除したのである。又航海に關する事故とは天災たる人と爲るとを問はず被保險利益を迫害すべき一

切の事實を總稱するのである。例へば暴風雨、坐礁、膠沙、衝突、火災、爆發、流氷等を始め戦争、官の處分、暴動、捕獲、掠奪、封港、抑留、船員の暴舉、共同海損等は皆な海上保険を以て擔保すべき危険であつて其他積荷の保険に於ては船舶の沈没、破壊等も亦保險事故となるのである。

茲に一つの注意すべきことは商行為の編に於ては目的なる言葉は必ずしも之を同一の意義に使用せぬことである、例へば第六百五十三條に使用されてある目的なる文字は保險契約の目的と云ふ意義に用ふるのて其次條に在る目的なる文字は被保險利益と云ふ意義である。又第六百六十七條の一號及び第六百六十九條等に在る目的なる文字は被保險利益を其儘に顯はしたる即ち有形の物體其自體を指示してあるのである。それ故此書でも亦便宜上から矢張り之を襲用するのであるから、個々の場合に於て其何れの意義に使用せるかは、前後の關係如何によつて讀者の適宜判斷をまつのである。

第六百五十四條
保險者ハ本章又ハ保險契約ニ別段ノ

第六百五十四條 保險者は保險期間中に保險の目的に付き航海に關する事故に因つて發生した損害は一切之を填補する責任を負ふのである。即ち直接の損害である

定アル場合ヲ除ク外保險期間中保險ノ目的ニ付キ航海ニ關スル事故ニ因リテ生シタル一切ノ損害ヲ填補スル責ニ任ス

ばかりでなく間接の損害であつてもその損害が必然に來るべきもので免かるゝことの出來ざるものなれば之を填補せなければならぬ併しそれが實際の場合には果して必然に來る損害であるか否かは之を區別することが容易でない又時としては程度の問題に陥ることもある斯る場合に於ては只法律の精神を咀嚼して圓滿なる常識を以て適當なる判斷を下す外はないのである。

尤も本章即ち海上保險規定又は保險契約に別段の規定若しくは協定を爲しある時は其の規定又は協定の旨趣に依るのであることは勿論である。以下之等に就て責任を免すべき例外の規定をなしてある。

第六百五十五條
保險者ハ被保險者カ支拂フヘキ共同海損ノ分擔額ヲ填補スル責ニ任ス但保險價額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ負擔ハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第六百五十五條 保險者は損害の原因が直接であると間接であるとを問はず總べて航海に關する事故に因つて生ずる損害は填補する責任があるのである。それ故共同海損に於ての船長の處分も亦航海に關して生ずる事故であるから其の損害なり費用なりを保險者に於て填補すべきものであることは明瞭なることである、即ち被保險物が海損の犠牲と爲りて損害を受けたる場合は勿論のこと尙ほ被保險物が犠牲を免かれて保存されたに依つて其結果共同海損を分擔すべき場合であつても保險者は

負擔部分に就ての損害を填補せなければならぬ。

併し保險者が海損の犠牲と爲つた被保險者の損害を填補したる場合に於ては保險者が被保險者の地位を代位して他の海損債務者に對して其損害の分擔を請求することが出来るのである。この但書は一部保險の場合に於ける割合填補を定めたものであるけれども之は損害保險の原則からして當然の事であつて特に之を明に示す必要はない。この點に就ては普通損害保險の規定に「保險價額の一部を保險に付したる場合に於ては保險者の負擔は保險金額の保險價額に對する割合に依つて之を定む」(三九一條)とあるを以て殆んど重複の規定となるのである。

海損債務者 とは共同海損の場合に一部の海損を分擔すべき債務を有する荷主若しくは船主を指すのである。

共同海損 とは船舶が航海中遭難の爲め積荷の一部分を海中に投じ若しくは船長が貨入、賣却をなした爲めに其の損害を其の船舶に荷積したる總べての荷主船主に割當て、分擔せしむるのである詳細は海損の箇所を見よ。

第六百五十六條 船舶ノ保險ニ付テハ保險者ノ責任カ

第六百五十六條 全體保險の性質は被保險者の損害を填補すべきものであるから損害のなきものを填補すべき道理はない、それ故被保險物には一定の保險價額を定

始マル時ニ於ケル其價額ヲ以テ保險價額トス

めなければならぬ即ち保險價額とは被保險利益の價額のことであつて保險事故の起つた場合に於て保險者が填補することのあるべき最高の限度を示すべき標準である之れ被保險利益以上に填補を爲すことを保險の性質上許さざる所以である。

保險價額は保險當事者が豫め保險契約に於て之を一定するのを通例とするけれども時としては後日保險事故が発生したる際に之を定めるものとして豫め之を確定して置かぬことがある而して之を確定して置かぬからと云ふてそれが爲めに保險契約の效力には影響がないけれども一旦之を定めるときには契約當事者は之に拘束せらるゝのは勿論であるから多少其價が高きに過ぐればとて保險者は之に對して苦情を云ふことは出来ぬ、只其價額が著しく適當であると云ふことの證明がある時に限り其の填補額を減少する請求が出来るのみである。

而して若し保險價額が契約當事者間に於て一定されて居らぬ時は如何になすべきかに付其標準を本條及び次條以下に定めてある本條は即ち船舶の保險に付ての保險價額を次の如く定めてある。

船舶の保險に付ては保險者の責任が始まる時に於ける其價額を以て保險價額とする

第六百五十七條
積荷ノ保險ニ付テハ其船積ノ地及ヒ時ニ於ケル其價額及ヒ船積並ニ保險ニ關スル費用ヲ以テ保險價額トス

のである、即ち保險事故の發生した際に其船舶に評價を付して以て保險價額と定めるのである。

第六百五十七條 前條に述べた様に保險價額は保險當事者が豫め之を一定するのが通例であるが之を定めなくても別に效力に影響がないから其の價額を定めず積荷に保險を爲した場合には如何にして保險價額を定めると云ふに次の標準に依るのである。

積荷の保險に付ては其船に船積した地及び船積を爲した時に於ける其貨物の價額及び之に船積並に保險に就て要した一切の費用を合算して其總額を保險價額と定めるのである。例へば横濱港にて明治四十四年七月十日に生糸を佐土丸に船積してそれが航海中保險事故が發生したりとせば其生糸の保險價額は横濱港にて船積した時の相場に依りそれに船積費用並に保險料等を加へて以て保險價額と定るのである。

第六百五十八條
積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益又ハ報酬ノ保險ニ付テハ契約ヲ以テ保險價額ト推定ス

第六百五十八條 積荷の保險に付ては前條に述べたのであるが之れは船積港に於て定むべき場合であつて積荷は到達地に到れば多少の利益はあるべき筈なり、それ故積荷の到達地に着したる上の利益を豫想して又は報酬を見積つてそれを保險に付

價額ヲ定メサリシトキハ保險金額ヲ以テ保險價額トシタルモノト推定ス

けた場合に別段何等保險價額の契約をなし居らざる時は如何なる標準に因つて其保險價額を定むべきであるかは次の様である。

積荷が到達してその上で得らるべき利益又は報酬の保險に付て何等契約を以て保險價額を定めなかつた時には保險金額を以て保險價額となしたものと推定するのである。斯様な推察を法が規定したのは到達に因つて得らるべき利益又は報酬に付ての保險價額を定むるに付ては一定の標準を示すことが出来ぬのである實際に於て多くの場合に鑑み便宜の爲めに只此推定を設けたものである併しなごらこは一應の推測に過ぎないのであるから反證を擧げて保險金額より保險價額には差異のあることさへ判明すれば勿論それに據るのである。斯る次第であるから其結果に依り或は一部保險と爲すこともあるのである、或は超過保險と爲りて超過部分が無効になることも往々生ずべきである。

一部保險は保險價額の一部を保險に付したる場合であつて、保險者の負擔となるべき部分は、保險金額の保險價額に對する割合に依つて之を定めるのである。(第三九一條參照)

海商法第十條 船積積二貨積

超過保險は保險金額が保險契約の目的物の價額より超過したるものを云ふので其超過したる部分の保險契約に付ては之を無効とするのである。(第三八六條參照)
以上の如く保險價額の不確定は其結果に於て種々の變化を生ずるものであるから保險價額を推定した場合には之等の不都合は免かれぬのである。

第六百五十九條 一航海ニ付キ船舶ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ責任ハ荷物又ハ底荷ノ船積ニ著手シタル時ヲ以テ始マル
荷物又ハ底荷ノ船積ヲ爲シタル後船舶ヲ保險ニ付シタルトキハ保險者ノ責任ハ契約成立ノ時ヲ以テ始マル
前二項ノ場合ニ於テ保險者ノ責任ハ到達港ニ於テ荷物

第六百五十九條 海上危険が現實せるに因つて損害が生じたるときには保險者が之を填補するのは保險契約の主旨であるけれども損害が生ずれば直ちに保險者に責任が生ずるものではない其之を生ずる危険が約定せられて居る時の間に發生した事故に因つて生じた場合でなければならぬ、故に契約上保險者が責任を負担すべき時の範圍を確定することが必要である、而して法律は之を確定するに二種の方法を設けて居る一つは或る一定期間を以て其間を保險期間となし今一つは船舶の一航海を爲す間を以て保險期間と定めて居る、前者は之を期間保險と云ひ、後者は之を航海保險と云ふて居る期間保險にあつては其期間内に生じた事故に因つて生ずる損害は皆之を填補するものであるから別に期間の始期及び終期の問題は起らぬが、船舶の

又ハ底荷ノ陸揚カ終了シタル時ヲ以テ終マル但陸揚カ不可抗力ニ因ラズシテ遅延シタルトキハ其終了スヘカリシトキヲ以テ終マル

一航海を以て一つの保險期間として船舶又は積荷等を保險に付けた場合には保險者の責任は何時から始まつて何時に終るべきであるかに付て一定の規則を必要とするのであるから之を次の如く區別して規定してある。

船舶保險の場合で一航海に付き船舶を保險に付したる場合即ち航海保險であれば保險者の責任は荷物又は底荷の船積に着手したる時を以て責任の始期と定めてある、蓋し當事者が保險契約を締結するも其船舶が未だ航海に着手せざる以上は未だ航海に關して危険に曝されたるものと云ふことは出來ぬ其之に曝さるゝ時は實に航海着手後の事である而して船舶が船積が着手する時は即ち航海に着手する時と見るのが適當であるからそれ故保險者の責任は此時から始まるものとなるのである、又若し荷物又は底荷の船積を爲したる後船舶を保險に附したるときであれば保險者の責任は契約が成立した時を以て責任が始まるのである之れ即ち契約の當時已に其船舶は危険に曝されつゝあるから契約の即時から保險者の責任が始まるのである、次に保險者の責任の終期即ち責任を免かるゝ時期は到達港にて荷物又は底荷の陸揚を終了したる時である、例へば荷物を解船に移すも未だ陸揚が完了の時と見ざる間

は、險者の責任は存続するのである之れ陸揚完了の時を航海完了の時と見るのが穩當であるからである、それ故其陸揚が不可抗力例へば天災地變人力を以て左右することの出来ない事柄の爲めに陸揚が遅延したるときであつても保險者の責任は陸揚終了の時に始めて終るのである此場合には保險者は不利益の地位に在るもこれは是非ない事て不可抗力の結果は自から負擔せなければならぬのは恰も不可抗力に依つて航海が遅延したるときと同一である、
 之に反して若し其陸揚が船員の怠惰其他不可抗力以外の原因の爲めに遅延したる場合には是も保險者の責任期間を長くする理由はなきものであるから之を以て陸揚の終了すべかりし時を以て保險者の責任を終らしむるのである。即ち船員の怠惰又は其他の事由がなかりせば陸揚が終了したらんと推測が出来るときを以て保險者の責任の終期と爲すのである。

尙又積荷保險、積荷の到達に因り得べき利益若くは報酬の保險に就ての規定は次條以下に規定されてある。

第六百六十條

航海保險の場合に積荷を保險に付したるとき保險者の責任の始期

第六百六十條 附

荷ヲ保險ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ責任ハ其積荷カ陸地ヲ離レタル時ヲ以テ始マリ陸揚港ニ於テ其陸揚カ終了シタル時ヲ以テ終ル
 前條第三項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六百六十一條
 海上保險證券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一、船船ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ其船船

終期に就ては次の如く規定されて居る。
 積荷を保險に付したる場合であれば保險者の責任は其積荷が陸地を離れたる時を以て始まり其積荷の陸揚が終了したる時を以て終期とするのである。即ち結局荷物が水面に在る間は保險者の責任が伴隨するのである之れ其間にあつては積荷が航海に關する危険に曝さるゝからである尤も陸揚が不可抗力に因らない爲め例へば怠惰等の爲めに遅延したるときは其終了すべかりしと推測する時を以て責任が終るのである。

又積荷の到達に因り得べき利益若くは報酬を保險に付したる場合も矢張前と同一である何となれば此等は積荷と運命を共にすべきものであるからである。

第六百六十一條

海上保險證券は保險契約者の請求に因り保險者の交付する證券であつて之には次に掲げる事項を記載し保險者が之に署名(又は記名捺印)するるのである。

第一、保險の目的、即ち船船又は積荷等を表示すべきである。然るに海上保險にあつては陸上保險に於けるが如く一々被保險物を一見し又は之を點檢する便宜が甚だしい殊に航海中に在る船船又は積荷等の保險になると全く之を爲すことが出来ぬからして法律で被保險物を明かになさせて置く必要の爲めに

ノ名稱、國籍並ニ種類、船長ノ氏名及ヒ發航港到達港又ハ寄航港ノ定メアルトキハ其港名
 二、積荷ヲ保險ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ船舶ノ名稱、國籍並ニ種類、積積港及ヒ陸揚港

保險の種類に従ひ次に掲げる事項を記載することになつて居る、即ち船舶の保險に於ては

- (一) 其船舶の名稱、國籍、並に種類。
 - (二) 船長の氏名、之は船舶指揮者の人物技術を知り海上危険を測定するに付きて斟酌することを得せしむるが爲めである。
 - (三) 發航港及び到達港。
 - (四) 寄航港を定めてあるときは其港の名。
- 又積荷を保險に付し又は積荷の到達に因りて得らるべき利益若くは報酬を保險に付したる場合には次の様である。

- (一) 船舶の名稱 英米の保險証券中には之を記載するものと然らざるものとある商人が或荷物の運送を依頼せんとするに當たり未だ何れの船舶に搭載すべきかを定めないう取り敢へず其荷物を保險に付するとがある斯る場合であれば船舶の名稱を証券中に記載する際にはゆかぬ併しそれが爲めに保險証券が無効となる様の心配はない。而して保險契約者又は被保險者が其荷物を船積したることを知りたるときは早速保險者に對して船舶の名稱及び國籍等の通知を發するのである。
- (二) 船舶の國籍並に種類。
- (三) 船積港及び陸揚港。

此他のものを保險に付したる場合に付ては法律には別に規定してはない只當事者に於て必要であると思ふ事柄を記入すればよいのである。

第二 保險者の負擔したる危險 陸上保險であれば火災とか水害とか一定の危険を指示する必要があるけれども海上保險に於ては航海に關する事故に因つて生ずる一切の損害を填補するものであるから特に一定の危険を指示する必要もなく又指示の出來るものではない、それ故實際上は之を記すとも何等の利益はないが法律は之等の記載を爲さしめて居るそれ故只航海に關する事故とのみ記載して置けばよいのである尤も當事者の間に於て航海に關する事故の内或る何々の危険は負擔せず等の旨の特別な契約

があるときに之を明示すべきことは勿論である。故に此記載事項は寧ろ消極的に或る危険を除外する場合にのみ有益である。

- 第三 保險價額を定めたるときは其價額 保險價額を定めたるものは之を價額確定證券と云ひ然らざるものは之を價額未定證券と云ふ。
- 第四 保險金額。
- 第五 保險料及び其支拂の方法。
- 第六 保險期間を定めたるときは其始期及び終期。
- 第七 保險契約者の表示 即ち自然人であるなれば其氏名又は商號。法人であるなれば其名稱。會社であるなれば其商號を記入するのである。
- 第八 保險契約の年月日。
- 第九 保險証券の作成地及び其作成の年月日。

此の保險証券には印紙税法の規定に依つて三錢の印紙を貼用すべきものである。

第六百六十二條 保險契約は危險の擔保であつて保險者は其危險の程度を測定し一定の保險料を算出して保險契約を締結するものであるからして若し其根本の基礎となり居る危險の状態に變化が來るときには保險契約の效力に影響が及ぶべきこととは當然の事である今此點に關して海上保險に特別なる事項を次に述べる。

第一 航海變更。

保險者の責任が始まる前に於て航海を變更したるときは保險契約は其效力を失ふのである之は船舶保險にのみ限る規則である航海の變更と云へば到達港を變更すると云ふのである即ち豫定の航海を全く廢止

第六百六十二條 保險者ノ責任カ始マル前ニ於テ航海ヲ變更シタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ
 保險者ノ責任カ始マリタル後航海ヲ變更シタルトキハ保險者ハ其變更後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但

其變更カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リタルトキハ此限ニ在ラズ
到達港ヲ變更シ其實行ニ著手シタルトキハ保險シタル航路ヲ離レサルトキト雖モ航海ヲ變更シタルモノト看做ス

し更に他に航海を爲すと云ふのである。抑も海上保険に於て航海の如何は危険の程度に最大の關係を有して保險當事者の最も重きを置く所である。殊に冬期にあつて太平洋の航海なれば保險を引受くるが、日本海の航海なれば之を引受けざるが如き事は常にあるから、航海の如何は保險契約の大切な事柄である、それ故一旦當事者が保險契約を締結するとも若し保險者の責任が始まる前であつて航海を變更したる場合に於ては假令其變更が保險契約者又は被保險者の責に歸せざる事由に因つた時であつても保險契約は當然其效力を失ふものとするのである、それ故例へば荷物の積込に着手する前に甲乙二國開戦をなして到達港が封鎖されたが爲めに止むを得ず到達港を變更したる時に於ては保險者又は被保險者に於ては更に責むべき事情はないけれども保險契約の效力はそれが爲めに失はしむるのである。此場合に於ては保險者は保險料の半額を請求することが出来る若し保險料の前拂であつた時には其半額を差引して餘の半額を返還するのである。

之に反して若し保險者の責任が始まりたる後に航海を變更したるときには法は保險契約の效力を失はせないて其變更の原因の如何に依つて保險者の責任が繼續するか否かを區別するので、即ち次の様である。甲、其變更が保險契約者又は被保險者の責に歸するのである事由の爲めであるなれば保險者の責任は依然として繼續するのである。蓋し保險者の責任の始まる前に在りては船舶は發航港に碇泊せるからして假令航海の變更が天災其他不可抗力即ち戰爭天變地異等の爲めに變更したるものであるなれば被保險者を保護して保險者の責任を繼續せしむる必要はないけれども若し之に反して保險者の責任が始まりたる後航海を變更するときは其船舶は多くは航行中であるからして到達港外の港へ航行せなければならぬ必要があるからして若し其航海變更の原因にして保險契約者又は被保險者の責とはならぬ事由に出でたるときには保險者の責任を繼續せしむるのである。

乙、其變更が保險契約者又は被保險者の責となるべき事由に起因したるときには保險者は其變更後の事由に於ては責任を負はぬのである。此場合は契約が效力を失ふのではなくして保險者に責任がなくなるのであるから保險料は之を請求することが出来るし又其前拂を受けて居るときは之を返還するには及

はるゝある。

以上は保險者の責任が始まる前と後に依つて航海變更が保險契約に及ぼす影響を述べたのであるが、時としては未だ既定の航路を離れないで單に航海變更の實行にのみ着手したるときは之を航海變更と見るべきであるか否かに付て疑ひの生ずることを慮り法律は到達港を變更し其實行に着手したるときは保險したる航路を離れざるべきであつても航海を變更したるものと看做すと規定したのである。之れ危険の生ずる基礎に變動を來すものとするからである。

第六百六十三條

保險契約の根本の基礎となる危険の状態に變化を來すときは保險契約の效力に影響を及ぼすべきは當然の事である。前條に於て其一場合として航海變更に就ての規定を述べたのであるが其の二は發航、續航の懈怠、航路變更等に就ての規定で、即ち次の様である。

之れ亦船舶保險にのみ限る規則である、即ち被保險者が發航を爲し若しくは航海を繼續することを怠り又は航路を變更し其他自立つ程の危険を變更若しくは増加したるときは保險者は其變更又は増加以後の事故に付ては責任を負担せぬのである。之れ

第六百六十三條
被保險者カ發航シ
爲シ若クハ航海ヲ
繼續スルコトヲ怠
リ又ハ航路ヲ變更
シ其他著シク危険
ヲ變更若クハ増加
シタルトキハ保險
者ハ其變更又ハ増
加以後ノ事故ニ付
キ責任ヲ負フコト
ナシ但シ其變更又ハ
増加カ事故ノ發生

ニ影響ヲ及ボササ
リシトキ又ハ保險
者ノ負擔ニ歸スヘ
キ不可抗力若クハ
正當ノ理由ニ因リ
テ生シタルトキハ
此限ニ在ラス

被保險者をして其事實以後に生ずる損害につら責任を負担せしめざるは當然である
然れども若し其變更又は増加が事故の發生に影響を及ぼさざりしとき又は保險者の
負擔となるべき不可抗力若しくは正當の理由に因つて生じたるときは被保險者に各
ひべき事情なきを以て保險者をして依然責任を負担せしむるのである。
航路變更とは豫定到達港を變ずることなくして只之に向つて航行すべき針路を變更
するを云ふのである。

第六百六十四條
保險契約中ニ船長
ヲ指定シタルトキ
ト雖モ船長ノ變更
ハ契約ノ效力ニ影
響ヲ及ボサス

第六百六十四條 船舶保險又は積荷其他の保險にあつては契約の效力に影響を及
ぼすべき事柄を述べるが茲に注意すべきことは其何れの保險であつても船長の變更
は契約の效力に何等關係がないのである、即ち保險契約中に船長を指定してあると
してあつても船長の變更は其契約の效力に何等の影響は及ぼさぬのである。
抑も船長の技術如何は船舶の安危に關係があるのである殊に保險證券中にも船長の
氏名を記入せしむる程のものでありながら船長の變更があるとも其契約の效力に影
響を及ぼさぬのは奇異の觀があるけれども海上保險の實際上に於ては船長に重きを
置くよりも寧ろ船舶に重きを置くのが常である、従つて船長の變更は保險契約の効

第六百六十五條
積荷ヲ保險ニ付シ
又ハ積荷ノ到達ニ
因リテ得ヘキ利益
若クハ報酬ヲ保險
ニ付シタル場合ニ
於テ船舶ヲ變更シ
タルトキハ保險者
ハ其變更以後ノ事
故ニ付キ責任ヲ負
フコトナシ但シ其
更力保險契約者又
ハ被保險者ノ責ニ
歸スヘカラサル事
由ニ因リタルトキ
ハ此限ニ在ラス

力に關係なきものと規定されて居る之は各國の立法例も殆んど同一である但し反對
の特約を爲すことを許すべきであるは勿論である。

第六百六十五條

船舶自身を保險に付したる場合であれば其船舶の航海を廢して
他の船舶を以て航海せしめたるときは之れ全く保險の目的を變更するのであるから
保險契約が效力を生ぜざるは勿論であるが之に反して積荷を保險に付し又は積荷の
到達に因りて得らるる利益若しくは報酬を保險に付したる場合であつて船舶を變更し
たるときは保險契約は當然其效力を失ふものではない。然れども此場合には其船舶
の大小、階級、新舊の如何に依り航海に關する危険に甚だしき相違を生ずることが
あるから、法は其變更の原因如何に依り左の如く其効果を定めて居る。

(一) 其變更が保險契約者又は被保險者の責とならざる事由に依つて出でたると
きは保險契約の效力に何等の影響がない、それ故保險者の責任は依然として責
に任ずべきである。

(二) 之に反して若し其變更が保險契約者又は被保險者の責となるべき事由に因
りたるときは保險者は其變更以後の事故につき責任を負ふことはない。それ故

第六百六十六條
 保險契約ヲ爲スニ
 當タリ荷物ヲ積込
 ムヘキ船舶ヲ定メ
 サリシ場合ニ於テ
 保險契約者又ハ被
 保險者カ其荷物ヲ
 船積シタルトキハ
 知リタルトキハ運
 滞ナク保險者ニ對
 シテ船舶ノ名稱及
 ビ國籍ノ通知ヲ發
 スルコトヲ要ス
 保險契約者又ハ被
 保險者カ前項ノ通
 知ヲ怠リタルトキ
 ハ保險契約ハ其效
 力ヲ失フ

に其結果保險契約者は保險料を損失することとなるのである。

第六百六十六條 英米の保險證券中には之に荷物を積込むべき船舶の名稱を記載するものと然らざるものとある商人が或荷物の運送を依頼せんとするに當り未だ何れの船舶に搭載すべきかを定めずして取り敢へず其荷物を保險に付することがある斯る場合に於ては船舶の名稱を保險證券中に記載するに由なきも保險證券は之が爲めに無効とはならぬ併しそれは保險契約を爲すに當り荷物を積込むべき船舶を定めない場合であつて後に保險契約者又は被保險者が其荷物を船積したることを知つた時には早速保險者に對して其船舶の名稱及び國籍を通知せなければならぬ。此通知を受くることは保險者に取りて最も必要の事であつて殊に同一の船舶に自己の保險したる荷物が多き場合であつて一朝海難に遭遇せし曉に於て若し自己が填補する額が夥しき等を慮かり之を再保險に付する必要があることがあるそれ故に法は保險者をして再保險を爲す等の機會を得せしむる爲めに茲に被保險者に積荷せし船舶の名稱を通知せしむる義務を命じ一方に於ては此義務の必行を期する爲めに保險契約者又は被保險者が此の通知を怠りたるときは保險契約は其效力を失ふものとして以て

其の制裁と爲したのである。

要するに商人が或る荷物の運送を依頼せんとするに當り未だ何れの船舶に搭載すべきかを定めずして取り敢へず其荷物を保險に付することがある斯る場合には船舶の名稱を證券中に記載することは勿論不可能のことである併し保險證券はそれが爲めに決して無効とはならぬ而して保險契約者又は被保險者が其荷物を船積したることを知つたならば早速に保險者に對して船舶の名稱及び國籍の通知を發する義務があるのである。

第六百六十七條 保險者は航海に關する事故たる以上は如何なる種類のものでも之から生ずる損害は填補すべきものであるけれども法律又は當事者の間の特別の契約に依つて之が例外を定めたる場合は填補するに及ばぬ今商法にて規定せる例外の場合を次に述べる。

第一 保險の目的物の性質若くは瑕疵其自然の消耗又は保險契約者若くは被保險者の惡意若くは重大なる過失に因つて生じたる損害。
 斯る損害に付ては保險者に責任のなきことは既に損害保險の通則である即ち第三百九十六條に「保險の目的の性質若くは瑕疵、其自然の消耗又は保險契約者若くは被保險者の惡意若くは重大なる過失に

第六百六十七條
 保險者ハ左ニ掲ケ
 タル損害又ハ費用
 ヲ填補スル責任
 セス
 一、保險ノ目的
 ノ性質若クハ瑕
 疵、其自然ノ消
 耗又ハ保險契約
 者若クハ被保險
 者ノ惡意若クハ
 重大ナル過失ニ
 因リテ生シタル

損害
 二、船舶又は運送貨物保険ニ付シタル場合ニ於テ發航ノ當時安全ニ航海ヲ爲スニ必要ナル準備ヲ爲ス又ハ必要ナル種類ヲ備ヘサルニ因リテ生シタル損害
 三、積荷ヲ保險ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テ積荷者、荷送人又ハ荷受人ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害
 四、水先案内料、入港料、燈臺料、検査料其他船舶又ハ積荷ニ

因りて生じたる損害は保險者之を填補する責に任せず」と規定せられあるが故に重ねて海上保險の章に於て特に規定を設けて再び同一の文字を繰返せしは余く解するに由なき規定である。
 第二 船舶又は運送貨物保險に付したる場合に於て發航の當時安全に航海を爲すに必要なる準備を爲さず又は必要なる書類を備へざるに因りて生じたる損害。
 例へば船舶に相當なる錨鎖を備へざりし爲め其動搖を防ぐことが出来なかつた爲めに岩礁に乗り揚げたる場合であるとか又は國籍證書を備へ置かさざりし爲めに敵船の捕獲する所と爲つた場合に於ては之より生ずる損害に付ては保險者に填補の責はなき等の類である。
 之れ孰れも船主又は其雇人たる船長が必要なる義務を盡さざりしより生じたるものであるが故に被保險者の惡意又は重大なる過失に因りて生じたる損害と同一視すべきものである。
 第三 積荷を保險に付し又ハ積荷の到達に因りて得らるべき利益若くは報酬を保險に付したる場合であつて積荷者、荷送人又は荷受人の惡意若くは重大なる過失に因りて生じたる損害。
 第四 水先案内料、燈臺料、検査料、其他船舶又は積荷に付き航海の爲めに出したる通常の費用。
 之は學者の所謂小海損に該當するものにして此等の費用は偶然なる事故に因りて生じたるものと謂ふを得ざるが故に船主に於て之を負担すべきは當然にして法は只注意的に保險者に責任なきことを明言せざるのみである。
 第六百六十八條 抑も或る損害又は費用が航海に關する事故に因りて生じたる以上は如何なる少額と云ふても保險者に於て之を填補すべきは勿論であるけれども若

付キ航海ノ爲メニ出シタル通常ノ費用
 第六百六十八條
 共同海損ニ非サル損害又ハ費用カ其計算ニ關スル費用ヲ算入セスシテ保險價額ノ百分ノ二ヲ超エサルトキハ保險者ハ之ヲ填補スル責ニ任セス
 右ノ損害又ハ費用カ保險價額ノ百分ノ二ヲ超エタルトキハ保險者ハ其全額ヲ支拂フコトヲ要ス
 前二項ノ規定ハ當事者カ契約ヲ以テ保險者ノ負擔セサル損害又ハ費用ノ割合ヲ定メタル場合ニ之ヲ準用ス
 前三項ニ定メタル割合ハ各航海ニ付キ之ヲ計算ス

し極端まで此の理論を一貫するときは之が計算に關する費用は却て其填補すべき額を超過することがあつて當事者雙方に取りて不便利益が多かるべく従つて國家經濟上不得策たるを免がれないのである之を以て法律は共同海損でなくしての損害又は費用が其計算に關する費用を算入せずして保險價額の百分の二を超へるときは保險者は之を填補する責に任ぜざるものとなしてある即ち些少の損害又は費用に關し手數を煩はすを無用なりとして之を被保險者自身の負擔とせるのである。
 而して此保險價額の百分の二に對當せる部分たるものは當然保險者の填補責任が無い部分と云ふことは能はぬので單に百分の二に達せない限り保險者は責任を免かるることが出来るに過ぎないのである。それ故に其結果として右の損害又は費用が保險價額の百分の二を超へるときは其百分の二支拂の部分を引き去りて其殘額を支拂ふのでなければ保險者は其全額を支拂はないのである。
 以上の規定は當事者が契約を以て保險者の負擔とならない損害又は費用の割合を定めたる場合にも之を當はめて用ふるのである。孰れの場合であつても其百分比を計算するには各航海に付て之を爲すのである之れ海上保險に一航海を以て保險期間

とすることが最も多いからである。
 右は共同海損でない損害又は費用即ち所謂單獨海損のみに就ての規定であるが之に反して共同海損の場合であれば其損害又は費用の多少に拘らず常に其精算を爲すものであるからして保険に就て特に計算を爲すの必要はない當事者は只共同海損の精算の結果を見て其損害及び費用の額を知ることが出来る従つて此場合には計算に就て手数料を要することの掛念もないから共同海損であれば單獨海損と異なり如何なる少額の損害費用であつても保険者は之を填補すべきものとなすのである。
 以上列挙したる事項の中前條の場合には法の強行規定に係るから反對の特約は之を許さざるのである又後段の場合には反對の契約は之を許すけれども其契約は保險契約でない他の契約に屬するのである然るに本條の場合には百分の二以下にても填補するとの特約を爲しても法律上無効となるのである。
 茲に問題となるのは戦争其他の變亂に因りて生じたる損害は特約がなくても當然保險者に於て之を填補すべきであるか否か。損害保險の通則となる第三百九十五條に於ては明かに之を否定してあるから別に議論はないかの如く考へらるゝけれども商

法は保險者が填補の責任なき場合として三百九十五條と三百九十六條とを保險の總則中に規定し更に其内に三百九十六條と同文の規定を海上保險に關する六百六十七條中に規定し乍ら他の三百九十五條と同文の規定を海上保險の章中に置かないのを見れば該條は之を海上保險に適用せざるの主意を解すべきである。即ち海上保險に於ては戦争其他の變亂に因りて生じたる損害は特約なきも保險者之を填補する責任がある。殊に六百五十四條に於て概括的规定のあるからして推論すれば此解釋が正當である然れども之は六百六十七條の第一號が無用の規定でないことの辯護をなさん爲めにせる曲解に過ぎない例外は明文を要す戦争等の損害は特約なきときは保險者に責任なしとは損害保險の本則である此本則に對して海上保險の章中一も例外の規定を存せぬ故に結局原則通り海上保險に於ても戦争其他の變亂に因りて生じたる損害は特約がなければ保險者は之を填補する責任はないと解するが正當なる解釋と見るべきである。

第六百六十九條
 保險ノ目的タル積荷ヲ毀損シテ其賠償

第六百六十九條 保險の目的の全部が滅失するときは保險者は保險金額の全部を支拂ひて其損害の填補を爲すべく又一部保險の場合には保險金額の保險價額に對す

港ニ到達シタルト
キハ保險者ハ其積
荷ガ毀損シタル狀
況ニ於ケル價額ノ
毀損セサル狀況ニ
於テ有スヘカリシ
價額ニ對スル割合
ヲ以テ保險價額ノ
一部ヲ填補スル責
ニ任ス

る割合に依り其負擔を爲すべきは損害保險の原則上當然の事である。只海上保險では特別の規定あるは積荷保險に於ける一部填補の場合に關するもののみである。今次に之を説明する保險の目的たる積荷が毀損して陸揚港に到達したるときは保險者は其毀損に因る損害の額の毀損せざる狀況にある時居つただけの價額に對する割合を以て保險價額の一部を填補する責任を負ふのである。例へば一萬圓の保險價額ある積荷が満足に陸揚港に到達したならば一萬二千圓の價額を有するのであつたが途中にて不幸にも毀損を爲したる爲めに僅に四千圓の價額を有するに過ぎざる者と爲つたとする時は其毀損に因る損害の額は八千圓である。それ故一萬二千圓に對する八千圓の比例を以て保險價額一萬圓の一部を支拂ふのである。即ち次の算式の如く六千六百六十六圓を支拂ふこととなるのである。

$$12000 : 8000 = 10000 : x \text{ 即ち } \frac{12000}{8000} \times 10000 = 6666.66 \text{圓}$$

然るに我商法六百六十九條即ち本條の法文には「其積荷が毀損したる狀況に於ける價額の毀損せる狀況に於て有すべかりし價額に對する割合を以て保險價額の一部を填補する責に任す」とあるは之は悉らく法文の書誤りであらう若し此方法に依る

ときは積荷が毀損したる狀況にある時の價額は四千圓であるから一萬二千圓に對する四千圓の比例を以て保險價額一萬圓の一部を支拂ふのである即ち左の如き算式に依り三千三百三十圓餘を支拂ふこととなる。

$$12000 : 4000 = 10000 : x \text{ 即ち } \frac{12000}{4000} \times 10000 = 3333.33 \text{圓}$$

此計算法に依れば毀損に因る損害多ければ多き程保險者の填補額は益々遞減して少額となる斯くの如き不條理のことは天下誰も肯首するものあるべき筈なし。

第六百七十條 前に説明せる様に船長は航海の途中でも不可抗力の結果保險の目的である積荷を賣却することがある(五六八條六四一條參照)斯る場合であつて若し其代價が保險價額より超過し而かも其支拂ふべき運送貨其他の費用を控除して尙ほ餘りありたるとせば荷主は之が爲めに何等の損害も蒙ることはないから保險者は之を填補すべき謂はれないけれども之に反して若し其代價が保險價額に充たざるか或は充つるも之を以て外に運送貨其他の費用を支拂ふだけの餘裕のなきときは荷主は夫れ丈け損害を蒙ることとなるから保險者の負擔になるべき部分を決定する必要がある。

第六百七十條 航
海ノ途中ニ於テ不
可抗力ニ因リ保險
ノ目的タル積荷ヲ
賣却シタルトキハ
其賣却ニ依リテ得
タル代價ノ中ヨリ
運送貨其他ノ費用
ヲ控除シタルモノ
ヲ以テ保險者ノ負
擔トス但保險價額
ノ一部ヲ保險ニ付
シタル場合ニ於テ
第三百九十一條ノ

適用ヲ妨ケス
前項ノ場合ニ於テ
買主カ代價ヲ支拂
ハサルトキハ保險
者ハ其支拂ヲ爲ス
コトヲ要ス但共支
拂ヲ爲シタルトキ
ハ被保險者ノ買主
ニ對シテ有セル權
利ヲ取得ス

本條の規定「航海の途中に於て不可抗力に因り保險の目的たる積荷を賣却したるときは其賣却に依りて得たる代價の中から運送貨其他の費用を控除したるものと保險價額との差を以て保險者の負擔とす」とあり例へば保險價額が一萬圓、賣却代金が六千圓、運賃が千圓、賣却手数料其他の費用が百圓であるとせば左の如き様式に依り保險者の負擔額を定めるのである。

$$10000 - (6000 - (1000 + 100)) = 5100圓$$

荷主は賣却に因る代價を得るも此内から運送貨其他の費用を支出爲さなければならぬから其額だけは代價の内から差引き之を保險價額に對比し其足らざる部分が荷主の損害と爲るのであるから保險者をして之を填補せしむるのである。

以上は保險價額が保險金額と同一である場合を想像したる計算である、それ故に一部の保險の場合であれば保險金額の保險價額に對する割合を以て之を定むべきは勿論である、即ち前條にあつて保險價額一萬圓の内七千五百圓を保險金額とすれば保險者の負擔は三千八百二十五圓である。

$$10000 : 5100 = 7500 : x \quad \frac{7500}{10000} \times 5100 = 3825圓$$

之れ損害保險の原則上當然の結果であるから別に法文が但書を置いて明示する必要はないと思ふ。

次に積荷賣却の場合であつて買主が故意又は無資力に因り其代價を支拂はざるときは保險者は其支拂を爲す義務があるのてある而して其支拂を爲したるときは保險者は被保險者の買主に對して有する權利を取得するのである(六七〇條二項)

之れ亦損害保險の通則であつて商法四百十六條の精神に於て同一である。即ち損害が第三者の行為に因りて生じたる場合であれば保險者が被保險者に對し其負擔額を支拂ひたるときは其支拂ひたる金額の限度に於て保險契約者又は被保險者が第三者に對して有して居る權利を取得す。

保險者が被保險者に對し其負擔額の一部を支拂ひたるときは保險契約者又は被保險者の權利を背せざる

範圍内に於てのみ前項に定めたる權利を行ふことを得(四一六條)

【備考】委付

保險の目的の全部が滅失したる場合であれば被保險者は保險契約に因る保險金の全部を受取ることが出来るけれども之れは只單に事實上の結果に於て全部滅失と同一視すべき状況に在る一事を以て當然保險金を受取ることが出来る。然るに實際に於ては船舶行方不明となるとき或は其修繕の不能となるが如き場合は假令其全部が滅失せなくとも被保險者に取りて殆んど全部滅失を爲したと異ならぬ損害の生ずることがある斯る場合に於ては相當の手續を設けて之に保險金を得させることが頗る必要であつて若し此便宜を與へなければ被保險者は保險契約を爲したる目的を達することは出来ぬのである終には其結果海上保險なる制度は其經濟上に於ける效用の一半を失ふに至るのである。故に各國立法例では皆海上保險に限り委付と稱する特別の方法を設けて被保險者をして保險契約を締結したる主意を達せしめることとしてある。

委付とは保險の目的に付き絶対的の全部の損失なきも恰度それが全部滅失の場合と同じ様に看做して保險金の全部を得せしむる方法であつて更に之を法律的に定義すれば委付は保險金額の目的が全部滅失と同一視すべき運命に陥りたる場合に於て保險金額の全部を請求する目的を以て保險の目的に關する一切の權利を保險者に附與する單獨行為であると云ふことが出来る。故に委付は保險の目的が全部滅失した場合に爲すべきものではなく之を首ひ換ふれば委付なる方法は全部滅失の事實を主張し保險契約の效力として當然保險金を請求することの出来ぬ場合に限りて之と同一の結果を得せしむるが爲めに爲す處の一種の救済手段である。

而して如何なる場合が全部滅失と同一視すべきであるかに付ては各國の立法例は必ずしも一致はせぬ先づ

吾國の規定は第六百七十一條に定められて居る。茲に謂ふ委付は船主の海産委付とは何等の關係がないのである、それ故法律上全く相反する規定もある即ち海産委付は船主が船長の法律行為又は船員の不法行為から生ずる責任を免かるゝが爲めに其海産を

債権者に附與する行爲であるけれども海上保険に於て爲す委付は被保險者が保險金を交拂はしむるが爲め保險者に對して保險の目的を附與する行爲である。之を以て見れば此兩者は目的物に就ての權利を相手方に附與する單獨の行爲である點は同一であるけれども次の點に於て異なる處がある。

一、海産委付は責任を免かるゝ方法として爲すものであるが故に債務者が債権者に對して之を爲すものであるのに保險委付は之に反し
一、保險委付は權利を行使する方法として爲すものであるから債権者が債務者に對して之を爲すものである。

尙ほ注意すべきは再保險の場合にも委付を許すことがある蓋し再保險の被保險者が第一の保險の被保險者から委付を受けたるときは其結果通常の被保險者と同一の地位に在るを以て均しく之を保護すべき理由があるのである。

委付の原因に就ては吾商法の規定は不備不完全の點がないでもないが斯る議論は徒らに讀者を岐路に迷はしむるの恐あれば茲には只規定の順序に依りて簡單に以下條を述べて説明をする。

第六百七十一條 次に掲げる場合に於ては被保險者は保險の目的を保險者に委付して保險金額の全部を請求することが出来る。

- 一、船舶が沈没したるとき。
- 沈没とは如何なる程度にまで達するを要するのであるかに付て疑を生ずるので嚴格に言へば船體の全部が水中に沈み没するものと解釋すべきであるけれども茲に謂ふ沈没とは必ずしも船體の全部が水面下に在るを必要とせないので假令其一部が水面に露出して居ても適當り之を救助する見込みなきときは沈没と解すべきである。
- 船舶が沈没するときは船舶保險の被保險者は船舶を委付することが出来るので、積荷保險の被保險者は

第六百二十一條
左ノ場合ニ於テハ被保險者ハ保險ノ目的ヲ保險者ニ委付シテ保險金額ノ全部ヲ請求スルコト得
一、船舶カ沈没シタルトキ
二、船舶ノ行方カ知レサルトキ

積荷を委付することが出来るのである。

二、船舶の行方不明。

三、船舶の修繕不能。

四、船舶又は積荷の捕獲。

單に捕獲と云へば二國開戦の場合に於て交戦國が國際法の規則に従ふて爲す場合に用ふるものであつて海賊等の爲す掠奪は之を區別して用ふるのが常となつて居るけれども茲に謂ふ捕獲は極めて廣き意義に解すべきものであつて敵國又は海賊が船舶又は積荷を持ち去る等凡ての場合を指すものとすべきである然らざれば交戦國の捕獲の場合には委付を許し乍ら海賊等の掠奪の場合には委付を許さざる奇觀を呈するからである詳言すれば捕獲の場合には敵國の捕獲審檢所の判決次第に依りては船舶又は積荷が原所有者に復歸する望みがあるけれども海賊の掠奪の場合には斯る望が極めて少ないから夫れ丈け所有者の損害が確實である管然るに彼の場合には委付を許し此の場合には之を許さることは委付制度の根本の原理と背馳するに至るからであると云はなければならぬ。

五、船舶又は積荷の押收。

船舶又は積荷が刑事罪追、戦時禁制品の嫌疑のある爲め其他内外官廳の處分に依りて押收せられ六箇月間開放せられざるときは其押收せられたる船舶又は積荷を委付することが出来る此の場合には官の處分が保險者の責任期間内に起りたることを必要とするのである然らざれば保險者には初めから責任なきを以て委付を許すことは出来ぬのである。

以上は委付を爲し得らるゝ法律上の場合であつて此以外には法律は當然委付を認むることはない只本條の規定は制限的であつて強行的でないから當事者の間に反對の

三、船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルトキ
四、船舶又ハ積荷カ捕獲セラレタルトキ
五、船舶又ハ積荷カ官ノ處分ニ依リテ押收セラレ六個月間開放セラレサルトキ

特約を爲すことを許すべきであることは解釋が出来る。それ故當事者が委付の範圍を伸縮することは法律上自在である然れども實際に於ては保險會社の勢力強さが故に其利益の爲めに契約上委付の場合を制限するのが常である。

右は保險の目的が有體物なる場合を想像して説明を爲したのである、即ち船舶又は積荷等の場合を説いたのであるが、此の他運送貨、積荷の到達に因つて得らるべき利益又は報酬等は之を委付することが出来るか否か之に付ては別に法律に制限がないから許すべきであると解するのであるが只此場合は有體物の所有權を委付するのではなくて無形の請求權を委付するの差異があるのである。

第六百七十二條 船舶ノ存否カ六ヶ月間分明ナラサルトキハ其船舶ハ行方ノ知レサルモノトス

保險期間ノ定アル場合ニ於テ其期間カ前項ノ期間内ニ經過シタルトキト雖モ被保險者ハ委

第六百七十二條 船舶の在否が六ヶ月間分明ならざるときは其船舶は行方の知れざるものとするのである蓋し實際上半年間も經過すれば如何なる地からても通信の到達せぬと云ふことはないとの推測からして設けた規定なのである。恰も民法上不在者の生死が七年間分明ならざる時は失踪の宣告を爲すと同一の主意から出たのである。それ故に船舶からの通信が最後に到着せしときから起算して六ヶ月を経るも全く何等の通信なきときは其船舶の行方は知れざるものとして船

付テ爲スコトヲ得但船舶カ保險期間内ニ滅失セザリシコトノ證明アリタルトキハ其委付ハ無効トス

船又は積荷の委付を爲すことが出来るのである。次に保險期間を定めてある場合であれば船舶が果して其期間内に行衛不明と爲りたるか否かを知ることが最も肝要である何となれば保險期間以外に於て行衛不明と爲つたとて保險者に於ては全く責任を生ぜぬのであるから従つて委付を爲すことは出来ぬのである然るに實際上此事ばかりは之を確知することが困難であるから法律は茲に一つの便法を設けて保險期間が前述の如く六ヶ月内に經過し去つたときであつても其行衛不明と爲りしは保險期間内に在つたものと推定して保險者の責任を定め以て被保險者に委付を許すのである。然れどもこれ一つの推定であるから若し實際に其船舶が保險期間内には未だ滅失せなかつた事實の證明さへあれば保險者に於て其責に任ずべき理由はないから假令委付を爲すも其效を生ずべきものでない。それ故例へば保險者は其船舶が保險期間の末日に何々の港に滯泊せしか或は他の船舶が其船舶の航行するのを見したとか事實を領事の證明書、他の船舶の航海日誌其他の證據に依りて立證するときは其責任を免かるゝことが出来るのである。

第六百七十三條

第六百七十三條

船舶が修繕することが出来な様になつた時には船舶又は積荷

第六百七十一條 第三號ノ場合ニ於テ船長カ運滞ナク他ノ船舶ヲ以テ積荷ノ運送ヲ繼續シタルトキハ被保險者ハ其積荷ヲ委付スルコトヲ得ス

を委付して保険金を受取ることが出来るのである。然るに此場合に船舶と積荷とは事情が異なるのである。即ち船舶が修繕不能と爲るときは其船舶は最早船舶たる用を爲さぬのであるからして全部滅失したと別に異なる處はないから此の場合には委付を許すけれども積荷に至つては假令船舶の修繕が不能と爲るとも場合に依りては他の船に積み換へて滞り無く運送するの便宜もあるから只單に船舶が修繕不能と爲ればとて積荷の被保險者をして直ちに之を委付せしむべき理由あることなし之を以て法は此場合に於て若し船長が荷主の利益に適すべき方法として早速他の船舶を以て運送を繼續したるときは被保險者は其積荷を委付することは出来ぬのである。

第六百七十四條

被保險者カ委付ヲ爲サント欲スルトキハ三ヶ月内ニ保險者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス 前項ノ期間ハ第六百七十一條第一號、第三號及ヒ第四號ノ場合ニ於テ

第六百七十四條 委付權を行使し得るは被保險者であることは勿論である即ち船舶ならば之を保險に付したる船主、又は積荷ならば之を保險に付したる荷出人又は荷受人が委付を爲すのである其の手續は被保險者が委付を爲さんと思ふときは三ヶ月内に保險者に對して委付するとの通知を發せなければならぬ義務がある。委付は單獨行爲即ち相手方承諾の有無を俟たないて一定の効力が生ずる一つの法律行爲であるから假令相手方が之を知ると知らざるとは更に其効力に差支はない譯で

ハ被保險者カ其等由ヲ知リタル時ヨリ之ヲ起算ス 再保險ノ場合ニ於テハ第一項ノ期間ハ其被保險者カ自己ノ被保險者ヨリ委付ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

あるけれども相手方に之を知らせることは尤も必要である又知らせなければならぬことになる。それ故法は被保險者に通知を爲すべき義務を負はせてある。併しながら其の通知の方法に至つては別に制限する所がないからして如何なる方法で爲してもよい、即ち書信に依るとも又電報によるも勝手である。委付は被保險者の權能であつて義務ではない。即ち委付の原因が存在するときには委付の權能を生ずる、けれども被保險者は必ずしも之を行使する必要はないから委付を爲さずして保險契約に因る損害の填補の請求權を主張するとも亦其被保險者の隨意であるからして保險者から見れば其責任の關係が甚だ不定であるから迷惑一方ならぬのみならず被保險者が委付を爲すものとすれば其通知が遅延するに從ひ委付せらるべき船舶又は積荷の損害が益々増加するとなるから法は三ヶ月以内に通知を發する義務を負せるのであつて、斯る不都合のなき様に爲すが爲めである。要するに保險者をして成るべく早く委付せられたる目的物を保存し救助すべき處置を採ることを得せしむる爲めである。而して此の三ヶ月の期間の計算を爲す起算點は次の様にするのである。

- 一、船舶の沈没、修繕不能、船舶又は積荷の捕獲された場合であれば被保険者が其事由を知りたるときより起算する。
- 二、船舶の行方不明、及び船舶又は積荷を押収された場合であれば六ヶ月目の終りより之を起算する。
- 三、其他契約上の原因が生じたる爲に委付を爲す場合であれば其事由を知りたる時から起算するのである。
- 四、再保険の場合であれば其被保険者が自己の被保険者から委付の通知を受けたる時から之を起算する。即ち中間の被保険者は其被保険者から通知を受けたる時から三ヶ月以内に自己の被保険者に通知を爲すべきである。

茲に注意すべきは被保険者が右三ヶ月の期間を怠るときは、それが爲めに委付権を喪失するけれども、之が爲めに本来の保険契約上の権利を失ふものではない。故に例へば委付権の消滅後其被保険物の損害を證明して其填補を請求する権利は消滅せぬのである。

第六百七十五條
 委付の單純ナルコトヲ要ス
 委付ハ保險ノ目的ノ全部ニ付テ之ヲ爲スコトヲ要ス但
 委付ノ原因ガ其一部ニ付テ生シタルトキハ其部分ニ付

第六百七十五條 委付は單純でなければならぬ、決して條件、制限又は期限を付けた委付は無効となるのである。例へば船舶の行衛が不明となつた場合に委付を爲したりとせよ、後日若し船舶が無事に歸航したならば一旦受取りたる保険金を返付して其船舶を取戻すなどの條件を付けて委付を爲すとも、それは無効であるのである。蓋し斯くの如きことは被保険者に於てのみ甚だしき利益を得るのみにて其反對

テノミ之ヲ爲スコトヲ得
 保險價額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ委付ハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ應ジテ之ヲ爲スコトヲ得

に保險者の權利關係を不確實にならしめ其結果殆んど保險事業を不能にする様的事となり甚だ不公平を惹起するのであるから斯ることは許さぬのである。殊に委付は迅速簡易に保険契約上の法律關係を決了せしむる目的をも有するのであるからして此點に於ても之に條件又は期限等を付るとは出来ぬと禁ずる必要があるのである。

以上の範圍に就て見るに、委付は保險の目的の全部に付て之を爲すべきものである否必ず全部でなくてはならぬ、即ち委付は不可分であるから一部の委付を爲すことは許さぬのである。若し之を許すとすれば被保險者は自己に利益となる部分のみを残し置き只自分に不利益となる部分のみを被保險者に委付する様な不都合が生じて来るのである。それ故船舶ならば之に附着せる海産全部を委付せなくてはならぬ。即ち船體なり及び其船に附屬せる物は一切例へば共同海損分擔の請求權、船舶の衝突其他の原因から生ずる請求權等總べて全部の權利義務を併せて委付するのである、又積荷であるならば其積荷の全部及び之に附屬する諸種の請求權の全部をも共に委付と爲さなくてはならぬ。

要するに船舶又は積荷の殘物の如き有形物體ばかりでなく之に附着して居る請求權をも共に委付と爲さなくてはならぬ。若し然かせなくて只有形物體ばかりを委付するものとなせば被保險者は自己に留保せる請求權の總額文けは不當の利得を爲すこととなるから民法の不當利得の規定によつてそれを請求することが出来る。

右に反して委付の原因が其一部に付いて生じたときには其部分に付てのみ委付を爲すことが出来る。例へば積荷の一部が捕獲せられたるときであるとせば其部分のみを委付する等である。斯る様の場合であれば其委付の原因の生じたる部分のみに付て見れば委付は不可分であるからして其部分の中の一部に付ては委付を爲すことを許さない故に此場合は前に述べた原則の例外でなくして寧ろ其の適用であると思ふべきである。

以上は全部保険即ち保険金額と保険償額と同一である場合を想像したのであるが次に述べんとするのは一部保険の場合であつて其の委付は保険金額の保険償額に對する割合に應じて之を爲すことが出来る。例へば百萬圓の價額ある船舶を六十萬圓の保険に付けた場合に其船舶が沈没したときは被保険者は其船舶の十分の六に付てのみ委付を爲すことが出来る。此場合は委付不可分の原則の例外の様に見ゆるが其貨は其保険に付けられて居る六十萬圓に對して想像上の部分の全部に付きて委付を爲すことになるから決して分割したのでなく矢張不可分たることを妨げないのである。

第六百七十六條

保險者が委付を承認したるときは最早後日に至り其委付に對して異議を述べることとは出来ぬ規定である。蓋し委付の承認は則ち委付に對して異議

を述べることの權利を拋棄したのであると見るべきであるから假令後日に至つて委付の原因が事實でなかつたと云ふことを發見しても最早其時に至つて異議を述べることとは許さぬ決して之を許す必要はないばかりでなく若し之を許すとすれば却て被保險者をして其の關係を永く不確實なる状態に在らしむる結果を生じ折角設けてある委付制度の本旨たる簡易決了の精神に反することとなるのである。即ち委付の原因が實質から眞正でない場合であつても形式の上さへ既に「通知」「承認」の事實さへあつて確定せるときは最早之を原狀に復することは許さぬのである。

第六百七十六條
保險者カ委付ヲ承認シタルトキハ後日其委付ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第六百七十七條 保險者は委付に因り被保險者が保險の目的に付き有して居る一切の權利を取得するのである。

それ故に保險者は被保險物の所有權なり及び之に附屬して居る諸種の請求權なりを取得するのである。之の法則は一般損害保險の通則である即ち第四百十五條と同一の理由に基づくのである、即ち「保險の目的の全部が滅失したる場合であつて保險金額の全部を支拂ひたる場合には被保險者が其目的に付いて有して居る權利を取得するのである。尤も保險金額の一部を保險に付けた場合であれば保險者の權利は保險金額の保險償額に對する割合に依つて之を定めるのである」との規定によつても當然のことである。

而して保險者が其取得する權利を行使するには之等の權利に關係ある證書類を有する必要があるから法は被保險者をして之等を交付せしむるとに規定してある。

第六百七十八條 被保險者は委付を爲すに當り前に記述した通知の外に尙ほ保險者に對して保險の目的に關係する他の保險契約並に其負擔となるべき債務の有無、及び其の債務の種類をも通知をなさなくてはならぬ之れ保險者をして其保險が重複保

第六百七十七條
保險者ハ委付ニ因リ被保險者カ保險ノ目的ニ付キ有セサル一切ノ權利ヲ取得ス
被保險者カ委付ヲ爲シタルトキハ保險ノ目的ニ關スル證書ヲ保險者ニ交付スルコトヲ要ス

第六百七十八條
被保險者ハ委付ヲ爲スニ當リ保險者ニ對シ保險ノ目的ニ關スル他ノ保險

險契約は其負擔ニ屬スル債務ノ有無及ヒ其種類ヲ通知スルコトヲ要ス
 保險者ハ前項ノ通知ヲ受クルマテハ
 保險金額ノ支拂ヲ爲スコトヲ要セス
 保險金額ノ支拂ニ付キ期間ノ定メアルトキハ其期間ハ保險者方第一項ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

險であるか否か及び其被保險物が海損を分擔して居るか否か等を知らしめ以て後日意外の損害を蒙ることのなき様に爲すのである。此通知は委付を爲すには當然爲すべき手續ではない只法が委付に就て被保險者に命じた一つの特別義務である。それ故此通知を爲さぬからと云ふて委付は別に無効と爲る譯ではない。併し保險者は委付に因り被保險者に保險金額を支拂ふ義務を負ふ被保險者が委付を爲すのは此效力あるが爲めである然れども前に述べた様に保險者から保險の目的に就ての他の保險契約なり又其負擔になるべき債務の有無及び其種類の通知を受けるまでは保險者は保險金を支拂ふ義務を履行するに及ばぬそれであるから委付は別に無効とならぬが被保險者は保險金の支拂を得ることの出来ぬ制裁を受けることとなる。又保險金額の支拂に付き保險契約に於て期間の定めがあるときには其期間は保險者が右の通知を受けたる時から之を起算して期間を確定するのである。それ故に被保險者は最も早く右の通知を爲すのが利益となるのである。以上の如くなるが故に實際に於ては委付の通知も此の通知も均しく重要なる通知であることは言ふまでもない。何んとなれば被保險者が保險金を得ることが出来なけ

れに委付の目的を達することが出来ぬからである。

第六百七十九條
 保險者カ委付ヲ承認セサルトキハ被保險者ハ委付ノ原因ヲ證明シタル後ニ非サレハ保險金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス

第六百七十九條 前六百七十七條、六百七十八條に規定してあるのは委付の效力である委付が此等の效力を生ずるには其委付自體が法律上の要件を具備する場合なくてはならぬ。それ故保險者は委付を受けるに當り其要件が備はつて居らぬとの故障を申立て、異議を述べることが出来るのである。換言すれば委付は單獨行爲であるから保險者の承認はなくても效力の生ずることは勿論であるけれども其の效力あるには委付の正當の原因から生じた委付でなくてはならぬ。それであるから若し此の委付の原因に於て缺けて居る處があるなれば其委付は到底完全なる效力の生ずべき筈はない。故に保險者は其原因の不備の理由を以て被保險者に對して異議を述べ其の委付は承認出来ぬと申立つることが出来る。此の場合に於ては被保險者自ら委付の原因を證明爲さなくてはならぬことは勿論である。而して被保險者が此原因を證據立てたるときは假令異議を申立て、も之を排除することが出来るのであるから委付は完全なる效力を生じ従つて保險金の支拂を受けることが出来るのである、若し之が出来ぬ場合に於ては保險金額の支拂を請求することは出来ぬ。

之に反して若し保険者が委付を承認したるときは假令後日に至り其委付の原因が事實と相違して居ることを發見しても最早其時に至つては異議を述べることが出来ぬ之れ六百七十六條の規定する處である、参照すべし。

第七章 船舶債權者

船舶債權者と謂ふ意義を文字通りに解釋すれば、船主に對して船舶に關する債權を有する者を指すことになるけれども、船舶債權者とは船主に對して債權を有する者のみには限らないので、船舶賃借人に對しての債權者も亦船舶債權者となることが出来る、併し商法で謂ふ處の船舶債權者とは、是等のものに對しての總ての債權者を指すのではなく、唯本章に規定されてゐる船舶の上に特別の先取特權を有する債權者と、船舶の上に抵當權とを有する債權者とのみを稱するのである。

第六百八十條 次に列挙してある債權を有する者は船舶や其屬具及び未だ受取らぬ處の運送貨の上に先取特權を有する。

第六百八十條 左ニ掲ケタル債權ヲ有スル者ハ船舶、

其屬具及ヒ未だ受取ラサル運送貨ノ上ニ先取特權ヲ有ス
一、船舶並ニ其屬具ノ競賣ニ關スル費用及ヒ競賣手續開始後ノ保存費
二、最後ノ港ニ於ケル船舶及ヒ其屬具ノ保存費
三、航海ニ關シ船舶ニ課シタル諸稅
四、水先案内料及ヒ挽船料
五、救助料及ヒ船舶ノ負擔ニ屬スル共同海損
六、航海繼續ノ必要ニ因リテ生シタル債權
七、雇傭契約ニ因リテ生シタル船長其他ノ船員ノ債權

一、船舶並に其屬具の競賣に關しての費用及び競賣手續開始後の保存費。

之は競賣に關しての諸費用即ち裁判上と裁判外とを問はずに、競賣の費用は勿論、其申請に關しての印紙料、執達吏の旅費手数料、公告料及び競賣手續を開始した後其競賣金を各債權者に配當するに至る迄の修繕費や船舶の監視人等に支拂ふ手當等を含むのである、又此種の債權を第一位の船舶債權と爲す理由は、民法に於ての一般先取特權中共益費用を第一順位と爲すと同一趣旨に出たもので、即ち本條第一號の債權は第二號以下の各債權の共同利益の爲めに先取特權の目的である財産の保存及び配當に關しての費用であつて、各債權の共同利益の爲めに成立する債權であるから、他の各債權に先ちて其辨濟を受けしめるのである。

二、最後の港に於ての船舶及び其屬具の保存費。

之れは船舶が最後の港へ入港した後、其破損した部分を修繕した費用の類を謂ふのである、元來保存費の債權者は何れも其の保存費を加へた動産又は不動産に對して先取特權を有するのが至當であるけれども、若し船舶の航海中に於ての總ての保存費に先取特權を有せしめるものとすれば、債權を行使する上に煩雜な手数を要して、船舶債權者に特殊の先取特權を與へた趣旨を貫くことが出来ないのである、之を最後の港に於ての保存費のみに限つたのである。

三、航海に關して船舶に課した諸稅。

之は入港稅、噸稅、燈臺稅、檢査稅等を指すのであつて、徵稅は國家の收入に充てる公の債權であるから一般の債權に先ちて納付させるのが徵稅の原則である而已ならず、是等に關しての官の設備がある爲めに船舶は安全に航海することが出来るのであるから、一般債權者の共益的費用である保存費の次の順位に徵稅權を置いたのである。

四、水先案内料及び挽船料。

八、船舶が其賣買又は製造の後未だ航海を爲ササル場合ニ於テハ其賣買又は製造ニ關シテ生シタル債權及ヒ最後ノ航海ノ爲メニシテ船舶ノ機裝、食料並ニ燃料ニ關スル債權

九、第二號、第四號乃至第六號及ヒ前號ニ掲ケタルモノヲ除ク外第五百四十四條ノ規定ニ依リ委任ヲ許シタル債權

水先案内料は外國船が我沿岸を航海する場合に航海の危険を防ぐ爲めに雇入れるものであり、又操船料は船舶が暴風雨等により船體破損等の爲め獨力で航行することのできな、様な場合に雇入れるもので、絶體に的缺くことのできな費用であるから先取特權を與へたのである。

五、救助料及び船舶の負擔に屬する共同海損。

救助料とは船舶が海難に罹つた際に他の船舶に救助された場合、救助船の所有者に支拂ふ處の報酬で、船舶の負擔に屬する共同海損と云ふのは、共同海損に際して積荷が犠牲に供されたときに船舶の價格に應じて船舶所有者が負擔する損害の分擔額である、故に此等の費用は何れも船舶を救護するに必要であつたもので、船舶の保存費と同一に看做すべきものであるから、第五位の先取特權を與へたのである。

六、航海繼續の必要に因つて生じた債權。

之は第五百六十八條の船長が航海を繼續するに必要な費用を支辨する爲めに、積荷を賣却又は質入したに因つて積荷所有者の有する損害賠償請求權及び第五百七十二條の規定に依つて航海を繼續する必要上積荷を航海の用に供した場合に積荷の所有者が有する所の損害賠償請求權や其他船長が航海を繼續する爲めに必要な石炭食料品を買入れた場合の代金請求權等を謂ふので、此等の費用は何れも航海を完うせしめたる必要缺くべからざる費用であつて、他の債權と共通の利益を受けるものであるから、先取特權を與へたのである。

七、雇傭契約に因つて生じた船長其他の船員の債權。

之は船長其他の船員が船舶所有者に對しての給料が最なもので、之等の債權に先取特權を與へるのは船員等の勞務に因つて船舶が安全な航海を續けたものと見るべき理由もあり、殊に船員の多くは無資産の者であるから、特に之を保護する必要があるから、民法第三百六條三號の雇人の給料に先取特權を與へたと同一の趣旨である。

八、船舶が其賣買又は製造の後未だ航海を爲ない場合に於て其賣買又は製造並に機裝に因つて生じた債權及び最後の航海の爲めにする船舶の機裝食料並に燃料に關する債權。

イ、其賣買又は製造並に機裝に因つて生じた債權。

即ち之に因つて船體又は其屬具が債務者である船主の資産中に加はつたものであつて、他の債權者も夫れだけ利益を受けるのであるから、船舶の賣主、製造者及び機裝品の賣主等を特に保護して先取特權を與へるのである。

ロ、最後の航海の爲めにする船舶の機裝食料品並に燃料に關する債權。

之は船舶の賣買のときにだけ適用を生ずるので、即ち之等の費用を出した爲めに賣買された船舶が無事に到着したものと見るべきであるからである。

本號の先取特權は未だ航海を爲ない場合に限るので、一旦航海を始めたときには、其債權者は普通の債權者となるものであつて、最早海商法の先取特權を有せないとになり、而して法が此制限を設けたのは是等の債權は其性質上、船舶が新に航海を始める迄に辨濟を受けべきものであつて、若し發航後にも此特權を許すに於ては先取特權の有ることを知らずに船主と取引した他港の債權者は意外の損失を受けることがあるからである。

九、第二號、第四號乃至第六號及び前號に掲げたものを除く外第五百四十四條の規定に依つて委付を許した債権。

船長が其法定の権限内て爲た行為、又は船長其他の船員が其職務を行ふ場合に他人に加へた損害に付ては、船主は其海産を債権者に委付して責任を免れることができるので、其内船長が法定権限内に爲した行為から生じた債権は前記第二第四乃至第六及び第八號に依つて特別な先取特権を與へられてゐるから、本號では之れ以外の場合に、船長其他の船員が職務を行ふに當つて他人に損害を加へた爲めに生じた債権、例へば船員の過失に因つて積荷を毀損し又は船長の過失に因つて他船に衝突して損害を與へた様な場合を云ふので、是等の債権に付ては船主は其海産を債権者に委付して其責任を免れることができるのであるから、特に先取特権を認めて其債権者を保護したのである。

第六百八十一條 船舶債権者ノ先取特権ハ運送貨ニ付テハ其先取特権ノ生シタル航海ニ於ケル運送貨ノ上ニノミ存在ス

第六百八十一條 船舶債権者の債権は單に其船舶及び船具の上ばかりでなく、未だ受取らない運送貨の上にも存するのであるが、併し單に前條の規定のみに依るとするには、苟も未だ受取らない運送貨である以上は、何れの航海に於ての運送貨たるを問はず皆其上に先取特権を存することとなつて、其範圍が廣過ぎ先取特権者に厚くして、他の債権者の利益を保護することが溝く不公平となるから本條では先取特権の效力の及ぶ範圍を制限して單に其先取特権の生じた航海に於ての運送貨に限りつたのである。

第六百八十二條

第六百八十二條

抑も債権は後に生じたものは、其效能に因つて前に生じた債権

船舶債権者ノ先取特権カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先權ノ順位ハ第六百八十條ニ據テ但タル順序ニ從フ但同條第四號乃至第六號ノ債権間ニ在リテハ後ニ生シタルモノ前ニ生シタルモノニ先ツ

を保護し安全ならしめるものと見るべきであるから、先取特権の順位に關しても後に生じた債権を常に前に生じた債権に先だししめるのは、先取特権の順位に關しての根本原理である、それであるから商法六百八十條も大體に於て後に生じた債権から順次に前に生じた債権に及ぼす精神で以て列挙してあるから、若し船舶債権者の先取特権が互に競合する場合には、同條の順序に從つて優先權を決定する。併し同條中の第四號水先案内料、挽船料、第五號の救助料、及び船舶の負擔に屬する共同海損、及び第六號の航海繼續の必要上生じた債権との間に於ては、初めに掲載された債権が必ず後に記載されてある債権よりも後に生じたものと推測することは出來ないから、是等の債権間では列記の順序に拘はらず、事實上後に生じたものを前に生じたものに先たせる、若し又は是等の債権が同時に發すれば勿論同一順位とする。又同一順位に先取特権が數人あるときは、民法第三百三十二條と同一の趣旨に因り各債権が同時に生じた場合は勿論、各別に生じたときでも、苟も其順位が同一である場合には、各其債権額の割合に應じて辨濟を受けるので、例へば五千圓の水先案内料と二千五百圓の挽船料とて、三千圓の運送貨の上に先取特権を行ふときには、

テ生シタルモノ前ノ航海ニ付テ生シタルモノニ先ツ

水先案内人は二千圓の辨済を受け挽船所有者は一千圓の辨済を受けるのである。但し前記第四號乃至第六號の債権が同時に生ぜなかつた場合には前項と同理由に依つて後に生じたものが前に生じたものに先つことは勿論である。

又先取特権が數回の航海に於て生じた場合に於ても亦後の債権者は前の債権者に先つとの原則からして、以上述べた順序に拘はらず、後の航海に付て生じたものが前の航海に付て生じたものに先つので、即ち後の航海に付て生じた債権を有する總ての先取特権者が辨済を受けた後でなければ、前の航海に付て生じた債権を有する者は辨済を受けることが出来ない。

第六百八十三條

船舶債権者ノ先取特権ト他ノ先取特権ト競合スル場合ニ於テハ船舶債権者ノ先取特権ハ他ノ先取特権ニ先ツ

第六百八十三條 民法上の先取特権は普通法の先取特権であつて、船舶債権者の先取特権は特別法の先取特権であるから、特別法が普通法に先ちて行はれると同一の法理に依つて、船舶債権者の先取特権と海難救助者の先取特権及び民法の規定に因る先取特権と競合する場合に於ては、商法上の先取特権者は他の先取特権に對して優先権を有するのである。

第六百八十四條

先取特権ハ物權であるから、債権者は追及權と優先權とを有す

船舶所有者ガ其船舶ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ讓受人ハ其讓渡ヲ登記シタル後先取特権者ニ對シ一定ノ期間内ニ其債權ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ公普スルコトヲ要ス但共期間ハ一ヶ月ヲ下ルコトヲ得

ることゝなる、故に一旦先取特権が発生した以上は、假令其船舶並に屬具が何人に移轉しても、之が爲めに其效力を減殺されることなく、他の債権者に先ちて債権の辨済を受ける権利がある、併し此理論を極端に貫くときには、何時何人から先取特権を行使されるやも計り知ることが出来ないから、船舶を譲受ける者が無い様な不都合を生じて一般商業界の融通を妨げることになるから、船舶所有者が其船舶を譲渡した場合に於ては、讓受人は其讓渡を登記した後、債権者に對しては、一ヶ月以上の一定の期間内に其債権を申出よと云ふことを公告すればよい。

第六百八十五條

船舶債権者ノ先取特權ハ其發生後一年ヲ經過シタルトキハ消滅ス

第六百八十五條 又船舶債権者の先取特権は民法上の先取特権にも、亦船舶の抵當權にも優る程の最強力のものであるから、永く之を永續させるのは、他の債権者の利益を害することが甚しいから、其先取特権發生後一年經過したときには消滅する、而して此一年は時効の期間では無いのだから、中断停止等に依つて其經過を遮られることはない、従つて發生後一年過ぎれば如何なる事情があつても先取特権

は常に必ず消滅するのである。

右の如くに船舶債権者の先取特権は其發生から一年過ぎなければ消滅せないのであるけれども第六百八十條の第八號に掲げてある船舶製造後未だ航海をしない場合に於て製造並に艤装に因つて生じた先取特権は、右の一年の経過を俟たずに、其船が發航したときには消滅することになるのである。

第六百八十六條 船舶は其性質から云へば動産ではあるけれども、其取扱に於ては不動産と同一に視るのであるから、船舶を債権の擔保と爲る場合に於ても、登記した船舶は抵當權の目的と爲ることが出来るので、又其抵當權の効力は船舶の屬具にも及ぶのである。

又船舶を不動産と同様に取扱ふ爲めに之に抵當權を設定することを許した以上は、抵當權の性質効力等は其目的物が船舶であるが爲めに民法上の抵當權と別にする必要がないので、寧ろ同一の規定に従はしめるのが至當であるけれども、船舶は元來が動産であるから、不動産を目的とする民法の抵當權の規定を其儘適用することが出来ないから、動産抵當權の性質を害せない限度に於て、民法の不動産抵當權に關

第六百八十六條
登記シタル船舶ハ
之ヲ以テ抵當權ノ
目的ト爲スコトヲ
得ス
船舶ノ抵當權ハ其
屬具ニ及ブ
船舶ノ抵當權ニハ
不動産ノ抵當權ニ
關スル規定ヲ準用
ス

しての規定を當嵌めるのである。

【抵當權】 抵當權と謂ふのは債務者又は第三者が占有を移さない、債務の擔保に供した不動産に付て他の債権者に先ちて自分の債権の辨濟を受ける權利である、故に抵當權の目的物は不動産でなければならぬ、而して民法上不動産と云ふのは土地及び土地に定著した物を指すのであるから、船舶は不動産ではないけれども、船舶は其價格が高いものであるから、取扱上之を不動産と同一に看做すので、之に抵當權を設定することを認めるのである。

第六百八十七條 先取特権は其債権の種類及び性質上法律の力て以て之を保護して、他の債権よりも先位に辨濟を受けさせる必要があるものであるが、抵當權は之に反して當事者の合意上之を設定したものに過ぎないから、民法に於ては先取特権を抵當權より先に行はせる、従つて同一の理由に依つて船舶の先取特権も亦抵當權より先に行はせるのである。

第六百八十八條 登記した船舶は動産であるに拘らず、不動産同様の取扱を爲るのであるのに、此上に更に質權を設定することができるとすれば其船舶の占有を

第六百八十七條
船舶ノ先取特権ハ
抵當權ニ先テ之
ヲ行フコトヲ得

第六百八十八條
登記シタル船舶ハ
之ヲ以テ質權ノ目

的ト爲スコトヲ得
ス

債權者に移さなければならぬことになり、其結果質權の存続する間は其船舶を利用することができず、空しく之を碇泊させて置かなければならぬことになり、國家經濟上甚しき不得策であつて而も實益が尠いから、船舶を抵當とすることは許すが、之を質入することは許さないのである。

第六百八十九條
本章ノ規定ハ製造
中ノ船舶ニ之ヲ準
用ス

第六百八十九條 又製造中の船舶は船舶の材料に過ぎないのであつて、商法に謂ふ處の船舶ではない、けれども船舶は其價格が高いものであつて、其製造に長年月を要するから、製造代價は一時に支拂はずに、工事竣成の順次に依つて數回に支拂ふのが常であるから、船舶の注文者は代價支拂の割合に應じて製造中の船舶に對して其權利を得ると共に更に其權利を利用して融通を付ける様な場合が多いから、製造中の船舶に對しても債權者に先取特權若しくは抵當權を取得させ、商法の船舶と同視し本章の規定を當て依りて用ゐるのである。

附則 商法中改正法律附則

商法附則は商法改正の結果、該法を施行するに付て、其施行の手續や期日等を定め、又新商法施行前に起つた事柄であつて新商法施行後迄關聯を有し而も新法の規定と舊法の規定と異なる場合には如何に取扱ふべき者であるかを詳細に規定して新舊兩法の調和を圖り、且本法に遺漏した點や不備な點を補つて、改正商法を實施するに不都合の無い様に爲る爲に設けた規定である。

第一條 本法施行
ノ期日ハ命令ヲ以
テ之ヲ定ム

第一條 本法即ち改正商法施行の期日は勅令で以て之を定める。
(勅令を以て明治四十四年十月一日より實施の旨公布せられたり)

第二條 本法ノ規
定ハ本法施行ノ日
ヨリ其施行前ニ生
シタル事項ニモ亦
之ヲ適用ス但從前
ノ規定ニ依リテ生
シタル效力ヲ妨ケ
ス
第三條 本法施行
前ニ合社カ合併ノ
決議ヲ爲シタル場

第二條 本法の規定は本法を施行した日から其施行前に生じた事柄にも亦適用する併し改正商法を施行したからと謂ふても、其前に舊商法の規定に因つて一旦效力が生じたならば、夫れは決して滅失せぬ。

第三條 本商法を施行する以前に會社が合併の決議を爲た場合に於ては、第四十四條の三の第二項第三項の新設規定即ち合併に因つて會社を設立する場合には定款の作成や其他設立に關しての事柄は各會社で選任した者が共同して爲なければなら

合ニ於テハ第四十
四條ノ三第二項及
ヒ第三項ノ規定ニ
依ルコトヲ要セス
第四條 第九十一
條ノ二ノ規定ハ本
法施行前ニ清算終
了ノ登記ヲ爲シタ
ル場合ニハ之ヲ適
用セス

第五條 第九十九
條ノ三第二項及ヒ
第九十九條ノ四乃
至第九十九條ノ六
ノ規定ハ本法施行
前ニ提起シタル股
立無効ノ訴ニモ亦
之ヲ適用ス但其所
ニ付キ爲シタル判
決ハ本法施行前ニ
確定シタルトキハ
此限ニ在ラス

ないこと及び各會社が共同して設立行爲をする場合には其委員を選任する方法等の規定に依らなくともよい。

第四條 第九十一條の二の新設規定、即ち會社が解散した場合には未だ清算期でない債権でも之を辨済すること、及び條件附債権又は存続期間の不確定な債権は裁判所を選任した鑑定人の評價に従つて之を辨済すること等の事項は、改正商法施行前に清算終了して其登記を爲した場合には適用せない。

第五條 次に掲げてある新設規定は改正商法施行前に提起した設立無効の訴にも亦適用する、併し其訴に付て爲た判決が本法施行前即ち明治四十四年十月一日前に確定した場合には適用せないのである。

一、會社設立無効に付て數個の訴が繫屬して起つた場合には、其裁判及び辯論は必ず併合して同時に爲なければならぬ。

二、又設立無効の確定判決あつたときには、訴訟の當事者で無い社員でも其判決の效力を争ふことができない。
悪意又は重大な過失のある原告が敗訴した場合には、會社に對して連帶して損

害賠償の責を負はなければならない。

三、會社の設立を無効とする判決が確定した場合には、本店と支店の所在地で以て其登記を爲なければならぬ。

四、設立を無効とする判決が確定したときには、其終局の目的を明にする爲め解散の場合と同様清算を爲なければならぬ、又此場合の清算人は利害關係人からの請求に因つて裁判所が選任する。

又會社と第三者との間に結ばれた契約其他總ての行爲は、例へ會社の設立が無効となつた場合でも有効である。

第六條 第四條と第五條との規定は合資會社の清算の場合及び合資會社設立無効の場合にも之を用ゐる。

第七條 本改正商法を施行する前に株式會社の發起人が定款を作つた場合には、本法實施後であつても、舊商法の規定に依つて會社設立の手續を爲ればよい。
併し舊商法に依つて設立の手續を爲た場合であつても次に掲げてある第二百二十六條の二及び第四百二十二條の二乃至第四百二十二條の四の規定を適用するとは妨げない。

第六條 前二條ノ
規定ハ合資會社ニ
之ヲ適用ス

第七條 本法施行
前ニ株式會社ノ發
起人カ定款ヲ作り
タル場合ニ於テハ
其設立ニハ從前ノ
規定ヲ適用ス
前項ノ規定ハ第百
二十六條ノ二及ヒ
第四百二十二條ノ二
乃至第四百二十二條
ノ四ノ規定ノ適用

ヲ妨ケス

第八條 第百五十二條第三項及第百五十三條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百五十二條第一項ノ備考ヲ爲シタル場合ニモ亦之

一、株式申込人又は株式引受人に對しての通知や催告は名簿に記載してある引受人の住所か、又は其引受人が會社に通知した住所に宛てて出せばよい。

二、發起人が會社を設立するに付て任務を怠つたときには、其發起人は會社に對し連帶して損害を賠償せなければならぬ。

又發起人に惡意又は重大な過失があつたときには、其發起人は第三者に對しても損害賠償の責を負はなければならぬ。

三、又會社が成立せぬ場合には、發起人は會社の設立に關して爲た行爲に付ては、連帶して其責任を負はなければならぬ。

四、取締役又は監査役が創立總會に報告せなければならぬ第三百三十四條第一項に記載してある事柄を報告せなかつた爲めに、會社又は第三者に對して損害賠償の責を負ふ場合に發起人も責を負ふときには、取締役と監査役及び發起人は連帶債務者となるのである。

第八條 第百五十二條第三項の新設規定即ち會社が株主に對して其株主の權利を失ふべき旨を通知するときは、會社は其通知する事柄を公告せなければならぬ

第九條 第百六十三條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百六十三條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十條 第百六十四條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百六十四條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十一條 第百六十五條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百六十五條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十二條 第百六十六條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百六十六條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十三條 第百六十七條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百六十七條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十四條 第百六十八條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百六十八條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十五條 第百六十九條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百六十九條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十六條 第百七十條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百七十條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十七條 第百七十一條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百七十一條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十八條 第百七十二條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百七十二條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十九條 第百七十三條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百七十三條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十條 第百七十四條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百七十四條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十一條 第百七十五條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百七十五條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二條 第百七十六條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百七十六條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十三條 第百七十七條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百七十七條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十四條 第百七十八條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百七十八條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十五條 第百七十九條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百七十九條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十六條 第百八十條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百八十條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十七條 第百八十一條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百八十一條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十八條 第百八十二條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百八十二條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十九條 第百八十三條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百八十三條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十條 第百八十四條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百八十四條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十一條 第百八十五條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百八十五條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十二條 第百八十六條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百八十六條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十三條 第百八十七條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百八十七條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十四條 第百八十八條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百八十八條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十五條 第百八十九條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百八十九條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十六條 第百九十條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百九十條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十七條 第百九十一條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百九十一條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十八條 第百九十二條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百九十二條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十九條 第百九十三條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百九十三條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十條 第百九十四條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百九十四條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十一條 第百九十五條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百九十五條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十二條 第百九十六條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百九十六條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十三條 第百九十七條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百九十七條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十四條 第百九十八條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百九十八條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十五條 第百九十九條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百九十九條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十六條 第百百條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百百條ノ一ノ規定ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

と謂ふ規定は、改正商法施行前に第百五十二條第一項の催告を爲した場合にも適用せなければならぬ。

第九條 修正規定第百六十三條と同條二の新設規定即ち總會招集の手續又は其決議の方法が法令又は定款に反した場合の決議無効の訴と其訴提起の期限や口頭辯論開始の時期、取締役公告の事項等は、本法施行前に生じた事由に基いて、其施行後に決議無効の訴を提起する場合にも亦適用する。

第十條 又第九十九條の三の第二項と同條の四の新設規定に、本法施行前に提起した決議無効の訴にも亦之を適用する、併し其訴に付て爲た判決が改正商法施行前に確定したときには之を適用せぬ。

第十一條 第九條第十條に規定してある事柄は、創立總會の決議無効の訴を起した場合にも用ゐる。

第十二條 第百六十七條ノ二の取締役の任務が終了した場合に法律又は定款に定められた員數の取締役が不足したときには、退任した取締役は破産及び禁治産の場合を除く外新に選任された取締役が就職するまでは、仍ほ取締役の權利義務を有すると

ハ監査役ノ任務カ
本法施行後ニ終了
シタル場合ニモ亦
之ヲ適用ス
第七十三條
第七十七條及第八
十六條ノ規定ハ本
法施行前ニ選任シ
タル取締役又ハ監
査役ノ行為カ本法
施行後ニ在リタル
場合ニモ亦之ヲ適
用ス

第十四條 本法施
行前ニ株式會社カ
社債募集ノ決議ヲ
爲シタル場合ニ於
テハ從前ノ規定ニ
從ヒテ其募集ヲ爲
スコトヲ得但本
社債募集ノ公告ナ
爲ササルトキハ第
二百三條、第二百
三條ノ二、第二百
四條ノ二及ヒ第二
百七條ノ二ノ規定

云ふ新設規定は、改正商法施行前に選任した取締役又は監査役の任務が改正商法施行後に終了した場合には適用する。

第十三條 第七十七條の取締役が其任務を怠つたときには、會社に對して連帶して損害賠償の責に任じ、又取締役が法令や定款に反した行為を爲たときには、株主總會の決議に依つた場合でも、其取締役は第三者に對して損害賠償の責を負ふこと及び監査役が會社や第三者に對して損害賠償の責に任ずる場合に、取締役も亦其責を負はなければならぬときは、其監査役と取締役は連帶債務者となることを謂ふ
第七十七條第八十六條の修正規定は、改正商法施行前に選任した取締役や監査役の行為が本法施行後に在つた場合にも之を適用する。

第十四條 本法の施行前に株式會社が社債募集の決議を爲た場合に於ては、從前の規定に從つて社債を募集しても差支ない、併し改正商法實施の時即ち四十四年十月一日迄に未だ社債募集の公告を爲なかつたときには、次に掲げてある第二百三條の社債募集に付ての修正規定及び第二百三條の二、第二百四條の二及び第二百七條の二の新設規定を適用する。

ヲ適用ス

第十五條 本法施
行前ニ株式會社カ
資本増加ノ決議ヲ
爲シタル場合ニ於
テハ從前ノ規定ニ
從ヒテ其増加ヲ爲
スコトヲ得
第十六條 第二百
二十條ノ二乃至第

一、社債の募集に應じようとする者は二百三條の規定に依つて取締役の作つた、社債申込證二通に其引受ける社債の數と住所とを記載して之に署名すること
又社債發行の最低の價額を定めた場合には、社債應募者は社債申込證に應募價額を記載すること。

二、又契約に依て募集社債の總額を引受る者がある場合又は社債募集の委託を受けた者が自ら社債の一部を引受た場合には第二百三條の規定に依なくもよいこと。
三、又社債募集の委託を受けた者は會社の爲に自分の名で以て募集行為をし、拂込を受るとがてき、又自ら當事者となつて社債の一部を引受ることもできると。
四、社債應募者又は社債権者に對しての通知や催告は會社の社債原簿や社債申込證に書いてある者に宛てて發送すればよいこと。

第十五條 改正商法施行前に株式會社が資本増加の決議を爲た場合には、舊商法の規定に依つて資本を増加しても差支へない。

第十六條 改正商法施行前に資本減少の決議を爲た場合でも、株主總會の決議に反せない範圍に於ては、次に掲げる第二百二十條の二乃至第二百二十條の五の新設

二百二十條ノ五ノ規定ハ本法施行前ニ資本減少ノ決議ヲ爲シタル場合ニモ又之ヲ適用ス但株主總會ノ決議ニ反ストキハ此ノ限ニ在ラス

規定を守らなければならぬ。

- 一、資本減少の爲めに株式を併合する場合には會社は三ヶ月以上の一定の期間を定め株主に對して其期間内に株券を會社に提供すること、若し其期間内に提供せざるときには株主の権利を失ふことを通知することができること。
- 二、會社が(一)の手續を踐んでも株主が株券を提供せざるときには株主の権利を失ふので、又株式を併合する場合に併合に適せざる端株を生じたときには、強制的に其權利を消滅させる、併し強制的に株主の權利を消滅せしめた場合には、會社は新に發行した株式を競賣に付し、其株數に應じて其代金を從前の株主即ち權利を失つた株主に交付せなければならぬこと。
- 三、右の場合に會社が株主に對して權利を失ふべき旨を通知したときは、其通知した事柄を公告し、又株主が其權利を失つたときには、會社は速に其株主の氏名や住所及び株券の番號を公告せなければならぬこと。
- 四、株式併合の場合に於ては、從前の株式を目的とする質權は併合の結果新に株主が受ける株式及び金錢の上に存すること。

第十七條 又前條に掲げた第二百二十條の二乃至第二百二十條の五の新設規定は券面額五十圓未満の株式を併合する場合にも同様用ふるのである。

第十七條 又前條に掲げた第二百二十條の二乃至第二百二十條の五の新設規定は券面額五十圓未満の株式を併合する場合にも同様用ふるのである。

第十八條 本改正商法施行前に於て株式會社が合併の決議を爲した場合でも、株主は其記名株を讓渡することができぬ。

第十九條 附則第十六條の規定は、會社が合併に因つて、株式を併合する場合にも用ふるのである。

第二百二十五條第三項の株式を併合しない場合に於ても、合併に因つて消滅する會社の株式を目的とする質權がある場合には、新に交付された株式の上に前の消滅した株式の質權が移ると云ふ新設規定は、改正商法の施行前に合併の決議を爲した場合にも亦適用する。

第二十條 本改正商法の施行されない前に、株式會社の設立が無効であることを發見した場合に裁判所が未だ清算人を選任せないうつたときには、設立無効を主張することに付ては改正商法の規定を適用する。

第二十一條 附則第九條、第十條、第十二條及び第十三條の規定は株式會社の清

株ノ規定ハ株式会社ノ清算ノ場合ニ適用ス

算の場合にも當嵌める。

一、清算中の株式會社の總會招集の手續又は其決議の方法が法令や定款に反したときには、株主や清算人及び監査役は裁判所に訴へ出て其決議が無効であることを主張することができる。

株主が總會に於いて決議に對して異議を述べたときか、又は正當の理由がないのに總會に出席することを拒まれたとき、又株主が總會に出席せない場合に於ては、自分に對しての總會招集の手續が法令や定款に反したことを理由とするときに限つて訴を起すことができる。

又決議無効の訴を起すには、決議の日から一ヶ月以内にせなければならぬ、而して口頭辯論は前項の一ヶ月の期間を経過した後でなければ開始することができぬ。

訴が提起された場合や口頭辯論のある期日等は滞りなく清算人が公告せなければならぬ。

以上の規定は、本改正商法を施行する前に生じた事柄でも施行後に決議無効の

訴を提起する場合には適用する。

二、又數箇の訴が同時に繫屬するときは、辯論及び裁判は併合して爲なければならぬ、又清算中の株主總會の決議を無効とする判決は訴訟の當事者でない株主監査役取締役等に對しても效力がある、而して惡意又は重大な過失のある原告が敗訴した場合には會社に對して連帶して損害賠償の責を負はなければならぬ。而して決議した事柄を登記した後で於て、其決議を無効とする判決が確定したときには、本店及び支店の所在地で其登記をせなければならぬ。

三、本改正商法施行前に選任した株式會社の清算又は監査役の任務が、本法施行前に終了せない場合には、例へば清算人の任務が終了しても定款に定めた數名の清算人が無い場合には退任した清算人は、破産又は禁治産の宣告を受ける場合を除く外は新たな清算人が就職するまで尙ほ清算人の權利義務を有すると謂ふ改正商法の規定に依らなければならぬ。

第二十二條 附則
 第四條及第五條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス
 第二十三條 第十
 六條ノ規定ハ株式合資會社ニ之ヲ準用ス
 第二十四條 本法施行前ニ會社ニ關スル從前ノ罰則ヲ適用スヘキ行爲アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ其罰則ヲ適用ス
 第二十五條 第四百八十七條乃至第四百八十八條ノ二及ヒ第四百八十八

四、本改正商法施行前に選任した清算人又は監査役でも其行爲が本法施行後に在つた場合には清算人が其任務を怠つたならば、會社に對して連帶して損害賠償の責を負ひ、又法令や定款に反した行爲を爲たときには、例へば株主總會の決議に依つた場合でも、第三者に對しては損害賠償の責を負ふこと、又監査役が會社や第三者に對して損害賠償の責を負ふ場合に清算人にも責任があるときには監査役と清算人とは連帶債務者となると修正規定を適用する。

第二十二條 附則第四條と第五條の規定は株式會社の場合にも用ふるのである。

第二十三條 前十六條の規定即ち第七條から第二十二條までの規定は株式合資會社にも當て嵌めて用ふる。

第二十四條 本改正商法施行前に會社に關して、從前の罰則の規定を適用する處の行爲があつたときには、本法を施行後でも舊商法の罰則を適用する。

第二十五條 次に掲げてある修正又は新設の規定は、本改正商法施行前に第一の質入裏書のおつた質入證券の所持人が本法施行の後に支拂を求めらるゝ爲めに、其證券を呈示する場合にも亦適用する。

條ノ四ノ規定ハ本法施行前ニ第一ノ質入裏書アリタル質入證券ノ所持人カ本法施行後ニ支拂ヲ求ムル爲メ其證券ヲ呈示スル場合ニモ亦之ヲ適用ス

一、手形の所持人が償還の請求をしようとするときは、満期日又は其後の二日以内に支拂を求めらるゝ爲めに、爲替手形を支拂人に呈示し、若し手形金額の支拂がなかつたときには、同一の期間内に支拂拒絶證書を作らせなければならぬ、併し此期間内には休日不算入せぬ。

又所持人が前項に定めてある手續を爲なかつたときには、其前者に對しての手形上の權利を失ふことになる。(修正條文第四百八十七條)

二、前條の第一項の場合に於ては、所持人は其直接の前者に對して拒絶證書作成の日か又は其後の二日以内に償還請求の通知を發せなければならぬ。(新設條文第四百八十七條の二)

三、裏替人が其後から償還請求の通知を受けたときには、其直接の前者に對して通知を受けた日か又は其後の二日以内に償還請求の通知を發せなければならぬ。(修正條文第四百八十八條)

四、所持人又は裏替人が、其直接の前者でない前者に對して、償還請求の通知を發したときには、其者の後者に對しては、之が爲めに生じた損害を賠償する

第二十六條 質入證券所持人ノ裏書人ニ對スル請求權ハ寄託物ニ付テ辨濟ヲ受ケタル日カ本法施行前ニ在リタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ六ヶ月本法施行後ニ在ル場合ニ於テハ辨濟ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
 質入證券裏書人ノ其前者ニ對スル請求權ハ本法施行前ニ償還ヲ爲シタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ六ヶ月

責を負ふた上、利息及び費用の償還を請求する権利を失ふことになる。
 又所持人や裏書人が其前者の何れに對しても、通知を發せなかつたときには、其前者の全員に對する權利義務に付ては、前項の規定を當嵌めて用ゐる。(新設規定第四百八十八條の二)

五、所持人又は裏書人が其前者に對して(二)の規定又は(三)に定めてある期間内に書面を發送した事實があるときには、其事實に付て通信官署又は公衆通信取扱所の證明がある場合に限つて其書面は之を償還請求の通知書と推定する。

(新設規定第四百八十八條の四)

第二十六條 質入證券所持人の裏書人に對しての請求權は寄託物に付て辨濟を受けた日が本改正商法施行前に在つた場合に於ては、其施行の日から六ヶ月過ぎれば時効に因つて消滅し、又本法施行後に在る場合に於ては、辨濟を受けた日から六ヶ月を過ぎれば時効に因つて消滅する。

又質入證券の裏書人の其前者に對しての請求權は本改正商法施行前に償還を爲た場合に於ては、其施行の日から六ヶ月過ぎれば時効に因つて消滅し又本法施行後に償

本法施行後ニ償還ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ償還ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
 本法施行前ニ進行ヲ始メタル時効ノ殘期カ其施行ノ日ヨリ起算シテ六ヶ月ヨリ短キトキハ時効ハ其殘期ヲ經過スルニ因リテ完成ス
第二十七條 第三百六十七條ノ三、第三百八十條ノ二及ヒ第三百八十條ノ三ノ規定ハ本法施行前ニ作リタル預證券又ハ質入證券ニモ亦之ヲ適用ス但シ其證券ニ別段ノ意思表示アルトキハ此限ニ在ラス
第二十八條 第四

還を爲た場合に於ては其償還の日から六ヶ月を經過すれば時効に因つて消滅する。

第二十七條 次に掲げてある新設規定は本改正商法施行前に作つた預證券又は質入證券にも又適用する、併し其證券に斯々すると云ふ様に規定と違つた別段な意思表示を爲てあつたときには、新設規定に依らなくともよい。

一、質入證券所持人の債權の辨濟は、倉庫の營業者の營業所て之を爲なければならぬこと。(第三百六十七條の三の新設規定)

二、又寄託物が同種類であつて同一な品質を有し、其上分割することのできる物であるときには、預證券の所持人は債權額の一部及び其辨濟期までの利息を供託して其割合に應じて寄託物の一部の返還を請求することができ、併し此場合には倉庫業者は供託を受け金額と返還した寄託物の數量を預證券に記載した上、其旨を帳簿に記載せなければならぬこと。

又前項に定めてある寄託物の一部出庫に關しての費用は預證券の所持人が之を負擔すること。(第三百八十條の二新設規定)

第二十八條 第四百十七條の保險金額支拂の義務及び保險料返還の義務は二年、

百十七條ノ規定ハ
本法施行前ニ生シ
タル保險料返還ノ
義務ニ付キ其施行
後ニ時効カ進行チ
始ムル場合ニモ亦
之ヲ適用ス
本法施行前ニ進行
シタル時効ノ日
ヨリ起算シテ二年
ヨリ長キトキハ時
効ハ其施行ノ日ヨ
リ二年ヲ經過スル
ニ因リ二年ヨリ短
キトキハ其殘期ヲ
經過スルニ因リテ
完成ス
前二項ノ規定ハ第
四百三十二條ノ二
ノ義務ニ之ヲ準用
ス
第二十九條 第四
百二十八條乃至第
四百二十八條ノ四
ノ規定ハ本法施行
前ニ爲シタル保險
契約ニハ之ヲ適用
セム

又保險料支拂の義務は一年を經過したときには、時効に因つて消滅すると云ふ修正規定は、本法施行前に生じた保險料返還の義務に付て其施行後に時効が進行を始めたる場合にも亦之を適用する。

本改正商法施行前に進行を始めた時効の殘期が、其施行の日から起算して二年より長いときには、其施行の日から二年過ぎれば時効が完成し、若し又二年より短いときには、其殘期を經過するに因つて時効が完成する。

規定は第四百三十二條の二の新設規定、即ち被保險の爲めに積立てた金額を拂戻す義務は二年を經過したときには、時効に因つて消滅すると云ふ義務に付ては前二項の規定を用ゐる。

第二十九條 次に掲げてある第四百二十八條の修正規定及び同條二乃至四の新設規定は本改正商法施行前に爲た保險契約には適用せない。

一、他人の死亡に因つて保險金額の支拂を爲ることを定める保險契約には、其者の同意がなければならぬ、併し被保險者同時に保險金額を受取る者であるときには特更に同意を求めなくともよし。

けれども前項の保險契約から生じた權利を讓渡す場合には、被保險者の同意を得なければならぬ。

保險契約者が被保險者である場合に於て、保險金額を受取るべき者が其權利を讓渡すときか、又は第一項但書の場合に於て權利を讓渡した者が更に之を讓渡すときには前項同様被保險者の同意を得なければならぬ。(第四百二十八條の修正規定)

二、保險金額を受取るべき者が第三者であるときには、第三者は當然保險契約の利益を受ける、但保險契約者が保險金額を受取る者に別に利益を與へないと云ふ様な別段な意思を表示したときには其意思通りにせなければならぬ。

前項但書の規定に依つて保險契約者が保險金額を受取るべき者を指定し又は指定を變更する權利を有する場合に於て、其權利を行はなして死亡したときには保險金額を受取るべき者の權利は之に因つて確定する。(第四百二十八條の二新設規定)

三、保險金額を受取るべき者が被保險者でない第三者である場合に於て、其者が

いこと。(第四百八十八條の修正條文)
 四、爲替手形所持人又は裏書人が其直接の前者でない前者に對して償還請求の通知を發したときには、其者の後者に對して、之に因つて生じた損害を賠償する責を負ふた上、利息と費用の償還を請求する權利を失ふこと。(第四百八十八條の二の新設規定)

五、又所持人又は裏書人が其前者に對して(二)又は(三)に規定してある期間内に書面を發送した事實があつたときには、其事實に付ては通信官署又は公衆通信取扱所の證明のある場合に限つて其書面は之を償還請求の通知書と推定すること。(第四百八十八條の四の新設規定)

六、支拂拒絶證書を作成することを免除した者に對しては、爲替手形所持人は支拂拒絶證書を作つた期間内に支拂を求め、爲替手形を呈示したものと推定すること。

第三十二條 又本改正商法施行前に振出した爲替手形に付て、其施行後に拒絶證書を作る場合には次に掲げてある修正規定及び新設規定を適用する。

第三十二條 第五
 百十五條乃至第五
 百十五條ノ五及ヒ

第五百十七條第一
 項ノ規定ハ本法施
 行前ニ振出シタル
 爲替手形ニ付キ其
 施行後ニ拒絶證書
 ナ作ル場合ニモ亦
 之ヲ適用ス

- 一、拒絶證書には左の事項を記載した上、公證人又は執達吏が之に署名、捺印せなければならぬ。
- イ、拒絶者及び被拒絶者の氏名又は商號。
- ロ、拒絶者に對する請求の趣旨及び拒絶者が其請求に應ぜなかつたこと、又拒絶者に面會することができなかつたこと、又は其營業所、住所若くは居所が知れなかつたこと。
- ハ、前號の請求を爲し又は之を爲ることができなかつた地と年月日。
- ニ、法定の場所外で拒絶證書を作るときには拒絶者が之を承諾したこと。
- ホ、參加引受人又は參加支拂があるときには、參加の種類及び參加人並に被參加人の氏名や商號。
- ヘ、拒絶證書作成の場所及び其年月日。(第五百十五條の修正條文)
- 二、支拂拒絶證書を作成するには、爲替手形又は附箋に依つて爲ること。(第五百十五條の二の新設規定)
- 三、爲替手形の數通の複本又は原本及び謄本を呈示した場合に於て、支拂拒絶證

書を作るときには、其作成は一通の複本若くは原本又は附箋に依つて之を爲ればよいこと。(第五百十五條の三の新設規定)

四、支拂拒絶の場合を除く外、拒絶證書を作成するには、爲替手形若くは其謄本の寫本又は附箋に依つて之を爲る。(第五百十五條の四の新設規定)

五、爲替手形、複本、原本又は爲替手形若くは其謄本の寫本に依つて拒絶證書を作る場合に於ては、(一)に掲げてある事柄は其裏面に記載してある事柄に接續して之を記載せなければならぬ。

又附箋に依る場合に於ては、公證人又は執達吏は其接目に契印せなければならぬこと。(第五百十五條の五の新設規定)

六、公證人又は執達吏が拒絶證書を作つたときには、其謄本には左に掲げてある事柄を記載した上に之を其役場に備へて置かなければならぬ。

イ、手形金額。

ロ、振出人、支拂人及び受取人の氏名又は商號。

ハ、振出の年月日。

第三十三條 前三條ノ規定ハ約束手形ニ之ヲ適用ス

第三十四條 第五百三十三條ノ三及ヒ第五百三十四條第二項ノ規定ハ本法施行前ニ振出シタル小切手ニ付キ所持人カ本法施行後ニ支拂ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示スル場合ニモ亦之ヲ適用ス
附則第三十一條及ヒ第三十二條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ適用ス

ニ、満期日及び支拂地。

ホ、支拂擔當者、豫備支拂人又は參加引受人があるときには其氏名又は商號。
(第五百十七條第一項修正條文)

第三十三條 前三條即ち第三十條、第三十一條、第三十二條に規定した事柄を、約束手形にも之を當嵌めて用ゐる。

第三十四條 又本改正商法施行前に振出した小切手に付て所持人が本法施行後に支拂を求める爲めに之を呈示する場合には、次に掲げてある修正規定及び新設規定を適用する。

一、小切手の所持人が支拂人の加入した手形交換所に小切手を提出したときには支拂地に於て支拂を求める爲めに之を呈示したと同一の效力があること。(第五百三十三條の三の新設規定)

二、手形交換所で呈示期間内に小切手の提出及び支拂拒絶があつた旨を證明したときには、支拂拒絶證書の作成に代へて支拂人をして、呈示期間内に支拂拒絶の旨と其年月日を小切手に記載させた上、之に署名すればよいのであること。

第三十五條 第五
百四十四條ノ二ノ
規定ハ本法施行前
ニ生シタル原因ニ
基キ其施行後ニ委
付ヲ爲ス場合ニモ
亦之ヲ適用ス

(第五百三十四條の二項新設規定)
又附則第三十一條と第三十二條に規定してある事柄は小切手に關する場合にも之を
當嵌めて用ゐる。

第三十五條 本改正施行前に生じた原因に基いて其施行後に委付を爲る場合には
登記した船舶を委付するに付ては登記を爲て初めて委付の効力が生ずると云ふ第五
百四十四條の二の新設規定を適用するのである。

商法施行法

商法施行法は、明治三十二年の修正商法を實施するに付て、制定せられたものであるから、更
に商法が改正せられた今日に於ては、必要の無い條項が澤山ある、殊に注意せなければならな
いのは、施行法に商法第何條の規定云々とある場合に、其條項が改正されたり、變更されたり
追加されたりして居る點がある、又本施行法で舊商法と謂ふのは、明治三十二年まで行はれた
我國最初の商法を指すので、明治四十四年十月一日までは實施された商法を指すのではない。従
つて本法に現行商法とあるのは今日の新商法を謂ふのではなく、改正前の舊商法を意味するの
である。

第一條 商法施行
前ニ生シタル事項
ニ付テハ本法ニ別
段ノ定アル場合ヲ
除ク外舊法ノ規定
ヲ適用ス

第一條 商法を施行する前に生じた事柄に付ては本法に別段な規定がある場合に
除く外は舊法の規定を適用する。
(注意、本條で舊法と謂ふのは明治三十二年まで、行はれた我國最初の商法を指
すのである、以下皆同様である。)

第二條 商事ニ關スル特別ノ法令ハ、商法施行ノ後ト雖モ、仍ホ其效力ヲ存ス。

第三條 特別ノ法令ニ依ルヘキモノトシテ、舊商法ノ規定ニ依リテモ、仍ホ其效力ヲ存ス。

第四條 舊商法ノ規定ニ依リテモ、仍ホ其效力ヲ存ス。

第五條 舊商法ノ規定ニ依リテモ、仍ホ其效力ヲ存ス。

第六條 舊商法ノ規定ニ依リテモ、仍ホ其效力ヲ存ス。

第七條 舊商法ノ規定ニ依リテモ、仍ホ其效力ヲ存ス。

第八條 舊商法ノ規定ニ依リテモ、仍ホ其效力ヲ存ス。

第九條 舊商法ノ規定ニ依リテモ、仍ホ其效力ヲ存ス。

第二條 商事に關しての特別の法令は、商法施行後でも仍ほ其效力がある。

第三條 特別な法令中舊商法の規定に依るべきものであると、定めてある場合に付ては、舊商法は、商法施行の後でも仍ほ其效力がある。

第四條 商法施行前から商業を營む未成年者や妻及び後見人は、商法の規定に従つて登記を爲なければならぬ。

第五條 商法を施行する前に、會社の無限責任社員と爲ることを許された未成年者、又は妻は商法施行の日から、其會社の業務に關しては之を能力者と看做す。

第六條 商法第七條の第二項の法定代理人に加へた制限は、善意の第三者に對抗することができないと云ふ規定は、商法施行の日から其施行前に定められた制限にも亦適用する。

第七條 商法第八條に定めてある小商人の範圍は勅令を以て之を定める。

第八條 商法施行前に舊法の規定に依つて爲た登記は、商法の規定に従つて爲たものと同一の效力が有る。

第九條 商法施行前に登記した事柄に變更を生じたり、又は其事項が消滅した場合は、

第八條 商法施行前に登記した事柄に變更を生じたり、又は其事項が消滅した場合は、

第九條 商法施行前に登記した事柄に變更を生じたり、又は其事項が消滅した場合は、

第十條 商法施行前に登記した事柄に變更を生じたり、又は其事項が消滅した場合は、

第十一條 商法施行前に登記した事柄に變更を生じたり、又は其事項が消滅した場合は、

第十二條 商法施行前に登記した事柄に變更を生じたり、又は其事項が消滅した場合は、

第十三條 商法施行前に登記した事柄に變更を生じたり、又は其事項が消滅した場合は、

合に於て商法施行前に登記を爲なかつたときには、當事者は其施行の後速に登記を爲なければならぬ。

第十條 商法施行前に設立の登記を爲た會社の社名は、商法の規定に従つて登記した商號と同一な效力がある。

第十一條 商法施行前に設立した合名會社であつて、其社名中に合名會社の文字を用ゐないものは、其施行の日から三ヶ月以内に商法第十七條の規定に従つて其社名を改めて合名會社何々とし、且登記を爲なければならぬ。

第十二條 商法第十八條の例令會社の營業を讓受けたときでも、會社に無いのに商號中に會社であることを示す様な文字を用ゐてはならないと云ふ規定は、商法施行前から使用する商號には之を適用せぬ。

第十三條 商法第十九條の他人が登記した商號は、同じ市町村内に同一な營業

十九條ノ規定ハ舊
商法施行前ヨリ使
用スル商號ニハ之
ノ適用セズ
商法施行後ニ商號
ノ登記ヲ爲シタル
者ト雖モ舊商法施
行前ヨリ同一又ハ
類似ノ商號ヲ使用
スル者ニ對シテハ
商法第二十條ニ定
メタル權利ヲ行フ
コトヲ得ス
第十四條 商法第
十九條、第二十條
第二項、第二十二
條第一項及ヒ第二
百八十九條第三項
ニ掲ケタル市町村
ハ市制又ハ町村制
ヲ施行セザル地方
ニ在リテハ從來ノ
町村其他之ニ類ス
ル區域トシ東京
市、京都市及ヒ大
阪市ニ在リテハ其
各區トス
第十五條 商法施
行前ニ東京市又ハ
大阪市ニ於テ商號
ノ登記ヲ爲シタル
者ハ商法施行ノ日

を爲る爲めに登記することができないと云ふ規定は、舊商法施行前から使用してゐる商號には適用せない。
又商法施行後に商號の登記を爲た者でも、舊商法施行前から同一又は類似の商號を使用する者に對しては、商法第二十條の商號の登記を爲た者は、不正な競争を爲る目的で以て同一又は類似の商號を使用する者に對しては、其使用を止めることを請求することや損害賠償の請求を爲る權利を行ふことができない。
第十四條 商法第十九條、第二十條第二項、第二十二條第一項及び第二百八十九條第三項に掲げてある市町村、市制又は町村制を施行せない地方に在つては從來の町村や其の他に類する區域を指すので、東京市、京都市及び大阪市だけは其各區を指すのである。
第十五條 商法施行前に東京市又は大阪市で、商號の登記を爲た者は、商法施行の日から六ヶ月以内に、其市に在る他の登記所て其登記を爲なければならぬ。
前項に定めてある登記を爲なかつた者は、其登記を爲なかつた登記所の管轄區域内では商法第二十條に定めてある權利を行ふことができない。

ヨリ六个月内ニ其
市ニ存スル他ノ登
記所ニ於テ其登記
ヲ爲スヲ要ス
前項ニ定メタル登
記ヲ爲サザリシ者
ハ其登記ヲ爲サザ
リシ登記所ノ管轄
區域内ニ於テハ商
法第二十條ニ定メ
タル權利ヲ行フコ
トヲ得ス
第十六條 商法第
二十二條第二項ノ
適用ニ付テハ北海
道ハ之ヲ一府縣ト
看做ス
第十七條 商法第
二十八條ノ規定ハ
商法施行前ニ作リ
タル商業帳簿ニモ
又之ヲ適用ス
第十八條 代務人
ニハ商法施行ノ日
ヨリ支配人ニ關ス
ル規定ヲ適用ス
第十九條 商法施行
前ヨリ支配人又ハ
支配役ト稱スル者
カ商法
第三十條ニ定メタル
權限ヲ有セザルトキ
ハ主人ハ商法施行ノ
日
ヨリ三個月内ニ其
名稱ヲ改ムルコト
ヲ得ス

第十六條 商法第二十二條第二項の譲渡人が同一な營業を爲ない特約を爲たときは、其特約は同府縣内でなければならぬと云ふ規定の適用に付ては、北海道は之を一府縣と看做すのである。
第十七條 商法第二十八條の商人は、十ヶ年間其商業帳簿及び其營業に關しての信書を保存せなければならぬと謂ふ規定は商法を施行する前に作つた商業帳簿にも之を適用する。
第十八條 從來の代務人には商法施行の日から支配人に關しての規定を適用する
第十九條 又商法施行前から支配人又は支配役と稱する者が、商法第三十條の主人に代つて其營業に關しての一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲る權限を有せないときは、其者は商法第三十條に定めてある權限を有するものと看做すのである。
第二十條 主人は商法施行の日から三ヶ月以内に其名稱を改めなければならぬ。
第二十一條 主人が前項に定めてある三ヶ月の期間内に支配人又は支配役の名義を改めなかつたときは、其者は商法第三十條に定めてある權限を有するものと看做すのである。

第三十條 商法第三十二條第三項の支配人が主人の許諾を受けずに自己又は第三者の爲めに商行為を爲し、又は會社の無限責任社員と爲つた場合には、主人は其行為を知つた時から二週間以内、又其行為の時から一年以内は、自分の爲に商行為を爲すものと看做すとがてきると謂ふ規定は、舊商法第五十條の規定に反して爲た行為にも之を當嵌めて用ゐる、但一年の期間は商法施行の日から算へるのである。

又主人が商法施行前に、前項の行為を知つたときには、其二週間の期間も亦商法施行の日から之を起算する。

第二十一條 商法中代理商に關しての規定は、商法施行の日からして其施行前に定められた代理商にも亦適用する。

第二十二條 商法中會社に關しての規定は、本法に別段規定のある場合を除く外、商法施行の日からして、其施行前に設立した會社にも之を適用する。

第二十三條 商法第四十七條の會社が本店の所在地で登記を爲した後、六ヶ月以内に開業を爲さないときは、解散を命ぜらる、六ヶ月の期間は、商法施行前に本店の所在地で設立の登記を爲た會社に付ては其施行の日から之を起算する。

第二十四條 商法施行前に設立した合名會社であつて、未だ設立の登記を爲さないものは、商法施行の日から一ヶ月以内に、商法の規定に従つて定款を作つた上、商法第五十一條第一項に定めてある一號乃至七號の事項を登記せなければならぬ。

第二十五條 商法施行前に本店の所在地に於て設立の登記を爲た合名會社は商法施行の日から一ヶ月内に本店の所在地に於ては支店、支店の所在地では本店並に他の支店と社員の出資の種類並に財産を目的とする出資價格を登記せなければならぬ。

第二十六條 商法第五十一條第二項の會社設立の後に支店を設けたときには、其支店の所在地に於ては二週間内に一定の事項を登記し、本店と他の支店に於ては同期間内に其支店を設けたことを登記せなければならぬ規定と、同條第三項の本店又は支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内で新に支店を設けたときには、其支店を設けたことを登記すればよいと謂ふ規定及び第五十二條の會社が其本店又は支店を移轉したときには、舊所在地に於ては二週間内に移轉の登記をし、新所在地に於ては同期間内に一定の事項を登記し又同一の登記所の管轄内に本店又は支店を移轉したときには、其移轉したことを登記せなければならぬと謂ふ規定は、合名

シタル場合ニ之ヲ
准用ス但登記期間
ハ商法施行ノ日
リ之ヲ起算ス
第二十七條 會社
ノ業務ヲ執行スル
社員カ前二條ノ規
定ニ依リ爲スヘキ
登記ヲ怠リタルト
キハ五圓以上五十
圓以下ノ過料ニ處
セラル
第二十八條 商法
第六十條第二項及
ヒ第三項ノ規定ハ
舊商法第四條ノ
規定ニ反シテ爲シ
タル行爲ニ之ヲ準
用ス
第二十九條ノ規定ハ
前項ノ場合ニ之ヲ
準用ス
第三十條 商法
第七十一條ノ規定
ハ商法施行前ニ設
立シタル合名會社
ニハ之ヲ適用セシ
メ
第三十條 合名會
社ノ目的タル事業
ノ成功力商法施行
前ニ不能ト爲リタ

會社が設立の登記を爲した後商法施行前に支店を設けるが、又は其本店若しくは支店を
移轉した場合にも用ふるのである、併し登記の期間は商法施行の日から起算する。
第二十七條 會社の業務を執行する社員が、前二條に規定してある登記を怠つた
ときには、五圓以上五十圓以下の過料に處せらる。
第二十八條 商法第六十條第二項の合名會社の社員が、他の社員の承諾を得ない
て商行爲を爲たときには、他の社員は過半数の決議を以て其商行爲を會社の爲に爲
たものと看做すことができるものと云ふ規定及び第三項の此權利は他の社員の一人が其
行爲を知つた時から二週間之を行はなるときには消滅する、又行爲の時から一年を
経過したときには、他の社員が知る知らないに拘らず時効に依つて消滅すると謂ふ
規定は、舊商法第四條の規定に反した行爲にも之を當嵌めて用ふる。
又第二十九條に規定してある事柄は前項の場合にも之を當嵌めて用ふる。
第二十九條 商法第七十一條の定款に別段な定めがある場合の外、合名會社の退
社員は勞務又は信用丈けを出資の目的と爲たときでも、其持分の拂戻を受けること
ができると謂ふ規定は、商法施行前に設立した合名會社には適用せない。

ルトキハ裁判所カ
解散ヲ命シタル場
合ヲ除ク外其會社
ハ商法施行ノ日モ
時ニ解散シタルモ
第三十一條 合名
會社カ商法施行前
ニ於テ未ダ清算人
ヲ選任セザルトキ
ハ其施行ノ日ヨリ
二週間内ニ商法第
七十六條ノ規定ニ
從ヒテ登記ヲ爲ス
第三十二條 合名
會社カ商法施行前
ニ於テ既ニ清算人
ヲ選任シタル場合
ニ於テハ其施行ノ
日ヨリ二週間内ニ
商法第七十六條及
第七十七條ノ規定
ニ從ヒテ登記ヲ爲
ス
第三十三條 商法
第七十八條第二項
ノ規定ニ依リ爲ス
ヘキ公告ハ裁判所
カ爲スヘキ登記所
方法ヲ以テ同一ノ
方法ヲ以テ之ヲ爲
ス
第三十四條 合名

第三十條 合名會社の目的である事業の成功が不能と爲つた時には裁判所が解散
を命じた場合を除く外其會社は商法の施行と同時に解散した者と看做すのである。
第三十一條 合名會社が商法施行前に解散した場合に於て未だ清算人を選任せな
いときには、其施行の日から二週間以内に、商法第七十六條の會社が解散したときに
は、合併や破産の場合を除く外二週間内に本店と支店の所在地で其登記を爲すけれ
ばならないと謂ふ規定に従つて登記せなければならぬ。
第三十二條 合名會社が商法施行前に解散した場合に於て、既に清算人を選任し
たときには、其施行の日から一週間以内に前條に述べた商法第七十六條の規定及び
商法第九十條の規定に従つて、選任された清算人は二週間以内に本店と支店の所在
地で一定の事柄を登記せなければならぬ。
第三十三條 商法第七十八條第二項の、會社が合併する場合には、二ヶ月以上の
一定の期間を定め其期間内に債権者に異議があれば申述すべきことを公告する方法
は裁判所が爲る登記事項の公告と、同一の方法で以て爲なければならぬ。
第三十四條 合名會社が商法施行前に解散した場合に於て未だ清算人を選任せな

會社カ前法施行前ニ解散シタル場合ニ於テ未タ清算人ヲ選任セサルトキハ總社員ノ同意ヲ以テ會社財産ノ處分方法ヲ定ムルコトヲ得此場合ニ於テハ前法施行ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

商法第七十八條第二項、第七十九條及ヒ第八十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ之ヲ準用ス

第三十五條 合名會社カ前法施行前ニ解散ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ清算人ハ前法ノ規定ニ依リテ之ヲ爲ス

第三十六條 合名會社ニ於テ前法施行前ニ清算人ハ解

かつたときには、總社員の同意を以て會社財産の處分方法を定めることができる、此場合に於ては商法施行の日から二週間内に財産目録及び貸借對照表を作らなければならぬ。

又第三十三條に述べた商法第七十八條第二項と商法第七十九條の債權者が通知された期間内に會社の合併に對して異議を述べなかつたときには、之を承認したものと看做すこと、又債權者が異議を述べたときには、會社は之を辨濟し又は相當の擔保を供せなければ合併を爲ることができない、之に反して合併を爲たときには、異議を述べた債權者に對抗することができないこと、及び商法第八十條の會社が合併する場合に公告を爲ないて爲たときには、其合併は債權者に對抗することができないこと、又會社が知れていて債權者は催告を爲ないて合併を爲たときには、其催告を受けなかつた債權者に對抗することができないと謂ふ規定は前項の場合にも用ふる。

第三十五條 合名會社が商法施行前に解散の登記を爲た場合には清算は舊商法の規定に依つて爲る。

第三十六條 合名會社に於て商法施行前に清算人の解任又は變更があつたときに

任又ハ變更アリタルキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第九十七條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ爲ス

第三十七條 商法施行前ニ解散シタル合名會社ニモ亦之ノ適用ス

第三十八條 商法施行前ニ設立シタル合名會社ニハ舊商法ノ規定ヲ適用ス

第三十九條 商法施行前ニ設立シタル合名會社ハ其取引ニ關シテ一切ノ事項ニ關シテ舊商法ノ規定ヲ適用ス

第四十條 商法施行前に設立した合資會社は舊商法第五十一條第二項の規定に

は、其の施行の日から二週間内に商法第九十七條の規定に従つて、登記を爲なければならぬ。

第三十七條 商法第九十七條の合名會社の社員は本店の所在地で解散の登記を爲た後五年過ぎれば消滅すること及び五年の期間を過ぎた後でも分配せられない殘餘財産が尙ほ存するときは、會社の債權者は之に對しても辨濟を求めるとができると謂ふことの規定は商法施行前に解散した合名會社にも亦之を適用する。

第三十八條 商法施行前に設立した合資會社には、舊商法の規定を適用する。

又第二十三條第二十五條乃至第三十二條及び前三條の規定は合資會社に對しても當嵌めて用ふる。

第三十九條 商法施行前に設立した合資會社は其取引に關しての一切の書類に、商法施行前に設立した會社であることを示さなければならぬ。

業務擔當社員が前項の規定に違反したときには五圓以上五十圓以下の過料に處せられる。

第四十條 商法施行前に設立した合資會社は舊商法第五十一條第二項の規定に

第五十二條 商法施行前に本店の所在地で設立の登記を爲した株式會社は、商法施行の日から三ヶ月以内に、本店の所在地に於ては支店を、又支店の所在地に於ては本店並に他の支店及び會社が公告を爲る方法並に監査役の氏名や住所等を登記せなければならぬ。

第五十三條 商法施行前に設立した株式會社が、登記した事柄中に變更を生じた場合に於て、商法施行前に登記を爲なかつたときには、其施行の日から二週間以内に本店及び支店の所在地で、其登記を爲なければならぬ。舊商法の規定に依つて登記せなければならぬ事柄が、商法施行前に生じた場合に於ては、舊商法に登記期間の定めがないときに限つて前項の規定を當嵌めて用ゐる。

第五十四條 取締役が前の三條の規定に違反したときには、五圓以上五十圓以下の過料に處せられる。

第五十五條 商法施行前に設立した株式會社に於て、株式の金額が商法第四百二十五條第二項の一時に株金の全額を拂込む場合の外、一株の金額は五十圓を下ることができないと云ふ規定に反しても舊商法及び舊商法施行條例の規定に反せない場合

第五十二條 商法施行前に本店の所在地で設立の登記を爲した株式會社は、商法施行の日から三ヶ月以内に、本店の所在地に於ては支店を、又支店の所在地に於ては本店並に他の支店及び會社が公告を爲る方法並に監査役の氏名や住所等を登記せなければならぬ。

第五十三條 商法施行前に設立した株式會社が、登記した事柄中に變更を生じた場合に於て、商法施行前に登記を爲なかつたときには、其施行の日から二週間以内に本店及び支店の所在地で、其登記を爲なければならぬ。舊商法の規定に依つて登記せなければならぬ事柄が、商法施行前に生じた場合に於ては、舊商法に登記期間の定めがないときに限つて前項の規定を當嵌めて用ゐる。

第五十四條 取締役が前の三條の規定に違反したときには、五圓以上五十圓以下の過料に處せられる。

第五十五條 商法施行前に設立した株式會社に於て、株式の金額が商法第四百二十五條第二項の一時に株金の全額を拂込む場合の外、一株の金額は五十圓を下ることができないと云ふ規定に反しても舊商法及び舊商法施行條例の規定に反せない場合

第五十四條 取締役が前の三條の規定に違反したときは、五圓以上五十圓以下の過料に處せられる。

第五十五條 商法施行前に設立した株式會社に於て、株式の金額が商法第四百二十五條第二項の規定に反しても舊商法及び舊商法施行條例の規定に反せない場合

第五十六條 商法施行前に發行した株式の金額が商法第四百四十八條の規定に違反したときは、五圓以上五十圓以下の過料に處せられる。

第五十七條 商法施行前に發行した株式の金額が商法第四百四十八條の規定に違反したときは、五圓以上五十圓以下の過料に處せられる。

第五十八條 商法施行前に發行した株式の金額が商法第四百四十八條の規定に違反したときは、五圓以上五十圓以下の過料に處せられる。

に於ては、定款に定めてある處に依ることができ、商法施行後に新株を發行するときに亦同じである。

第五十六條 商法中の株券に關しての規定は、商法施行前に發行した假株券にも亦之を適用する。

第五十七條 商法施行前に發行した株券及び假株券は、商法第四百四十八條の株券に記載せなければならぬ一號乃至四號の規定、又は商法第二百四十八條の新株發行の場合に於ては、其發行の日から二週間内に本店の所在地に於て登記した年月日を株券に記載せなければならぬと、又優先株を發行したときには、其株主の權利を株券に記載せなければならぬと謂ふ規定に違ふても、それは改めなくともよい、併し商法施行後に株金の拂込を爲た場合に於ては、前に拂込んだ金額及び新に拂込んだ金額を假株券に記載せなければならぬ。

要セス但商法施行後ニ株金ノ拂込ヲ爲シタル場合ニ於テハ前ニ拂込ミタル金額及ヒ新ニ拂込ミタル金額ヲ假株券ニ記載スルコトヲ要ス

第五十八條 舊商法第二百二十二條乃至第二百五十五條の規定ハ商法施行前に株主の権利を行使するに關シテ適用ス

第五十九條 商法第五百五十三條第二項乃至第四項の規定ハ商法施行前に株式ヲ譲渡シタル者ニシテ舊商法第百八十二條ノ規定ニ依リ擔保ノ義務ナキ者ニハ之ヲ適用セズ

第六十條 法令ノ規定ニ依リ日本人ノミヲ以テ組織スル日本株式會社及日本株式會社ノ組織スルコトヲ條件トシテ特別ノ權利ヲ有スル株式會社ハ無記名式ノ株式ヲ發行スルコトヲ得ズ若シ之ニ違

反シタルトキハ其後ノ株式會社トシテ株主トシテ以テ取締役トシテ規定スルコトヲ得ズ若シ之ニ違

第五十八條 舊商法第二百二十二條乃至第二百五十五條の規定は、商法施行前に株主の権利を行使するに關シテ適用する。

第五十九條 商法第五百五十三條第二項乃至第四項の株金を拂込ない爲めに株主が其權利を失つた場合に於ては、會社は株式の各譲渡人に對して、二週間を下らない期間内に拂込を爲すべき旨の催告を發せなければならぬ、此場合に於ては最も先に滞納金額の拂込を爲た譲渡人が株式を取得すること、又譲渡人が拂込を爲ないときは、會社は株式を競買せなければならぬ、此場合に競買に依つて得た金額が滞納金額に満たないときは、從前の株主に其不足額を辨濟させることが出来る、若し從前の株主が二週間内に之を辨濟せなかつたときは、會社は譲渡人に對して辨濟を請求すること、及び會社が損害賠償及び定款で以て定めた違約金を請求する規定は、商法施行前に株式を譲渡した者であつて、舊商法第百八十二條の規定に依つて擔保義務のない者に適用せぬ。

第六十條 法令の規定に依つて日本人のみて組織する株式會社や、日本人のみて組織することを條件として、特別な權利を有する株式會社は無記名式の株式を發行

することができない、若し之に違反したときは、其株券は無効として、最後の記名株主を以て株主とする。取締役が前項の規定に違反して、無記名式の株券を發行したときには、百圓以上千圓以下の過料に處せられる。

第六十一條 舊商法施行前に設立した株式會社に於ては、株主の議決權の制限が

第六十二條 商法第百六十三條の總會招集の手續又は其決議の方法が法令や定款

第六十三條 株主は其決議の無効の宣告を裁判所に請求することができると

第六十一條 舊商法施行前に設立した株式會社に於ては、株主の議決權の制限が商法第百六十二條の各株主は一株に付て一箇の議決權を有する、但し十一株以上を有する株主の議決權は定款で以て之を制限することができると謂ふ規定に反いても定款に定めてある處に依ることができ、併し商法施行後に其制限を變更する場合には、商法の規定通りにせなければならぬ。

第六十二條 商法第百六十三條の總會招集の手續又は其決議の方法が法令や定款に反するときには、株主は其決議の無効の宣告を裁判所に請求することができると謂ふ規定は株主總會が商法施行前に決議を爲た場合にも之を適用する、但決議無効の訴を提起することのできる一ヶ月の期間は、商法施行の日から之を起算する。(新商法には同條を改正してある、施行法第四十條參照)

第六十三條 商法
 第六十四條 商法
 第六十五條 商法
 第六十六條 商法
 第六十七條 商法
 第六十八條 商法
 第六十九條 商法
 第七十條 商法
 第七十一條 商法
 第七十二條 商法

第六十三條 商法第六十七條但書の取締役に任期の定めがある場合に於て、正當の理由がなくして其任期中に解任したときには、其取締役は、會社に對して解任に因つて生じた損害の賠償を請求することができると謂ふ規定は、商法施行前に選任した取締役及び監査役には之を適用せない。

第六十四條 商法施行前に選任した取締役又は監査役であつても、禁治産の宣告を受けたときには、當然退任することになる。

第六十五條 商法施行前に選任した取締役は、其施行の後、速に定款に定めたる員数の株券を監査役に供託せなければならぬ。

第六十六條 商法施行前に設立した株式會社に於て、其施行後に株金の拂込がなかつたときには、取締役は其拂込の年月日を株主名簿に記載せなければならぬ。

第六十七條 商法施行前に設立した株式會社の取締役は、其施行の後、速に社債の總額及び其償還の方法を社債原簿に記載せなければならぬ。

第六十八條 株式會社が商法施行前に其資本の半額を失つた場合に於ては、取締役は商法施行の後、速に株主總會を招集して之を報告せなければならぬ。

商法施行前に會社の財産を以て會社の債務を完済することができない場合に於て、取締役は商法施行の後、速に破産宣告の請求を裁判所にせなければならぬ。

第六十九條 取締役が前三條の規定に違反したときには、五圓以上百圓以下の過料に處せらる。

第七十條 商法第七十五條の取締役は株主總會の認許がなければ、自分又は第三者の爲めに會社の營業の部に屬する商行為をしたり、又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員となることのできないことや、取締役が此規定に反して自分の爲めに商行為をしたときには、株主總會は會社の爲めに爲たものと看做すことができること、及び右の権利は監査役の一人在其行為を知つた時から二ヶ月間之を行はなるとき、又知る知らないに拘らず一年過ぎたときには、其権利は消滅すると謂ふ規定は商法施行前に選任した取締役には之を適用せない。

第七十一條 舊商法第八十九條の規定は、商法施行前に選任した取締役に於て適用する。

第七十二條 商法施行前に舊商法第二百二十八條又は第二百二十九條の規定に依

第七十三條 商法
 第七十四條 商法
 第七十五條 商法
 第七十六條 商法
 第七十七條 商法
 第七十八條 商法
 第七十九條 商法
 第八十條 商法
 第八十一條 商法
 第八十二條 商法
 第八十三條 商法
 第八十四條 商法
 第八十五條 商法
 第八十六條 商法
 第八十七條 商法
 第八十八條 商法
 第八十九條 商法
 第九十條 商法
 第九十一條 商法
 第九十二條 商法
 第九十三條 商法
 第九十四條 商法
 第九十五條 商法
 第九十六條 商法
 第九十七條 商法
 第九十八條 商法
 第九十九條 商法
 第一百條 商法

施行前ニ舊商法第
二百二十八條又ハ
規定ニ依リテ處起
シタル訴ニハ商法
第七十三條ニ依リ
施行前ニ選任シタ
ル監査役ハ其任期
カ一年ヨリ長キト
モ其任期間
第七十四條
第七十五條
第七十六條
第七十七條
第七十八條
第七十九條
第八十條
第八十一條
第八十二條
第八十三條
第八十四條
第八十五條
第八十六條
第八十七條
第八十八條
第八十九條
第九十條
第九十一條
第九十二條
第九十三條
第九十四條
第九十五條
第九十六條
第九十七條
第九十八條
第九十九條
第一百條

つて、提起した訴には商法の規定を適用せない。

第七十三條 商法施行前に選任した監査役は、其任期が一年よりも長いときでも其任期間は在任することにする。

第七十四條 商法第九十條に掲げてある、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、準備金及び利益又は利息の配當に關して議案等の書類は、商法施行前に總會招集の通知を發した場合に限つて會日までに之を提出すればよい。

第七十五條 商法第九十六條の會社の目的である事業の性質に依つて、一定の事柄を本店の所在地で登記した後二年以上開業を爲ることができないものと認めるときは裁判所の認可を得て、會社は定款で以て開業を爲るに至るまで法定利率即ち年一割二分以内の一定の利息を株主に配當することを定めることができると謂ふ規定は、商法施行前に本店の所在地で成立の登記を爲た株式會社が、其登記後二年以上開業を爲ることができないと認める場合にも之を適用する。

又裁判所が定款の規定を認可したときには、取締役は二週間以内に本店及び支店の所在地に於て、其登記を爲なければならぬ。

其登記を爲スコト
ヲ要ス
取締役カ前項ニ定
メタル登記ノ爲メ
キハ五圓以上五十
圓以下ノ過料ニ處
セラル
第七十六條
第七十七條
第七十八條
第七十九條
第八十條
第八十一條
第八十二條
第八十三條
第八十四條
第八十五條
第八十六條
第八十七條
第八十八條
第八十九條
第九十條
第九十一條
第九十二條
第九十三條
第九十四條
第九十五條
第九十六條
第九十七條
第九十八條
第九十九條
第一百條

取締役が前項に定めてある登記を爲ることを怠つたときには、五圓以上五十圓以下の過料に處せられる。

第七十六條 明治二十三年法律第六十號は、商法施行の日から之を廢止する。

第七十七條 株式會社が商法施行前に債券發行の認可を得た場合に於ては、舊法の規定に依つて其募集を完了することができぬ。

第七十八條 商法第二百四條第一項の社債の募集が完了したときには、取締役は速に各社債に付其全額を拂込ませなければならぬと云ふ規定は、株式會社が商法施行前に債券發行の認可を得た場合には適用せぬ。

(新商法は社債の分額拂を爲ることができぬ旨を第二百四條に規定して、「全額又は第一回の拂込」云々とした。)

第七十九條 株式會社が商法施行前に債券發行の認可を得た場合に於て、一時に全額の拂込を爲さしめなるときは、第一回の拂込があつた後、二週間以内に本店と支店の所在地に於て、拂込んだ金額及び商法第七十三條の社債の總額、各社債の金額、社債の利率、社債償還の方法及び期限等の事柄を登記せなければならぬ。

第八十條 商法施行前に社債の金額又は一部の拂込があつたときには、其施行の日から二週間内に、本店と支店の所在地に於て拂込んだ金額及び前條に掲げた商法第百七十三條の事柄を登記せなければならぬ。

第八十一條 商法施行前に發行した債券は、商法第百五條の規定に違ふても之を改めることはならぬ。

第五十七條但書の規定は債券には準用せぬ。

第八十二條 商法第百九條第二項の定款の変更を爲る場合に、總株主の半數と資本の半額以上に當る株主が出席せぬときは、出席した者の株主の議決權の過半數で以て假決議を爲ることができ、此場合には各株主に對して其假決議の趣旨の通知を發し、且無記名式の株券を發行したときには、其趣旨を公告して更に一ヶ月内に第二回の株主總會を召集せなければならぬ。と云ふ規定は、商法施行前に假決議を爲て未だ其通知を發せぬ場合にも之を適用する。

第八十三條 又商法第百九條第四項の會社の目的である事業を變更する場合に、假決議方法に依ることとはできぬと云ふ規定は、株式會社が商法施行前に定款

第二十九條 株式會社の規定ハ施行前ニ定カノ假決議ヲ爲シタル場合ニハ之ヲ適用スルコトナラズ

第八十四條 株式會社ノ資本ノ增加ハ其施行前ニ決議シタル場合ニ依リテ爲ルコトナラズ

第八十五條 株式會社ノ資本ノ減少ハ其施行前ニ決議シタル場合ニ依リテ爲ルコトナラズ

第八十六條 株式會社ノ解散ハ其施行前ニ決議シタル場合ニ依リテ爲ルコトナラズ

第八十七條 取締役ガ前二條ノ規定ニ違反シタるときには、五圓以上五十圓以下ノ

變更の決議又は假決議を爲た場合には適用せぬ。

第八十四條 株式會社が商法施行前に資本の増加、若くは減少の決議又は假決議を爲た場合に於ては、舊商法の規定に依つて其増加又は減少を爲ることができ、又商法第百二十八條乃至第三百十條の規定は前項の場合に之を準用する。

第八十五條 商法施行前に爲た決議又は假決議に依つて、資本を増加した場合に於て、商法施行前に新株に付て拂込んだ株金額の登記を爲なかつたときには、其施行の日から、又商法施行後に拂込があつたときには、其日から二週間内に本店及び支店の所在地に於て其登記を爲なければならぬ。

第八十六條 株式會社が商法施行前に解散した場合に於て、未だ解散の決議を爲なかつたときには、取締役は商法施行の後速に株主に對して解散の通知を發せなければならぬ。

第八十七條 取締役が前二條の規定に違反したときには、五圓以上五十圓以下の

第八十六條 株式會社が商法施行前に解散した場合に於て、未だ解散の決議を爲なかつたときには、取締役は商法施行の後速に株主に對して解散の通知を發せなければならぬ。

第八十七條 取締役が前二條の規定に違反したときには、五圓以上五十圓以下の

ニ違反シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラルル
 第八十八條 株式會社の清算人ハ株主總會又は裁判所ガ商法施行前に與ヘテ訓示ヲ受ケテ清算スルコトヲ要ス
 第八十九條 商法施行前に舊商法第二百四十二條ノ規定ニ依ツテ選任シテ代理人ハ其權限ヲ遵守スルコトヲ要ス
 第九十條 第三十三條ノ規定ハ商法施行前に解散シテ株式會社の清算人が公告スル場合にも當テ嵌めて用ゐる
 第九十一條 第二十六條、第三十條乃至第三十二條、第三十五條及び第三十六條ノ規定ハ、株式會社の場合にも用ゐる
 第九十二條 商法施行前に日本に支店を設けた外國會社に付テハ、勅令を以テ特別な規程を設けることが出来る、商法施行前に外國人が日本に於テ設立シテ會社及び組合も同じく勅令を以テ特別規程を設けても差支ない
 第九十三條 商法施行前に舊法中會社に關シテの罰則を適用せなければならぬ行為があつたときは、商法施行の後でも其罰則を適用する

過料に處せられる。

第八十八條 株式會社の清算人は株主總會又は裁判所が商法施行前に與へた訓示を遵守せなければならぬ。

第八十九條 商法施行前に舊商法第二百四十二條の規定に依つて選任した代理人は其權限を遵守スルコトヲ要ス

第九十條 第三十三條の規定は商法施行前に解散した株式會社の清算人が公告する場合にも當て嵌めて用ゐる。

第九十一條 第二十六條、第三十條乃至第三十二條、第三十五條及び第三十六條の規定は、株式會社の場合にも用ゐる。

第九十二條 商法施行前に日本に支店を設けた外國會社に付ては、勅令を以て特別な規程を設けることができる、商法施行前に外國人が日本に於て設立した會社及び組合も同じく勅令を以て特別規程を設けても差支ない。

第九十三條 商法施行前に舊法中會社に關しての罰則を適用せなければならぬ行為があつたときは、商法施行の後でも其罰則を適用する。

商法施行前に外國人カ日本ニ於テ設立シタル株式會社及組合ニ付テハ、商法施行前に舊法中會社に關シテの罰則を適用スルコトヲ要ス
 第九十四條 商法施行前に舊法中會社に關シテの罰則を適用スルコトヲ要ス

第九十四條 私設鐵道株式會社には、明治二十年勅令第十二號の私設鐵道條例の改正に至る迄は、舊商法及び其附屬法令中株式會社に關しての規定を適用する。

第九十五條乃至第九十六條 (第九十五條乃至第九十六條は明治三十三年三月二十二日法律第六十九號保險業法第百三條を以て削除となる)

第九十四條 私設鐵道株式會社ニハ明治二十年勅令第十二號私設鐵道條例ノ改正ニ至ルマテ舊商法及ロ其附屬法令中株式會社ニ關スル規定ヲ適用ス

(法律第六十四號ヲ以テ私設鐵道法發布ニ因リ消滅)
 第九十五條乃至第九十六條 (三十三年法律第六十九號保險業法第百三條ヲ以テ削除)

第九十七條 明治十年第六十六號布告の利息制限法第五條の規定は、商事には適用せぬ。

第九十八條 商法施行前に設定した質權の實行に付ては、別段な意思表示のあつた場合を除く外は、競賣法の規定を適用する、併し取引所の相場の有る有價證券や其他の商品に在つては、執達吏は取引所之を賣却することが出来る。又前項の規定は留置權者が、其留置物を賣却する場合にも用ゐる。

第九十九條 商法施行前に發行した指圖證券や無記名證券には、本法に別段な定

第九十七條 明治十年第六十六號布告ノ利息制限法第五條ノ規定ハ、商事ニハ適用セズ
 第九十八條 商法施行前に設定シタル質權ノ實行ニ付テハ、別段ノ意思表示アル場合ニ限リ、競賣法ノ規定ヲ適用スルコトヲ要ス
 第九十九條 商法施行前に發行シタル指圖證券及無記名證券ニハ、本法ニ別段ノ規定アル場合ニ限リ、其規定ヲ適用ス

實印スル場合ニシテ
 第百十九條 商法
 施行前ニ發行シタ
 別名證券ニハ本法
 別段ノ規定アル場
 合ヲ除ク外ニハ但
 民法施行法第三十
 條ノ規定ニ依リテ
 効力ヲ生ズルコト
 ナリ
 第百二十條 商法
 施行前ニ發行シタ
 無記名證券ニハ但
 民法施行法第三十
 條ノ規定ニ依リテ
 効力ヲ生ズルコト
 ナリ
 第百二十一條 商
 法施行前ニ發行シ
 タ無記名證券ニハ
 民法施行法第三十
 條ノ規定ニ依リテ
 効力ヲ生ズルコト
 ナリ
 第百二十二條 湖
 川港灣及ビ沿岸小
 航路ノ範圍ハ遞信
 大臣ガ之ヲ定ムル
 第百二十三條 手
 形ノ所持人が其前
 者に對しての償還
 請求權者ハ支拂拒
 絶證書ノ作成ガ商
 法施行前ニ在リタ
 ル場合ニ於テハ其
 施行の日ヨリ起算
 シテ六ヶ月ヲ経過
 シタときニハ時効
 因ツテ消滅スルコ
 トナリ
 第百二十四條 明
 治十九年法律第二
 號公證人規則第二
 十八條ノ規定ニ依
 リテ爲テ手形行爲
 ガ日本ノ法律ニ定
 メテある要件ヲ具
 備スルコトナラバ
 日本ノ法律ニ依リ
 テ其効力ヲ生ズル
 コトナリ
 第百二十五條 外
 國ニ於テ爲テ手形
 行爲ガ日本ノ法律
 ニ定メテある要件
 ヲ具備スルコトナ
 ラバ日本ノ法律ニ
 依リテ其効力ヲ生
 ズルコトナリ

のある場合を除く外は、舊商法の規定を適用する、併し民法施行法第三十一條と第三十三條の規定を準用しても差支ない。

第百二十條 商法第二百八十一條の金錢、其他の物、又は有價證券の給付を目的とする有價證券の所持人が其證券を喪失した場合に於て、公示催告の申立を爲たるときには、債務者に其債務の目的物を供託させ又は相當の擔保を供して其證券の趣旨に従つて履行を爲せることができると云ふ規定は、商法施行前に發行した指圖證券及び無記名證券にも亦之を適用する。

第百二十一條 商法第二百九十九條の匿名組合員が其氏若くは氏名を營業者の商號中に用ゐるか、又は其商號を營業者の商號として用ゐることを許諾したときには其使用以後に生じた債務に付ては、營業者と連帶して其責を負はなければならぬと謂ふ規定は商法施行前に約した匿名組合も亦之を適用する。

第百二十二條 湖川港灣及び沿岸小航路の範圍は遞信大臣が之を定める。

第百二十三條 手形の所持人が其前者に對しての償還請求權者は、支拂拒絶證書の作成が商法施行前ニ在つた場合に於ては、其施行の日から、又支拂拒絶證書を

合ニ於テハ其施行
 日ヨリ起算シテ六
 ヶ月ヲ経過シタ時
 刻ニ於テハ時効因
 ツテ消滅スルコト
 ナリ
 第百二十四條 明
 治十九年法律第二
 號公證人規則第二
 十八條ノ規定ニ依
 リテ爲テ手形行爲
 ガ日本ノ法律ニ定
 メテある要件ヲ具
 備スルコトナラバ
 日本ノ法律ニ依リ
 テ其効力ヲ生ズル
 コトナリ
 第百二十五條 外
 國ニ於テ爲テ手形
 行爲ガ日本ノ法律
 ニ定メテある要件
 ヲ具備スルコトナ
 ラバ日本ノ法律ニ
 依リテ其効力ヲ生
 ズルコトナリ

作成した時が商法施行後ニ在つた場合に於ては、其作成の日から六ヶ月を經過したときには、時効に因つて消滅する。

又裏書人の其前者に對しての償還請求權は、商法施行前に償還を爲た場合に於ては、其施行の日から、又商法施行後に償還を爲た場合に於ては、其日から六ヶ月を經過したときには、時効に因つて消滅する。

商法施行前に進行を始めた時効の殘期が商法施行の日から起算して六ヶ月より短いときには、時効は其殘期を經過するに因つて完成する。

第百二十四條 明治十九年法律第二號公證人規則第二十八條の規定は、公證人が拒絶證書を作る場合には之を適用せない。

第百二十五條 外國ニ爲テ手形行爲の要件は其行爲地の法律に依るのである。前項の規定に拘らず、外國に於て爲テ手形行爲が、日本の法律に定めた要件を具備せないと雖も、爾後日本ニ爲テ手形行爲は有效とする、又日本人が外國に於て日本人に對して爲テ手形行爲が、日本の法律に定めてある要件を具備するときにも亦有效である。

國ニ於テ爲シタル手形行爲ノ要件ハ行爲地ノ法律ニ依ル
前項ノ規定ニ拘ハラズ外國ニ於テ爲シタル手形行爲カ日本ノ法
律ニ定メタル要件ヲ具備スルトキハ外國ノ法律ニ依レハ要件ヲ

具備セサルトキハ雖モ爾後日本ニ於テ爲シタル手形行爲ハ有效
トス日本人カ外國ニ於テ日本人ニ對シテ爲シタル手形行爲カ日
本ノ法律ニ定メタル要件ヲ具備スルトキ亦同シ

第二百二十六條
外國ニ於テ手形上ノ
權利ヲ行使スルハ保
全スル爲メニハ保
行爲ノ方式ニ依ル
地ノ法律ニ依ルハ商
法第三項ノ規定ハ商
法第五十二條ニ依
ル

第二百二十六條 外國て手形上の權利を行使したり又は保全する爲めに爲た行爲の
方式は其行爲地の法律に依るのである。

第二百二十七條
商法第五十二條ニ依
ルハ商法第三項ノ規
定ハ商法第五十三
條ニ依ル

第二百二十七條 商法第五十二條第三項の船舶管理人を選任した場合及び其代
理權が消滅した場合には之を登記せなければならぬと謂ふ規定は、商法施行前に
選任した船舶管理人にも亦之を適用する。

第二百二十八條
商法第五十六條ニ依
ルハ商法第五十八
條ニ依ル

第二百二十八條 商法第五十六條の船舶の貸借は之を登記したときには、其
登記後は其船舶に付て物權を取得した者に對しても効力が生ずると謂ふ規定は、商
法施行前に爲た船舶の貸借にも之を適用する。

第二百二十九條
商法第五十九條ニ依
ルハ商法第六十條
ニ依ル

第二百二十九條 次に掲げてある商法の規定は商法施行の日から、其施行前に選任
した船長にも亦之を適用する。

施行ノ口ヨリ其施
行前ニ選任シタル
船長ニモ亦之ヲ適
用ス

した船長にも亦之を適用する。

- 一、船長は其職務を行ふに付て注意を怠らぬことを證明するのてなければ、船舶所有者や借船者其
他の荷送人其他の利害關係人に對して損害賠償の責を免れることはできない。
 - 又船長は船舶所有者の指圖に従つたときも、船舶所有者以外の者に對しては、前項に定めてある責
任を免れることはできない。(商法第五十八條)
 - 二、海員が其職務を行ふ際に、他人に損害を加へた場合に於ては、船長は監督を怠らなかつたことを證
明せなければ、損害賠償の責を免れることはできない。(商法第五十九條)
 - 三、船長が已むことを得ない事由の爲めに、自分で船を指揮することのできないときは、法令に別段
な定めがある場合を除く外、他人を選任して自分の職務を行はせることができる、尤も此場合に於て
は、選任に付ては船長が船主に對して責任を負はなければならぬ。(商法第六十條)
 - 四、船長は發航前に船舶が航海に支障がないか否か、其他航海に必要な準備が整頓してゐるか否か等を
検査せなければならぬ。(商法第六十一條)
 - 五、船長は常に次に掲げてある書類を船中に備へて置かなければならぬ。
 - イ、船舶國籍證書、
 - ロ、海員名簿、
 - ハ、器具目錄、
 - ニ、航海日誌、
 - ホ、旅客名簿、
 - ヘ、運送契約及び積荷に關しての書類、
 - ト、税關から交付した書類、
- 前項第三項乃至第五項に掲げてある書類は、外國に航行せぬ船舶に限つて、命令を以て之を備へな

- くともよいと定めることができる。(商法第五百六十二條)
- 六、船長は已むことを得ない場合を除く外、自分に代つて船舶を指揮すべき者に、其職務を委任してからなければ、荷物の積荷や旅客の乗込の時から荷物の陸揚や旅客の上陸の時まで船舶を去ることはできない。(商法第五百六十三條)
- 七、船長は航海の準備が終つたときには、速に發航をし、必要のある場合を除く外は、豫定の航路を變更しないで到達港まで航行せなければならぬ。(商法第五百六十四條)
- 八、船長は航海中は、最も利害關係人の利益に適する方法に依つて積荷の處分を爲さなければならぬ。又利害關係人は自己に過失がなく船長の行爲に因つて、其積荷付て債権が生じたときには、其積荷を債権者に委付して其責を免れることができる。(商法第五百六十五條)
- 九、船舶港外に於ては、船長は航海の爲めに必要な一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲る権限がある。又船舶港に於ては、船長は特に委任を受けた場合を除く外、海員の雇入、雇止を爲る権限丈けよりない。(商法第五百六十六條)
- 一〇、船長の代理権に加へた制限は、制限の有ることを知つてない善意の者に對しては効力がない。(商法第五百六十七條)
- 一一、船長は船舶の修繕費や救助料其他航海を繼續するに必要な費用を支辨する爲めなければ、船舶を抵當に入れたり、借財を爲たり、又は積荷を賣却や質入することはできない。船長が積荷を賣却又は質入した場合に於ての損害賠償の額は、其積荷の到達すべき時に於ての陸揚港の價格に依つて之を定めるので、此場合には其價格中から支拂ふことを要せぬ費用を差引かなければならない。(商法第五百六十八條)
- 一二、船舶港外に於て船舶が修繕することができない様になつたときには、船長は管海官廳の認可を受けて、之を賣買することができる。(商法第五百七十條)

第三百三十條 商法
 第三百三十一條 商法
 第三百三十二條 商法
 第三百三十三條 商法
 第三百三十四條 商法
 第三百三十五條 商法
 第三百三十六條 商法
 第三百三十七條 商法
 第三百三十八條 商法
 第三百三十九條 商法
 第三百四十條 商法
 第三百四十一條 商法
 第三百四十二條 商法
 第三百四十三條 商法
 第三百四十四條 商法
 第三百四十五條 商法
 第三百四十六條 商法
 第三百四十七條 商法
 第三百四十八條 商法
 第三百四十九條 商法
 第三百五十條 商法
 第三百五十一條 商法
 第三百五十二條 商法
 第三百五十三條 商法
 第三百五十四條 商法
 第三百五十五條 商法
 第三百五十六條 商法
 第三百五十七條 商法
 第三百五十八條 商法
 第三百五十九條 商法
 第三百六十條 商法
 第三百六十一條 商法
 第三百六十二條 商法
 第三百六十三條 商法
 第三百六十四條 商法
 第三百六十五條 商法
 第三百六十六條 商法
 第三百六十七條 商法
 第三百六十八條 商法
 第三百六十九條 商法
 第三百七十條 商法
 第三百七十一條 商法
 第三百七十二條 商法
 第三百七十三條 商法
 第三百七十四條 商法
 第三百七十五條 商法
 第三百七十六條 商法
 第三百七十七條 商法
 第三百七十八條 商法
 第三百七十九條 商法
 第三百八十條 商法
 第三百八十一條 商法
 第三百八十二條 商法
 第三百八十三條 商法
 第三百八十四條 商法
 第三百八十五條 商法
 第三百八十六條 商法
 第三百八十七條 商法
 第三百八十八條 商法
 第三百八十九條 商法
 第三百九十條 商法
 第三百九十一條 商法
 第三百九十二條 商法
 第三百九十三條 商法
 第三百九十四條 商法
 第三百九十五條 商法
 第三百九十六條 商法
 第三百九十七條 商法
 第三百九十八條 商法
 第三百九十九條 商法
 第四百條 商法

- 一三、船舶が其現在地で修繕を受けることができず又修繕を爲る地に曳いて行くこともできないとき及び其修繕費が船舶の價額の四分の三に超ゆる様なときは、其船舶は修繕することができなくなつたものと看做すのである。(商法第五百七十一條)
 - 一四、船長は航海を繼續する爲めに必要であるときには、積荷を航海の用に供することができる。(商法第五百七十二條)
 - 一五、船長は航海に關しての重要な事柄を、速に船主に報告せなければならぬ。又船長は航海の終り毎に速に、其航海に關しては計算をして、船舶所有者の承認を求め、又船舶所有者から請求があれば何時でも計算の報告を爲なければならぬ。(商法第五百七十三條)
 - 一六、船舶所有者は、何時でも船長を解任することができる。併し正當の理由がなくして之を解任したときには、船長は船舶所有者に對して、解任の爲めに生じた損害の賠償を請求することができる。又船長が船舶共有者の一人である場合に於て、自己の意に反して解任されたときには、他の共有に對して、相當の代價を以て自分の持分を買取つて呉れと要求することができる。船長が前項の請求を爲ようとするときは、速に他の共有者又は船舶管理に對して其通知を發せなければならぬ。(商法第五百七十四條)
- 第三百三十條** 商法第五百六十二條第一項の屬具目録、航海日誌、旅客名簿等の書類の書式は逓信大臣が之を定める。
- 第三百三十一條** 委付の原因が商法施行後に生じたときには、其施行前に爲た保険契約に付ても被保険者は、商法の規定に従つて委付を爲ることができぬ。
- 第三百三十二條** 船舶の存否が商法施行の日から六ヶ月間分らないときには、未だ

●商法中署名スヘキ場合ニ關スル件

(明治三十三年二月二十六日法律第十七號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
商法中署名スヘキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得

●小商人ノ範圍ニ關スル件

(明治三十二年六月十五日勅令第二百七十一號)

朕小商人ノ範圍ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

商行爲ヲ爲スヲ業トスルモ資本金額五百圓ニ滿タサル者ハ之ヲ小商人トス

附 則

此勅令ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●湖川、港灣及沿岸小航海ノ範圍

(明治三十二年五月二十六日遞信省令第二十號)

商法施行法第二百二十二條ノ規定ニ依リ湖川、港灣及沿岸小航海ノ範圍左ノ通定ム

湖川、港灣ノ範圍ハ平水航路ノ區域ニ依ル

沿岸小航海ノ範圍ハ播磨國明石川口西岸ヨリ淡路國江崎ニ至ル線、淡路國押登崎ヨリ阿波國大磯崎ニ至ル線、伊豫國佐田岬ヨリ高島ヲ經テ豊後國地蔵崎ニ至ル線及豊前國部崎ヨリ長門國宇部村ニ至ル線ヲ以テ限ラレタル内海トス

●海員名簿、屬具目錄、航海日誌、旅客名簿書式

(明治三十二年五月二十六日遞信省令第十九號)

商法第五百六十二條第一項第二號乃至第五號ニ掲クル書類ノ件左ノ通定ム

第一條 海員名簿ハ第一號書式、屬具目錄ハ第二號書式、航海日誌ハ第三號書式、旅客名簿ハ第四號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

●手形交換所設置ノトキ申合規則等提出方ノ件

(明治四十四年十月五日司法省訓令第一號)

地方裁判所長

各地方裁判所管内ニ於テ將來商法第五百三十三條ノ三及ヒ第五百三十四條ノ規定ニ該當スヘキ手形交換所設置アリタルトキハ其手形交換所ヲシテ手形交換ニ關スル申合規則其他ノ附屬書類ヲ提出セシメ當省ニ差出スヘシ

舊商法破産編

(明治二十三年三月二十七日
法律第三十二號)

第三編 破 産

破産とは支拂を停止した商人の總財産を以て、總債權者に、公平に配分を爲し満足を得せしむる訴訟手續の二つを云ふのである。

現行破産法によれば、破産は商人の支拂停止と云ふことが原因となるのである、それ故商人てなき人は、この法律の支配は受けぬことになつて居る、斯く破産を商人に限り必要であると認められたのは商人破産主義を採用した結果である。

破産は民事訴訟手續であつて、非訟事件ではない。何んとなれば破産は民事訴訟と同じく私權の確定及び強制執行の爲めに國家の權力を行使するものであるからである、破産は公平なる損失分擔の主義によるものである、即ち總債權者を満足せしむる資力のなき場合に其不足額を各

債権者が分擔する手續であるからである。尤も他の法律に於て家資分散をも含めて破産と稱することもあるのであるから注意を要す、例へば民法に於て破産と云ふのは常に商人と、商人となき人とを通じて行はるべき破産と云ふことを意味して居る。(破産法第九七八條、民事訴訟法第一七九條、民法施行法第三條等を参照すべし)

破産と云ふ觀念はこれを三つの方面から観ればよく了解が出来るのである。一は債権者の側より、二は社會の側より、三は債務者の側よりするのである。

一、二人以上の債権者の債権の總額が債務者の有する資産に超過し到底完済の見込が立たざる場合に各債権者に對し公平の配分を爲して満足を得せしめる訴訟法の一の特別規定として設けられた法律である、債権者一人なる時には強制執行の方法あるも二人以上の債権者が各他を排して獨り完済を得んとして強制執行の手續に依るときは終に各債権者中非常なる不公平を來し或は社會の秩序をも害するに到る恐あり之れ此の特別法を制定する必要の生ずる譯である。

二、破産を社會の側から観れば猶ほ一つの自然に生じて來る災厄である、火災、震災等の不幸と同一である。尤も有罪破産の場合は格別普通の破産は人力を以て如何とも回復し救助す

る方法の出來ぬ場合に起る現象であるから到底これは法律を以て禁止することは出來ぬ。故に法律は寧ろ既に生じたる破産に付ての善後策を講ずべきものである、即ち債権者を保護し以て損失分擔を公平に爲して不幸中にも幸ならしめんことを期するにあり。

三、債務の完済が不能であるか否かは債務者の境遇を内外より區別して觀察する必要がある、只單に債務者の有する有形上の資産のみを計量して完済の不能なるものと臆断してはならぬ人は信用によつて無形上の資産があるものである、即ち信用によつては一時他より融通を爲して以て債務を圓滿に完済し債権者に満足を與へ得べきものである、故に破産は債権者が債務の完済が不能となつた場合に生ずる現象である、即ち破産を宣告し其手續を開始すべきものである、之が故に破産には第一に外部より見て以て貸借對照の結果債務の超過するの狀態に於ては支拂の停止をなし然る後債務者の辨済力の如何によつて茲に始めて破産の宣告は爲さるゝものである、只外部より觀て以て直ちに破産の手續は開始さるゝものではない。

第一章 破産宣告

破産宣告とは、破産の本人か又は其債権者からの申立によつて決定と云ふ裁判

第九百七十八條
商人が支拂を停止シタルトキハ裁判所ハ本人又ハ債権者ノ申立ニ因リ決定ヲ以テ破産ヲ宣告ス(三十二年法律第四十九號ノ以テ全條改正)

裁判所ハ口頭辯論ヲ經シテ裁判ヲ爲スコトヲ得此裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

の名を以て裁判所が破産宣告を爲すのである。
破産の申立が正當であつて破産宣告をなしたときには裁判所は破産決定書と云ふ二つの判決文を作るのである。それを裁判所の揭示場並に破産者の營業場に貼附し尙又其他新聞紙に掲載して廣く一般人に知れ亘る様に公告をなすのである、以下破産宣告に就ての規定を説明して之等の手續を明かにする。

第九百七十八條 商人が信用を失ひ資力に缺乏を生じて到底負擔せる債務を完済することの見込が立たぬ時には債権者を公平に保護する必要上から一時支拂を停止して置いて破産の宣告を本人か又は債権者から裁判所に申立るのである。
斯る申立を受け裁判所は、決定を以て破産の宣告を爲すのである。

此の場合には裁判所は當事者の口頭辯論を聞かなくて裁判を爲すことが出来るのである。それであるから、此の裁判に對しては當事者から即時抗告を爲すことが出来るのである。(明治三十二年法律第四十九號を以て全條改正)

決定 裁判所が既經當事者に向ふて下す宣言に三種類ある即ち裁判、決定、命令これである、決定は裁判する事柄の内容の如何を調べず裁判所が書面とか又は任意の口頭辯論を基礎として下す宣言を指すのだ。

第九百七十九條
支拂停止ハ其停止ノ理由ヲ明シテ本人又ハ債権者ノ申立ニ因リ決定ヲ以テ破産ヲ宣告ス(三十二年法律第四十九號ノ以テ全條改正)

裁判所ハ口頭辯論ヲ經シテ裁判ヲ爲スコトヲ得此裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

即時抗告 抗告に二種あり、即時抗告、通常抗告これである、即時抗告は七日間の不變期間内に限りて下級裁判所の裁判の確定前に之を利益に変更せんことを求める救済手段として上訴の方法の一種である
即時抗告の不變期間は裁判の進達の時から始まるのが原則である。尤も開席判決の申立を却下する決定に對する即時抗告、裁許許可決定に對する即時抗告、除權判決の申立を却下する決定等に對する即時抗告の期間は此等裁判の言渡の時から起算する而して此期間は不變期間であるから抗告なくして之を徒過したるときは決定は確定するのである。

第九百七十九條 支拂停止は其支拂停止を爲した日を算入して五日間以内に次に掲げる者から其者の營業所又は住所の所在を管轄する裁判所に書面を以て届出てもよし又は裁判所へ出頭して口上で云ふのを調査に筆記させて届けてもよい。而して此届出を爲すには支拂停止を爲した事情原因等を明細にし其上に貸借對照表、並に商業帳簿を添へなければならぬ。
支拂停止を届出る者は次の如し。

- 一、個人なれば支拂停止を爲したる本人。
- 二、會社なれば、業務擔當の責任ある社員、又は取締役、又は清算人。

(明治二十六年法律第九號を以て改正)
貸借對照表には次に掲げる諸件が包含されて居らなければならぬ。

債權ノ列挙及ヒ
 第二 總テノ債
 第三 利益及ヒ
 第四 損失ノ概算
 第五 毎月ノ一
 第六 身上ノ費用及ヒ
 第七 家事費用ノ支出
 第八 額

第九百八十條 破
 産決定書ニハ左ノ
 諸件ヲ包含ス
 第一 支拂停止
 ノ日時但此日時
 ハ後日裁判所ノ
 決定ヲ以テ之ヲ

第一、總テの動産、不動産、其他債權を一々列挙し且其價額を記載するのである。
 第二、總べての債務。
 第三、利益及び損失の概要。
 第四、毎月の一身に費せし経費及び家事の費用として支出せし金額。
 支拂停止 とは債務者が支拂を爲すこと能はざる旨を表示したる行爲を謂ふので支拂不能とは區別して見るべきである。

商業帳簿 とは商法第五章以下に規定してある帳簿の種類を指すのである即ち日々の取引其他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を整理且つ明瞭に記載する帳簿を備へ置く義務があるから之等に關する諸帳簿を指すのである。

清算人 とは破産以外の事情原因によつて社團又は財團若しくは組合團體が解散したる場合に於て其清算を爲す者を指して清算人と云ふのである。裁判上清算人を選任及び解任するには利害關係人から其の申請を裁判所に向ふて爲すのである。

第九百八十條 破産の本人又は其債權者の申立により決定を以て裁判所之を宣告するものである、破産の申立が正當であつて破産宣告をなすべきものと認めたる時は裁判所は破産決定書を作り裁判所の揭示場並に破産者の營業場に貼附し及其他新聞紙に掲載して之を公告すべきものである。

定ムルコトヲ得
 (同上)
 第二 破産主任
 官及ヒ一人又ハ
 二人以上ノ破産
 管財人ノ選定
 第三 破産財團
 ノ保全ニ必要ナ
 ル處分ニ付テノ
 命令
 第四 破産者ノ
 債務者又ハ財團
 ニ屬スル物ノ占
 有者ニ對スル拂
 渡差押ノ命令
 第五 破産者ノ
 總債權者ニ對シ
 其請求權ヲ短ク
 トモ三個月長ク
 トモ六個月ノ期
 間ニ破産主任官
 ニ届出ツ可キ旨
 ノ催告
 第六 調査會ノ
 期日及ヒ債權者
 集會ノ期日ノ指
 定

此の破産決定書には次に掲げる事項を必ず記載せなければならぬ。
 第一、支拂停止の日時。但此日時は後日裁判所の決定を以て之を定むることが出来る。(二十六年法律第九號を以て改正)
 第二、破産主任官及び一人又は二人以上の破産管財人の選定。
 第三、破産財團の保全に必要である處分に付ての命令。
 第四、破産者の債務者又は財團に屬する物の占有者に對する拂渡差押の命令。
 第五、破産者の總債權者に對して其請求權を短くとも三箇月、長くとも六箇月の期間に破産主任官に届出づべき旨の催告。
 第六、調査會の期日及び債權者集會の期日の指定。
 第七、破産宣告の日時。(二十六年法律第九號を以て追加)
 破産決定書は之を檢事に送致するのである。

破産主任官 とは裁判所が判事の中から選定するものであつて破産手續の指揮監督を爲すべき機關である。而して其の職務は破産手續の指揮監督であつて且つ破産者及び其家族に破産財團から給與の扶助料を與ふることが出来るのである。又、破産管財人に報酬を與へ、破産者其家族の取調等を爲すことが出来る。破産主任官の命令は假執行行爲を爲すことが出来る。又此命令に對しては破産裁判所に即時抗告

第七 破産宣告ノ日時(二十六
年法律第九號ヲ以テ追加)
破産決定書ハ之ヲ
檢事ニ送致ス可シ

第九百八十一條
破産宣告ハ即時ニ
裁判所ノ揭示場並
ニ破産者ノ營業場
ニ貼附シ及ヒ其地
ノ新聞紙ニ載セテ
之ヲ公告スルコト
ヲ要ス其宣告ハ假
執行ヲ爲スコトヲ
得

第九百八十二條
破産者ノ財産ヲ以
テ破産手續ノ費用
ヲ償フニ足ラサル
トキハ前條ノ手續
ヲ除ク外其後ノ手
續ヲ停止ス其手續
ノ停止ハ之ヲ公告
スルコトヲ要ス

な爲し得る也、尙又營業の續行の申立、及び破産手續終結決定の申立を爲すことを得る等の職務がある。
破産管理人 は破産裁判所の選定に依り、破産主任官の指揮監督の下に破産財團の管理、換價配當をなす公の機關を云ふのである。而して此の機關は公の機關にして決して債権者又は破産者の代理人ではない又破産財團の代表者でもない、併し破産管理人は官吏と云ふことも出来ぬ。管理人は裁判所の選任に因るものであるから、任命の手續が異なるからである。
破産財團 とは破産債権者の平等分配の目的たる財産にして破産手續終結に至る迄は破産者に屬し、且つ強制執行の目的となることを得る財産を謂ふのである。

第九百八十一條 破産宣告は、宣告を爲したる時直様、裁判所の揭示場並に破産者の營業場に貼附し及び其他の新聞紙に掲載させて之を公告せなければならぬ、破産宣告は假執行を爲すことが出来るのである。

假執行 とは金錢の債権、又は金錢に換ふることを得べき請求に就き、動産、又は不動産に對する強制執行を保全する爲めに行ふ一種の訴訟處分である、之を爲すには、金錢、又は金錢に換ふることの出来得べき請求の爲でなければならぬ。動産、又は不動産を目的とする、と等二三の條件がある。

第九百八十二條 破産者の財産を以て破産手續の費用を償ふに足らないときにはは無據其手續を停止すべきであるが併し前條に規定されてある手續即ち破産宣告の公告だけは之を停止し省略することは出来ぬ、それ故前條の手續を除く以外其後に起る手續を停止するのである、若し其手續の停止を爲した時には其停止を公告せな

然レトモ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ル破産者ノ財産アルコトヲ證明スルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ即時其手續ヲ再施ス
破産手續ノ停止ハ其繼續スル間ハ第一千四十九條ニ掲ケタル效力ヲ有ス

第九百八十三條
破産主任官ハ總テ
ノ破産手續ヲ指揮
シ及ヒ監督スルコ
トヲ要ス其命令ハ
假執行ヲ爲スコト
ヲ得然レトモ此命
令ニ對シテハ破産
裁判所ニ即時抗告
ヲ爲スコトヲ得

ければならぬ。然れども破産手續の費用を償ふに足るだけ破産者の財産があることを證明するときは申立に因り又は裁判所が職權を以て即時に其手續を再び施行するのである。破産手續の停止は其繼續する間は第一千四十九條に掲げてある効力が有るのである。即ち、破産手續終結の後には辨償を受けざる債権者は破産手續に於て確定したるに因つて得たる權利名義に基き其債権を債務者に對して無限に行ふことが出来る。

破産手續 とは破産者の財産を以て各債権者に平等なる分配をなすの手續を謂ふのである、即ち、商人が支拂を停止したるとき破産の本人又は債権者からの申立に依り破産の宣告を爲し以て各債権者に平等の配分を得させしむるまでに要する總べての手續を指して謂ふのである。

第九百八十三條 破産主任官は總べての破産手續を指揮し及び監督することの義務がある、其命令は假執行を爲すことが出来る、然れども此の命令に對しては破産裁判所に即時抗告を爲すことが出来るのである。

破産裁判所 とは破産事件を管轄すべき裁判所の謂である、則ち破産者の營業所又は住所の地を管轄する地方裁判所である。
此裁判所は明文の見るべきものなしと雖も一種の強制執行なれば專屬管轄なりと云はざるべからず故に當事者の合意に依り變更することを得ざるのである、然れども債務者が數個の營業所と一の住所を有す

るときは民事訴訟法の理論から選擇することが出來ると云はなければならぬ、又破産裁判所は破産宣告
申告當時に依つて定まるものにして申立後住所を變更するも管轄には影響を來さぬものである。破産裁
判所は破産手續の開始、其終結及び停止に就き必要なる裁判をなし、破産手續を指揮し且つ之を監督す
るのである、破産裁判所は破産主任官及破産管財人を選定し、破産手續に關する事情を明白ならしむる
爲めに必要なる證據調を爲し又必要なる報告を爲すべき旨を破産者に命じ、尙必要ある場合には破産者
の引致又は監守を命令し債権者の集會の決議に對し認可權を有し未決定債権者の債権者集會に加はるべ
き權利の有無に就き裁判を爲し、他の裁判所に法律上の補助を求め其他官廳に對し必要なる通知を爲す、
又異議ある債権に就き判決を爲し又取戻の訴に就き判決を爲すにあり。

第九百八十四條 檢事は職權を以て破産者の罰せらるべき所爲の疑ひある時は其
有無を捜査し且つ此が爲めに取引帳簿其他の書類の展閱を本人に請求することが出
來る。

破産者の罰せらるべき所爲 とは第五十一條に列擧したる所謂過意破産の場合即ち次の如し。
破産宣告を受けたる債務者が支拂停止又は破産宣告の前後を問はず次に掲げたる行爲を爲したるときは
過意破産の刑に處す。

- 一、一身又は一家の過分なる費用、博奕、空取引、又は不相應の射利に因りて貸方財産を甚だしく減少
し若くは過分の債務を負ひたる時。
- 二、支拂停止を爲したる後支拂又は擔保を爲して或る債権者に利を與へ財團に損害を加へたる時。
- 三、商業帳簿を秩序なく記載し隠匿し毀滅し又は全く記載せざるとき。
- 四、財産目録、貸借對照表の作成若くは支拂停止届出の義務を怠りたる時又は裁判所の許可を得ずし
て其住地を離れたるとき。(三十二年法律第四十九號を以て本號改正)

第九百八十四條 檢事は職權を以て
破産者の罰せらるべき所爲の疑ひある時は其
有無を捜査し且つ此が爲めに取引帳簿其他の書
類の展閱ヲ求めル
コトヲ得

尙又第五十條に列擧したる詐欺破産即ち次の如し
破産宣告を受けたる債務者が支拂停止又は破産宣告の前後を問はず履行する意なき義務又は履行する前
はざることを知りたる義務を負担したるとき、又は、債権者に損害を被らしむる意思を以て貸方財産
の全部若くは一部を隠匿し轉讓し若くは偽造、變造したるときは詐欺破産の刑に處す。以上掲げたる二
つのものは處罰せらるゝ根據は之に因り債権者の財産等の請求權が迫害を被る點に於てある併し之を犯し
たる破産者は刑事上の犯人として取扱はるるのである。

第二章 破産の效力

第九百八十五條 破産宣告があればそれに依りて次の如き效力が生ずる。

- 一、破産者は、破産手續の繼續中は自己の財産であつても其財産を占有し、管理
し、及び處分する權利を失ふのである。
- 二、破産宣告のありたる日から以後は破産者の爲したる支拂其他總べての權利行
爲及び破産者に對して爲したる支拂は當然無効である。
- 三、破産者の動産、不動産に關する訴及執行は特に管財人や又は管財人に
對して之を起し又は繼續することが出來るのであつて破産者に對して訴及び
執行を爲すも上に述べたる如く無効である。

第九百八十五條 破産宣告ニ依リ破
産者ハ破産手續ノ
繼續中自己ノ財産
ヲ占有シ管理シ及
ヒ處分スル權利ヲ
失フ
破産宣告ノ日ヨリ
以後ハ破産者ノ爲
シタル支拂其他總
テノ權利行爲及ヒ
破産者ニ爲シタル
支拂ハ當然無効ト
ス
破産者ノ動産、不

動産ニ關スル訴訟及
ヒ執行ハ特リ管財
人ヨリ又ハ管財人
ニ對シテ之ヲ起シ
又ハ機縁スルコト
ヲ得

第九百八十六條

破産者ノ營業ノ用
ニ供スル動産ニ對
シテ不動産貸付ノ
爲メニスル強制執
行ハ三十日間之ヲ
猶豫ス但貸付人カ
共貸貨物ヲ取戻ス
權利ナ有スルトキ
ハ此限ニ在ラス

第九百八十七條

各債權者ハ優先
權ノ存スルニ非サ
レハ破産處分中破

權利行爲 とは人が自己に關する權利を行使するの行ひを權利行爲と稱す、例へば所有權の行使として
其所有物を利用し、處分するが如き又は債權者が債權の行使として債務者に辨償を請求するが如きこれ
である、權利行爲と相對する語で不法行爲と云ふ語あり此場合には他人に損害を加へたる時は常に賠償
の責任があるけれども權利行爲の場合に他人に於て損害が生じたりとて斯る問題は起らぬのである。
占有 とは法律の上にて一般に物に關する現實の支配を云ふのである、詳言すれば占有とは有體物を事實
上吾人の實力範圍内に置くのである、吾人が他人を排斥して有體物の上に有形的行爲を施すことを得る
状態を云ふのである、而して或る人が有體物を事實上自己實力の範圍に保持するときは此状態を指して
物の占有又は物の所持と云ふ、物の所持人が自己の爲めにする意思を以て法律上物を保持するときは其
保有は所謂占有である。

第九百八十六條

破産者の營業の用に供する動産に對して、不動産貸付の爲めに
する強制執行は三十日間之を猶豫するのである、但し貸貨物を取戻す權利を有する
ときは別に三十日間と云ふ期間の必要はないのである。

強制執行

とは人の意思に反せざると否とに拘らず強制して或る事柄を行はしむる手段を云ふのである
假へば債務辨償の手段なるが如き之である要するに強制手段とは或る目的を達するが爲めになす強制の
手續である。

第九百八十七條

各別々の債權者は別段に優先權が有る者でなき限りは均しく同
一の權利者であるから破産處分の中から破産者の財産に對して強制執行を爲すこと
は出來ぬのである。共に破産分配を待つ外はない、只だ優先權者は通常の權利者に

産者ノ財産ニ對シ
テ強制執行ヲ爲ス
コトヲ得ス

第九百八十八條

辨濟期限ノ未ダ至
ラサル破産者ノ債
務ハ破産宣告ニ依
リテ辨濟期限ニ至
リタルモノトス
爲替手形ノ引受人
又ハ引受ナキ爲替
手形ノ振出人又ハ
約束手形ノ振出人
カ破産宣告ヲ受ケ
タルトキハ其償還
義務ニ付テモ前項
ノ規定ヲ適用ス

對しては優先する權利であるから特に斯る權利を許容するのである。

優先權

とは吾人が或る物の上に物權を有する時は後に至り他人は最早同一物の上に同一の物權を取得
することは出來ぬ故に同一物上に時を異にして數個の物權が設立せられたる時、假令へば抵當權の目的
たる土地の上に水小作權が設立せられたる場合の如きは其權利の優劣は常に設定の前後によりて定まる
ものである即ち前の權利は後の權利に優先するを常とするのである。之に反し債權は其效力が甲乙同等
にして何れの債權も優先なきを原則とするのであるが例外として民法第八章に先取特權なるもの規定
を爲して優先する權利を認めてある。(第三百三條乃至第三百四十一條參照)

第九百八十八條

辨濟期限の未だ至らざる破産者の債務、換言すれば、破産者に
對して未だ辨濟期限に達せざる債權の債權者は破産分配に加はること出來ざるもの
とすれば之れ又甚だ不公平且つ弊害の生ずる恐れがあるから、此の場合に限り假令
辨濟期に至らなくても等しく債權者は同一の權利者であるから破産宣告のありたる
に依り辨濟期限に至りたるものとして破産分配を他の權利者と同一に受けることが
出來ることゝ例外的規定を爲したのである。

爲替手形の引受人、又は引受のなき爲替手形の振出人、又は約束手形の振出人が破
産宣告を受けたるときは如何に爲すべきかに付ては矢張前に述べたる規定に依つて
支拂期日即ち満期日に至りたるものと看做し其の償還義務を爲さしむるのである。

第九百八十九條 財團ニ對シテハ破産宣告ノ日ヨリ利息ヲ生スルコトヲ止ム但抵當權、質權其他ノ優先權ヲ以テ擔保セラレタル債權ハ其擔保物ノ賣却代金ニ滿ツルマテテ限トシテ利息ヲ生スルコトヲ得

第九百八十九條 全體商取引は原則として其貸借關係に對しては相當利息を附すべきが原則であるが、一度破産宣告を受けて財團となしたる以上は全く其趣を異にするのであるから、財團に對しては破産宣告の日から利息を生ずることを禁止するのである。尤も抵當權、質權其他の他斯の如き優先權を擔保と爲して以て爲されたる債權に對しては前にも述べた如く特別に強制執行さへ許してあるのであるから之れ又前と同視することは出来ぬ、併しそれが爲めに他の權利者を害することも許されぬから、其擔保物を賣却して其代金にて支拂はるゝ範圍を限度として利息を生ずることが出来るのである。即ちそれに滿つるまでの範圍内で利息を計算して支拂を受け得らるゝのである。

破産財團は破産債權者の平等分配の目的たる財産であるから破産手續の終結までに至るまでは破産者に屬して居る、且つ強制執行の目的たるものが出来る財産を破産財團と云ふのである。我破産法は成るべく破産債權者に完全なる辨濟を得せしむる主義であるから破産者が破産手續の終結に至る迄に取得したる財産を以て破産財團に屬するものと規定してある、破産財團は破産債權者に平等の満足を得せしむるを

以て目的とするのであるからして、破産手續が終結すれば、已に債權者は満足を得たるのであるから、假令其債權額の幾分の満足を得たりとて、それにて全部の債權が消滅するのである。

第九百九十條 支拂停止後又は支拂停止前三十日の内に破産者が爲したる贈與、其他の無償行爲又は之と同視すべき有償行爲、期限に至らざる債務の支拂、期限に至りたる債務の代物辨濟なり及び從來負擔したる債務の爲めに新に提供を爲す擔保は破産財團に對しては當然無効となるのである。(明治二十六年法律第九號を以て改正)

無償行爲及有償行爲 財産權に關する法律行爲は之を大別して有償行爲、無償行爲との二つに區別することが出来る、各當事者が雙方に出捐を爲すが爲に相互に利益を供與する法律行爲は有償行爲と云ふので、當事者の片方のみが出捐を爲すが爲めに相手方に利益を供與する法律行爲は無償行爲と謂ふのである。此の二者の區別は一方の出捐と他の一方の出捐を必要とする又一方の出捐に依る利益の供與と他の一方の出捐に依る利益の供與とが相互に對價となるや否やに依りて區別するのである、例へば賣買、交換の如きは有償行爲で、贈與、遺贈の如きは無償行爲である。

代物辨濟 とは債權の目的以外の物を以て辨濟するを云ふ、元來債務者は債權の目的たる給付を爲すに非ざれば其責任を免るゝ能はざるを原則とするのである、然るに債權者が他の給付を受領して満足するときは辨濟に依らざるも有償に債務を消滅するのである斯の如き債務者が債權者の承諾により其負擔

第九百九十條 支拂停止後又は支拂停止前三十日の内に破産者が爲したる贈與、其他の無償行爲又は之と同視すべき有償行爲期限ニ至ラサル債務ノ支拂、期限ニ至リタル債務ノ代物辨濟及ヒ從來負擔シタル債務ノ爲メ新ニ供スル擔保ハ財團ニ對シテハ當然無効トス(二十六年法律第九號ヲ以テ改正)